

学 生 便 覧

2 0 2 0 年



東京女子医科大学

看護学部



創立者 吉岡彌生先生

東京女子医科大学の目的

本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、女子に医学並びに看護学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与することを目的とする。(学則 第1条)

校 歌

(女性三部)

山田 耕 笹 作曲

山口 昇 編曲

Tempo di Marcia (♩=112)

Sop.
M.Sop.

unis.

ひーがしのくーに にさーきーにーお う あー

Alto

Musical notation for Alto part, first system.

か きこーころーのは な みず や めぐみのあーめ とつー

div.

Musical notation for Soprano and Mezzo-Soprano parts, second system.

unis.

ゆ うーけー て や よいのそーの におい そーだち み

Musical notation for Soprano and Mezzo-Soprano parts, third system.

div.

ず のがーはーら のふーか みーどり し た たるか

Musical notation for Soprano and Mezzo-Soprano parts, fourth system.

unis.

げーにほほーえーまい くす しきかーお りた

Musical notation for Soprano and Mezzo-Soprano parts, fifth system.

div.

だ よーわ せ う つしよびーと をなーぐーぎーめーつ

Musical notation for Soprano and Mezzo-Soprano parts, sixth system.

(一)

東洋の国に咲きにおう
慈愛の雨と露うけて
水野ヶ原の深緑り
くすしき香り漂わせ
赤き心の花見ずや
弥生の園に生い育ち
滴る影にほほ笑まい
現世人を慰めつ

(二)

尊き天職身に知りて
高き低きの別ちなく
輝く月と照さばや
月の桂を手折るまで
聖き心に慈母のごと
病苦に悩む人々を
いざ友垣よ諸共に
互にはげみ学ばなん

(三)

大海原に船出する
行く手に浪の荒くとも
「至誠」の光かざしつ
果たすは吾ら幾百の
吾らが幸を君知るや
病魔の風の狂うとも
神よりうけし此の職め
大和おみなの誇なれ

目 次

1 沿 革	1
第 23 回生 学修に関する事項	
1 看護学部教育理念 看護学部の教育目的 看護学部の教育目標／ポリシー	4
2 東京女子医科大学学則 抜粋	16
3 学則関連規程	
第 9 条別表Ⅱ-1 看護学部の授業科目および単位数、コマ数	22
第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程	27
第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程 補足	29
第 22 回生、21 回生、20 回生、19 回生 学修に関する事項	
1 看護学部教育理念 看護学部の教育目的 看護学部の教育目標／ポリシー	32
2 東京女子医科大学学則 抜粋	36
3 学則関連規程	
第 9 条別表Ⅱ-1 看護学部の授業科目および単位数、コマ数	41
第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程	43
第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程 補足	46
全学生共通の学修に関する事項	
3 学則関連規程	
11 条関係 看護学部試験に関する規程	52
警報発令時の講義・実習の休講について	55
学生生活において接する情報の取扱いに関する指針	56
全学生共通 学生生活に関する事項	
第 36 条関係 学生に関する規程	61
第 38 条・39 条関係 学生懲戒細則	62
掲示に関する内規	65
4 学生生活関連規程	
学生健康管理規程	65
看護学部奨学金貸与規程	66
看護学部学長賞規程	68
Kidney 太田奨励賞規程	68
看護学部学生懇談会申し合わせ	68
看護学部学生懇話会申し合わせ	69
図書懇談会規程	69
看護学部学生団体旅行に関する規程	69
5 学生生活	
健康管理・健康相談	70
キャリアサポート	70
プライベートポリシー	70
奨学金制度	71
傷害保険・賠償責任保険	72
海外研修参加時の安全確保について	74
掲示による連絡	76
教室等の使用	76

看護実習室の使い方	77
病院内における通信機器の利用について	78
ロッカー	79
学生ラウンジの利用	79
紛失物、拾得物	79
アルバイト	79
アパート・マンション等の紹介	79
河田町キャンパス食堂・売店	79
看護学部大規模災害時の対応	79
学生実習における事故防止ガイドライン	81
看護学部 ハラスメントの防止と相談	84
その他	84
6 図書館利用案内	85
7 課外活動	
看護学部学友会規約	88
看護学部学生会規約	91
8 学務課からのお知らせ	
学生証・定期券・学割	98
各証明書・諸届・願い出	98
住所変更・学費・各委員の選出	100
9 フローラドーマトリィ申し合わせ	101
10 キャンパス案内	
掛川キャンパス	102
河田町キャンパス	103
11 各種予防接種および健康診断日程表	105
12 行事予定表	107

1 建学の精神

東京女子医科大学は、1900年（明治33年）に創立された東京女醫學校を母体として設立された。東京女子医科大学の創立者である吉岡彌生は、1952年（昭和27年）新制大学設立に際し、東京女醫學校創立の主意をもって建学の精神とした。その主旨は、高い知識・技能と病者を癒す心を持った医師の育成を通じて、精神的・経済的に自立し社会に貢献する女性を輩出することであった。新制大学設立時の学則には「医学の蘊奥を究め兼ねて人格を陶冶し社会に貢献する女性医人を育成する。」と記されている。

建学の精神に基づく医療人育成の場として、1998年（平成10年）度より新たに看護学部が新設された。医療を行うものが学ぶ学府として、現在の東京女子医科大学の使命は、最良の医療を実践する知識・技能を修め高い人格を陶冶した医療人および医学・看護学研究者を育成する教育を行うことである。大学建学の精神に基づき、大学教育では社会に貢献する女性の医療人を育成する。

2 大学の理念

東京女子医科大学の使命を達成するための教育・研究・診療の基盤となる理念は、「至誠と愛」である。至誠は、「常住不断私が患者に接するときの根本的な心構えを短い二つの文字のなかに言い現したもの（吉岡彌生傳）」という創立者吉岡彌生の座右の銘であり、「きわめて誠実であること」「慈しむ心（愛）」は教育・研究・診療の総ての場において求められる。大学およびそこに学び働くものは本学の理念である「至誠と愛」に従って活動しなくてはならない。

3 沿革

明治33年（1900年）12月5日、吉岡彌生がその配偶者荒太と協力して「女医の養成と婦人の地位の向上」を目的とし、東京女医学校を設立したのが本学の創始である。それはこの国で女性が医師になる道が完全に閉ざされようとした年であり、吉岡彌生29歳の時であった。世に先駆けた建学の精神は看護者の育成にも受け継がれている。

- 明治33年(1900) 東京女医学校 創立
- 明治45年(1912) 財団法人東京女子医学専門学校 設立
- 昭和5年(1930) 附属産婆看護婦養成所 開設（昭和22年廃止）
- 昭和19年(1944) 東京女子厚生専門学校（保健婦養成）開校（昭和26年閉校）
- 昭和22年(1947) 財団法人東京女子医科大学 予科認可
- 昭和25年(1950) 医学部 開設
- 昭和26年(1951) 学校法人東京女子医科大学 認可
附属看護学院（乙種看護婦養成）開設
- 昭和28年(1953) 附属看護学院を准看護学院と改称（昭和48年廃止）
- 昭和33年(1958) 大学院医学研究科 開設
- 昭和40年(1965) 附属高等看護学校 開校
- 昭和44年(1969) 看護短期大学 開校（平成13年閉校）
- 昭和47年(1972) 附属第二高等看護学校 開校
- 昭和50年(1975) 看護短期大学専攻科（助産婦養成）開設（平成13年閉校）
- 昭和52年(1977) 附属高等看護学校を附属看護専門学校に改称（平成2年閉校）
附属第二高等看護学校を附属第二看護専門学校に改称
- 平成7年(1995) 附属第二看護専門学校を看護専門学校に改称
- 平成10年(1998) 看護学部 開設
- 平成14年(2002) 大学院看護学研究科（博士前期課程）開設
- 平成16年(2004) 大学院看護学研究科（博士後期課程）開設
看護学部認定看護師教育センター 開設（令和2年閉講）

第23回生

学修に関する事項

看護学部の教育理念

本学部は「女性の社会的地位の向上と経済的自立を目指すと共に、至誠と愛の精神に基づき医療を行う人材を育成する」という創立者吉岡彌生の趣旨を受けつぎ、これを教育の基本理念とする。

本学部における教育は学生が自ら学び成長しようとする向上心を側面から支援することであると考える。それは、学生一人一人の個性を尊重する教員と、自ら学ぼうとする学生との真剣な相互作用の過程において創られるものである。

看護学部の教育目的

本学部は、建学の精神に基づき、変動する社会情勢の中で看護の役割を認識し、責任を自主的に果たし得る看護実践者を育成する。すなわち、いかなる状況下においても、医療倫理を遵守し、至誠と愛の精神に基づいて行動できる看護職者としての基礎を確立することを目的とするものである。さらに、本学部の教育は、看護の専門性を追求し、看護学の発展に寄与できるための基礎を養うものである。

看護学部の教育目標

看護はあらゆる健康のレベルにある人々を対象とし、それらの人々の健康レベルの向上を目指して援助を行うものであり、この援助活動は、人々の生活を尊重し、人間理解に根ざした関係を基盤として、継続的に行われるものである。したがって、多様性を受入れ、国際的視野で活動できる豊かな人間性を育成し、社会で生きる人間力を育むことを重視する。

また、最先端医療を提供する「高度医療」と生活の基盤となる「くらしの場」における看護の知識・実践の基盤の育成をし、看護科学の実践力を育むことも重視する。そして、人・組織をつなぐ組織力を養い、病院内のチームケアのみならず、地域の多職種および市民と協働できることを目指し、専門職性の基盤となる研究能力と主体的学習能力や自己成長力を育むことを大切にする。

本学部は以下の教育目標を掲げる。

- 1) 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する。
- 2) 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する。
- 3) 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進・回復、疾病予防と回復にむけて働きかける能力を有する。
- 4) 看護の基本技術を身につけ、人間関係の基盤形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する。
- 5) 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者および市民と連携し、チーム医療を主体的かつ協調的に担う能力を有する。
- 6) 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する。
- 7) 専門職としての倫理観や自己の能力を評価し、女性医療人として生涯発達しつづける能力を有する。

人材の養成に関する目的・その他の教育研究上の目的

本学部は、建学の精神に基づき、変動する社会情勢の中で看護の役割を認識し、責任を自主的に果たし得る看護実践者を育成する。すなわち、いかなる状況下においても、医療倫理を遵守し、至誠と愛の精神に基づいて行動できる看護職者としての基礎を確立することを目的とするものである。さらに、本学部の教育は、看護の専門性を追求し、看護学の発展に寄与できるための基礎を養うものである。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

東京女子医科大学では、女子に医学ならびに看護学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する女性医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与できる人材の養成を目的としている。

本学の目的をふまえ看護学部では、多様な文化に柔軟性と創造性をもって受け入れつつ、科学的思考と人間性に基づく優れた看護実践者を養成することを目指します。そのため医学部との合同校舎という恵まれた環境で高齢多死社会を見据えた地域医療と先進的医療を学び、保健医療福祉チーム医療による医療・ケアの継続性について探求します。

未来に向かって思考し主体的に取り組む姿勢を育てるため、本学の教育は学生自身が問題意識をもち、自らの力で知識と技術を発展させていくことを期待しています。

そのため本学では、幅広い視野を身につけ、自ら能力を高め、問題を解決していこうとする意欲に燃えた学生に広く門戸を開いています。

入学者の選抜において、試験問題の内容は高等学校できちんと学び、身につけた力で解くことのできる基礎的なものであり、高等学校教育段階において達成を目指すものと同等です。入学後の教育に十分に対応できる資質として、文系・理系にとらわれず幅広く学修し、国際的な広い視野と外国語の基礎的能力を備えていることを重視します。そのため、知識を詰めこむことよりも、持っている知識を関連づけて解を導く能力の高さを重視します。東京女子医科大学は、志望する皆さんが以上のことを念頭に、高等学校までの教育から学業のみならず部活動やボランティア活動など、できるだけ多くの経験から、できるだけ深く学ぼう期待します。

看護学部が求める入学者像

1. 看護への強い関心を有し、医療人として社会に貢献する意欲の高い人
2. 主体的に学ぶ姿勢と、自ら問題を発見し解決していく態度を備えている人
3. 豊かな感性を備え、人間関係を育む力を有している人

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

卒業時に達成すべき看護師としての必要な基本的知識、技能および態度を「看護の実践力」および「慈しむ心の姿勢」として示した学修成果（アウトカム）を達成し、建学の精神に沿って自立して社会に貢献する医療者となる基礎を体得し、大学の理念である「至誠と愛」を障害にわたり実践するカリキュラムが構築されています。アウトカムを達成するための段階的な目標はロードマップとして示され、様々なカリキュラム、学修法によりロードマップと学修成果（アウトカム）を達成します。変動する社会の中で看護の役割を認識し、責任を自主的に果たし得る看護実践者を育成するために4つの目指す人材像を掲げています。

1年次から2年次は、看護学の基礎となる理論や方法論の学修に偏ることなく、多くの科目を学生の興味関心に応じて選択できるようにしています。「倫理学 A・B」、「哲学 A・B」、「医療人のための経済学 A・B」などの科目、「初級ドイツ語 I・II」、「初級中国語 I・II」、「初級コリア語 I・II」、「国際看護論 I・II」等の語学と国際性を学びます。また、本学の特性である女性医療職の育成として「女性とジェンダー」、「文化人類学」などを通じて、「多様化する社会で生きぬく力をもつ人」を育てます。2年次3年次では、看護の基礎となる病態学や基礎医学の科目、看護実践学として看護専門科目の講義、演習、実習を通して「科学とアートを融合した看護を实践する力」を育みます。年次が進むにつれ看護の対象として個人、家族、集団、地域へと視野を広げるとともに、看護職の生涯発達の視点として「キャリア発達論 I・II・III」で「専門職として自己成長する力」を育みます。さらに医学部・早稲田大学との協働教育科目や「地域包括ケア概論」「地域包括ケア連携論」を通じて「地域・人・組織を繋ぐ力をもつ人」を育みます。社会のグローバル化や共生社会にむけて広い視野から思考できるように、1年次から海外研修や海外からの学生と交流する機会を「国際看護コミュニケーション I・II・III」として設置します。

4年間を通じての学修支援方法として、すべての科目はアクティブラーニング方式で行い、学生自身の学修スキルの向上が図れるようにします。また学生自身の学修マップを描きながら自己の課題を明確にするとともに学修の歩みを可視化するポートフォリオを活用し、学生と教員が共に学び続ける体制を維持します。

看護職として生涯にわたる幅広いキャリア形成として看護師国家試験受験資格のほか、保健師国家試験受験資格や養護教諭一種免許の資格を得る選択コースも設置しています。

このように本看護学部は、「至誠と愛」の教育理念を基盤にしたカリキュラム・ポリシーをもって、以下の人材を育成することを目指します。

1. 多様化する社会で生きぬく力をもつ人
2. 科学とアートを融合した看護を实践する力をもつ人
3. 地域・人・組織を繋ぐ力をもつ人
4. 専門職として自己成長する力をもつ人

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

卒業時には定められた授業科目を終了し、学修成果（アウトカム）に示す「医の実践力」と「慈しむ心の姿勢」を修得して以下の能力を備えることが求められます。

1. 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する。
2. 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する。
3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進・回復、疾病予防と回復にむけて働きかける能力を有する。
4. 看護の基本技術を身につけ、人間関係の基盤形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する。
5. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携し、チーム医療を主体的かつ協動的に担う能力を有する。
6. 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する。
7. 専門職としての倫理観を育み、自己の能力を評価し、女性医療人として生涯発達しつづける能力を有する。

ディプロマ・ポリシーに基づく育成能力と卒業までの学修到達度レベル表

	Ⅰ. 多様化する社会で共生し生きぬく力		Ⅱ. 科学とアートを融合した看護を実践する力		
DP	1. 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する	2. 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する	3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進・疾病予防と回復にむけて働きかける能力を有する	4. 看護の基本技術を身につけ、人間関係の基盤形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する	
短縮表記	豊かな人間性 人間理解	多様な価値観 国際的視野	健康に働きかける 力	科学的思考に基づく看護実践能力	
育成する 能力	①人間を理解する 基礎能力	①多様な文化・社会 に対応する力	①健康維持・増進・ 疾病予防と回復に むけて働きかける 能力	①人間関係の基 盤形成に基づく看 護実践能力	②科学的根拠に 基づく看護実践能 力
レベルⅠ	人をとりまく環境や物事に関心を持ち、感性を磨くことができる	異なる個人・文化・社会に関心を持ち、その多様性を理解することができる	人体の成り立ちを総合的に理解できる	看護職として様々な健康レベルやライフステージにある人の特徴を理解できる	看護の主要概念を理解し、看護活動の基礎となる考え方を習得できる
レベルⅡ	生活者としての自己の考え方に気づき、他者に関心をもつことができる	個人・文化・社会の多様性を理解し、自身の文化的背景を説明できる	人間を成長発達する存在、社会的な存在として捉えることができる	看護職として様々な健康レベルやライフステージにある人と適切にコミュニケーションを取る方法が考えられることができる	様々な健康レベルやライフステージにある人の健康課題を明確化するために、必要な情報を収集することができる
レベルⅢ	身体的・精神的・社会的に統合された存在として他者を理解することができる	個人・文化・社会の多様性について理解を深め、異なる背景の人と交流できる	人間の健康障害が生活へ及ぼす影響を理解することができる	看護職として様々な健康レベルやライフステージにある人と適切な方法でコミュニケーションを取ることができる	様々な健康レベルやライフステージにある人の健康課題を明確化するために、適切にアセスメントすることができる
レベルⅣ	コミュニケーションを通して他者を共感的に理解することができる	多様な価値観を尊重し思考・活動で活用できる	健康維持・増進・疾病予防と回復に向けて働きかける方法を考えることができる	看護職として様々な健康レベルやライフステージにある人にコミュニケーションを通じて、看護実践ができる	様々な健康レベルやライフステージにある人の健康課題を解決するために、適切な方法を考えることができる
レベルⅤ	生活者としての他者を環境を含めて、全人的に理解できる				様々な健康レベルやライフステージにある人の健康課題を解決するために、適切な看護実践ができる
レベルⅥ					様々な健康レベルやライフステージにある人の健康課題を解決するために、最新の知見を用いて創造的な看護実践ができる

ディプロマ・ポリシーに基づく育成能力と卒業までの学修到達度レベル表(続き)

	Ⅲ. 地域・人・組織を繋ぐ力		Ⅳ. 専門職として自己成長する力		
DP	5. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携し、チーム医療を主体的かつ協動的に担う能力を有する		6. 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する	7. 専門職としての倫理観をはぐくみ自己の能力を評価し、女性医療人として生涯発達しつづける能力を有する	
短縮表記	地域連携 チーム医療		基礎的研究能力	女性医療人 生涯発達	
育成する能力	①地域包括ケアシステムにおいて連携・協働する力	②保健・医療・福祉・教育等、多職種チームを推進する力	①研究的に思考する力	①倫理観をはぐくむ力	②女性医療人として生涯発達し続ける力
レベルⅠ	地域の中で暮らす人々の健康・生活を支える包括的なケアの必要性を理解できる	チームの必要性と重要性を理解できる	自らが取り巻く状況で取り組むべき課題を見出すことができる	人の尊厳、基本的人権について理解し行動できる	女性医療人として、生涯を通して主体的に学修し続ける必要性を理解できる
レベルⅡ	地域の包括的ケアにかかわる当事者、専門職、および関係者の役割を理解することができる	チームにおけるメンバーシップの重要性を理解できる	自らが設定した諸課題の情報を適切に収集し、分析することができる	医療を取り巻く倫理的課題とその背景や歴史を理解できる	女性医療人として、自己を成長させていくための考え方や方法を理解することができる
レベルⅢ	地域の包括的における当事者を中心とする多職種連携・協働の方法について考えることができる	チームにおけるパートナーシップの重要性を理解できる	自らが設定した諸課題の解決に向けて、根拠に基づいて解決策を検討することができる	医療において人々の基本的人権を擁護するための方法を理解できる	女性医療人として、生涯発達し続けるための学習機会を考えることができる
レベルⅣ	地域の包括的ケアシステムの体制づくりと看護職の役割について理解できる	チームにおける多職種連携の状況を把握し、協働を推進する方法を考えることができる	新たな課題に関心をもち、解決に向けて主体的に取り組むことができる	医療における倫理的課題を解決するための理論、倫理原則、考え方を理解できる	女性医療人として、生涯学習機会を理解し、今後のキャリアを展望することができる
レベルⅤ	よりよい地域包括ケアの実現に向けて、看護職として参画していくための様々な方法を思考することができる	チームの協働を推進するためのリーダーシップの重要性を理解できる		多様な価値観を尊重し、医療人としての倫理的振る舞いができる	
レベルⅥ					

第1 学年教育目標

1. 人間関係を築く基礎を学び、生活者としての人間を理解する。
2. 他者との関わりから自己の能力を評価し、主体性を育む。
3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護の基礎的な理論および技術を学ぶ。
4. 女性医療人としての心構えを学ぶ。

第2 学年教育目標

1. 人間の健康状態を地域包括的にとらえる基礎を理解する。
2. さまざまな発達段階や健康レベルに応じて、看護活動の基礎となる知識・技術を学ぶ。
3. 人々の生活を援助する理論を理解し、疾病を持つ人への看護を実践する。
4. 多様な価値観を学び、国際的な視野に立って思考する。
5. 専門職としての倫理観を学ぶ。

第3 学年教育目標

1. さまざまな発達段階や健康レベルに応じた対象者へ、科学的思考に基づいた看護を学ぶ。
2. さまざまな対象者へ主体的に看護過程を展開して実践をする。
3. 多様な健康状態の人と関わり、自己の看護観を深める。
4. 地域における保健・医療・福祉の連携を想定し、チーム医療を主体的かつ協調的に担うこと学ぶ。
5. 看護学に必要な研究の基礎的知識・態度を学ぶ。

第4 学年教育目標

1. 広範な知識を統合し、専門職として科学的思考に基づいた看護実践能力を有する。
2. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携する能力を有する。
3. 国際的な視野で思考・活動できる能力を有する。
4. 看護学に必要な研究の基礎能力を基盤に、現状の課題を発信する能力を有する。
5. 専門職としての倫理観を有し、女性医療職としての自己の方向性を探究する。

看護学部の授業科目および単位数（23 回生）

（開講区分は、ディプロマ・ポリシーの短縮表記を示す）

開講区分	授 業 科 目	単位数		コマ数	配当年次および単位数								卒業に必要な単位数		
		必修	選択		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
1・豊かな人間性・人間理解	フィットネスの理論と実技	2		30	1	1									2
	音楽		2	15	1	1									
	美術		2	15	1	1									
	生活科学論		2	15		2									
	生物としての人間		2	15	2										
	論理学		2	15		2									
	心理学	1		8	1										1
	社会と人間		2	15	2										
	生体の化学	1		8	1										1
	倫理学 A		2	15	2										
	倫理学 B		2	15		2									
	医療人のための経済学 A		2	15	2										
	医療人のための経済学 B		2	15		2									
	医療人のための法学 A		2	15	2										
	医療人のための法学 B		2	15		2									
	歴史学 A		2	15	2										
	歴史学 B		2	15		2									
	カウンセリングの理論と実際(養選)		1	8				1							
	人間関係論	1		15			1								1
	教育学概論	2		15			2								2
	芸術表現法		2	15				2							
	哲学 A		2	15			2								
	哲学 B		2	15				2							
	健康科学論（養選）（保選）		1	8				1							
	日本国憲法（養選）（保選）		2	15				2							
	計	7	38	362	17	15	5	8							12
	英語Ⅲ-1・2（英語Ⅲ-1・2 のいずれか選択）	2		15					1	1					2
	国際看護論Ⅱ		1	8								1			
国際看護コミュニケーションⅢ		2	30								1	1			
医療英語（Medical English I）		2	15								2				
医療英語（Medical English II）		2	15									2			
計	7	29	316	3	1	13	8	2	2	4	3			13	

開講区分	授 業 科 目	単位数		コマ数	配当年次および単位数								卒業に必要な単位数	
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
2・多様な価値観・国際的視野	英語Ⅰ	2		15	1	1								2
	日本語表現		2	15	2									
	国際看護コミュニケーションⅠ		2	30			1	1						
	国際看護論Ⅰ	1		8			1							1
	女性とジェンダー		2	15			2							
	英語Ⅱ	2		15			1	1						2
	初級ドイツ語Ⅰ		2	15			2							
	初級ドイツ語Ⅱ		2	15				2						
	初級中国語Ⅰ		2	15			2							
	初級中国語Ⅱ		2	15				2						
	初級コリア語Ⅰ		2	15			2							
	初級コリア語Ⅱ		2	15				2						
	文化人類学		2	15			2							
	国際看護コミュニケーションⅡ		2	30					1	1				
	英語Ⅲ-1・2（英語Ⅲ-1・2のいずれか選択）	2		15					1	1				2
	国際看護論Ⅱ		1	8								1		
	国際看護コミュニケーションⅢ		2	30								1	1	
医療英語（Medical EnglishⅠ）		2	15								2			
医療英語（Medical EnglishⅡ）		2	15									2		
計	7	29	316	3	1	13	8	2	2	4	3		13	
3・健康に働きかける力	人体の構造と機能	4		60	2	2								4
	病態学概論	1		8	1									1
	栄養代謝学	2		30	1	1								2
	病態学Ⅰ	3		24		3								3
	生体防御機構	1		8	1									1
	病態学Ⅱ	3		24			2	1						3
	薬理学	2		15			1	1						2
	社会福祉学	1		8				1						1
	小児病態学	1		15				1						1
	老年病態学	1		15				1						1
	母性病態学	1		15				1						1
	精神病態学	1		15				1						1
	健康教育学	1		15					1					1
	病態学特論	1		8								1		1
	疫学	1		15								1		1
	医療行政・関係法規	2		15							1	1		2
	保健医療行動科学	1		15								1		1
計	27		305	5	6	3	7	1		1	4		27	

開講区分	授 業 科 目	単位数		コマ数	配当年次および単位数								卒業に必要な単位数		
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
4・科学的思考に基づく看護実践能力	看護学概論	2		15	2										2
	基礎看護学各論Ⅰ	2		30	2										2
	基礎看護学各論Ⅱ	2		30	1	1									2
	基礎看護学各論Ⅲ	1		15		1									1
	基礎看護学各論Ⅳ	1		15		1									1
	基礎看護学各論Ⅴ	1		15			1								1
	成人看護学概論	1		8				1							1
	成人看護学各論Ⅰ	2		30				2							2
	小児看護学概論	1		8				1							1
	老年看護学概論	1		8				1							1
	母性看護学概論	1		8				1							1
	地域看護学概論	1		8				1							1
	精神看護学概論	1		8				1							1
	成人看護学各論Ⅱ	2		30					2						2
	成人看護学各論Ⅲ	1		15					1						1
	小児看護学各論	2		30					2						2
	母性看護学各論	2		30					2						2
	老年看護学各論	2		30					2						2
	精神看護学各論	2		30						2					2
	地域看護学各論	2		30					2						2
	在宅看護論	2		15						2					2
	家族看護論	1		8					1						1
	リエゾン精神看護	1		8									1		1
	基礎看護学実習Ⅰ	1		23		1									1
	基礎看護学実習Ⅱ	2		46			2								2
	成人看護学実習（慢性期）	3		69						3					3
	成人看護学実習（急性期）	3		69						3					3
	老年看護学実習Ⅰ	3		69						3					3
	小児看護学実習	2		46						2					2
	母性看護学実習	2		46						2					2
精神看護学実習	2		46								2			2	
老年看護学実習Ⅱ	1		23							1				1	
地域看護学実習Ⅰ（在宅）	2		46							2				2	
統合実習	2		46							2				2	
地域看護学実習Ⅱ（保選）		5	115									5			
計	57	5	1069	5	4	3	8	12	17	7	6			57	

開講区分	授 業 科 目	単位数		コマ数	配当年次および単位数								卒業に必要な単位数	
		必修	選択		1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
5・地域連携・チーム医療	地域包括ケア概論	1		8		1								1
	地域包括ケア連携論	1		15				1						1
	公衆衛生学	2		15						2				2
	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ(保選)		1	15							1			
	災害看護論	1		8									1	1
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ(保選)		2	30								2		
	公衆衛生看護管理論(保選)		1	8								1		
	学校保健(養選)(保選)		2	15				2						
計	5	6	114		1		3		3	3	1		5	
6・基礎的研究能力	アカデミックスキル演習Ⅰ	2		30	1	1								2
	アカデミックスキル演習Ⅱ	1		15			1							1
	保健医療統計学	1		15			1							1
	研究方法論	1		15					1					1
	卒業論文	2		30							1	1		2
	計	7		105	1	1	2		1		1	1		7
7・女性医療人・生涯発達	キャリア発達論Ⅰ	1		15	1									1
	キャリア発達論Ⅱ	1		15			1							1
	医療と人権	1		8			1							1
	キャリア発達論Ⅲ	1		15					1	1				1
	看護管理学	1		15							1	1		1
	看護倫理	1		15							1	1		1
計	6		83	1		2		1	1	2	2		6	
合 計	116	78	2354	32	28	28	34	17	23	18	17		127	
					60		62		40		35			

(養選) は養護教諭一種免許取得のための選択必修科目

(保選) は保健師国家試験受験資格を得るための選択必修科目

ただし、健康教育学、公衆衛生学については3年次選択科目として全員が履修可能

☆ 印については、海外研修参加年次に履修および単位の認定を行う

卒業に要する単位数

ディプロマ・ポリシー (短縮表記)	卒業に要する単位数		
	必修	選択	合計
1. 豊かな人間性・人間理解	7	5	12
2. 多様な価値観・国際的視野	7	6	13
3. 健康に働きかける力	27	0	27
4. 科学的思考に基づく看護実践能力	57	0	57
5. 地域連携・チーム医療	5	0	5
6. 基礎的研究能力	7	0	7
7. 女性医療人・生涯発達	6	0	6
計	116	11	127

保健師国家試験受験資格に係る科目および単位数（23 回生）

授 業 科 目	単 位 数	コ マ 数	配当年次および単位数								
			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
日本国憲法	2	15				2					
健康科学論	1	8				1					
社会福祉学△	1	8				1					
健康教育学△	1	15					1				
医療行政・関係法規△	2	15							1	1	
疫学△	1	15									1
保健医療行動科学△	1	15									1
成人看護学各論Ⅰ△	2	30				2					
リエゾン精神看護△	1	8									1
地域看護学概論△	1	8				1					
地域看護学各論△	2	30					2				
在宅看護論△	2	15						2			
家族看護論△	1	8					1				
地域看護学実習Ⅱ	5	115									5
公衆衛生学△	2	15						2			
公衆衛生看護活動展開論Ⅰ	1	15						1			
学校保健	2	15				2					
公衆衛生看護活動展開論Ⅱ	2	30								2	
公衆衛生看護管理論	1	8								1	
アカデミックスキル演習Ⅰ△	2	30	1	1							
アカデミックスキル演習Ⅱ△	1	15			1						
保健医療統計学△	1	15			1						
合計	35	448	1	1	2	9	4	5	4	9	

△印は、卒業に必要な必修科目

養護教諭一種免許課程に関する科目および単位数(23 回生)

	免許法施行規則に定める科目	単位数	大学の開設授業科目(養選必修)	配当年次	単位数	計
教科(養護)に関する科目	衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	4	公衆衛生学△ 疫学△ 健康科学論	3年 後期 4年 後期 2年 後期	2 1 1	4
	学校保健	2	学校保健 学校保健管理論	2年 後期 4年 前期	2 1	3
	養護概説	2	養護概説	4年 後期	2	2
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康教育学△ カウンセリングの理論と実際	3年 前期 2年 後期	1 1	2
	栄養学(食品学を含む)	2	栄養代謝学△	1年 通年	2	2
	解剖学及び生理学	2	人体の構造と機能△	1年 通年	4	4
	微生物学、免疫学、薬理概論	2	生体防御機構△ 薬理学△	1年 前期 2年 通年	1 2	3
	精神保健	2	精神看護学概論△ 精神看護学各論△	2年 後期 3年 後期	1 2	3
	看護学 (臨床実習及び救急処置を含む)	10	基礎看護学各論Ⅰ△ 基礎看護学各論Ⅱ△ 基礎看護学各論Ⅲ△ 基礎看護学各論Ⅳ△ 成人看護学各論Ⅱ△ 成人看護学実習(慢性期)△ 母性看護学概論△ 母性看護学各論△ 小児看護学概論△ 小児看護学各論△ 小児看護学実習△ 地域看護学各論△	1年 前期 1年 通年 1年 後期 1年 後期 3年 前期 3年 後期 2年 後期 3年 前期 2年 後期 3年 前期 3年 後期 3年 前期	2 2 1 1 2 3 1 2 1 2 2 2	21
	教科又は教職に関する科目	7	上記科目に含まれる			
合計	35	合計		44	44	
教職に関する科目	教職の基礎的理解に関する科目	9	教育学概論△	2年 前期	2	2
			教職入門	2年 後期	2	2
			教育心理学	1年 後期	2	2
			特別支援教育概論	2年 後期	1	1
			教育課程論	2年 前期	2	2
	道徳、総合的な学習の時間の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	7	道徳、総合的な学習の時間の理論と実践	3年 後期	2	2
			生徒指導論	3年 後期	1	1
教育方法論			3年 後期	2	2	
教育実践に関する科目	5	養護実習	4年 前期	5	5	
	2	教職実践演習(養護教諭)	4年 後期	2	2	
合計	23	合計		23	23	
第66の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	2年 後期	2	2
	体育	2	フィットネスの理論と実技△	1年 通年	2	2
	外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ△	1年 通年	2	2
	情報機器の操作	2	アカデミックスキル演習Ⅰ△ アカデミックスキル演習Ⅱ△	1年 通年 2年 前期	2 1	3
	合計	8	合計		9	9

△印については、卒業に必要な必修科目

東京女子医科大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法にもとづき、女子に医学ならびに看護学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与することを目的とする。

2 学部における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(学部学科の組織)

第3条 本学に、医学部医学科ならびに看護学部看護学科をおく。

(修学年限)

第4条 前条に定める学部の修業年限は、医学部が6年、看護学部が4年とする。

(学生定員)

第5条 第3条に定める学部学科の学生(以下「学生」という)の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員(2・3年次)	収容定員
医学部	医学科	110	—	660
看護学部	看護学科	90	—	360
計		200	—	1020

第2章 学年・学期および休業日

(学年および学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 学年を次の学期に分ける。

(1) 医学部

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から翌年3月31日まで

(2) 看護学部

前学期 4月1日から10月15日まで

後学期 10月16日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、都合により前学期終了日および後学期開始日を変更することができる。

(休業日)

第8条 定期休業日を次のとおりにする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日、祝日が日曜日と重なるときはその翌日

(3) 本学創立記念日 12月5日

創立記念日が日曜日と重なるときはその翌日

(4) 春季休業日 3月16日～3月22日の月曜日から4月3日～4月9日の金曜日

(5) 夏季休業日 7月12日～7月18日の月曜日から9月3日～9月9日の金曜日

(6) 冬季休業日 12月16日～12月22日の月曜日から1月3日～1月9日の金曜日

(7) その他休業日 4月30日、5月1日、5月2日

2 前項に規定する定期休業日は、都合により変更することがある。

3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることがある。

第3章 授業科目および授業時間

(授業科目および単位数、時間数)

第9条 授業科目および単位数、時間数は、医学部は別表 I(1)と(2)がある)、看護学部は別表 II-1、II-2 のとおりとする。

2 各授業科目の1単位は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、以下の各号に掲げる基準により計算する。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間、実験、実習および実技については、30時間から45時間の範囲で、各学部が定める時間の授業をもって一単位とする。
- (2) 講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって一単位とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究および卒業制作等の授業科目等については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第4章 授業科目の履修および修了の認定

(授業科目の履修)

第10条 学生は、第9条に定めるそれぞれの授業科目を履修しなければならない。

2 授業科目履修に関する規定は、別に定める。

(授業科目の認定)

第11条 授業科目履修修了の認定は、試験およびその他の方法によるものとする。

- 2 成績の合否等については、別に定める。
- 3 受験資格および試験の方法については、別に定める。
- 4 試験以外の認定方法については、別に定める。

第5章 卒業の要件および学位

(卒業の要件)

第12条 第9条に定める授業科目を修了し必要な単位を取得した者については、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書および学位記を授与する。

(称号)

第13条 卒業した者には、次の区分に従い学士の学位を授与する。

- (1) 医学部 学士(医学)
- (2) 看護学部 学士(看護学)

第6章 入学、休学、転学、編入学および退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第15条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子に限る。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学志願の手続)

第 16 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類および検定料を添えて願い出なければならない。

(入学試験)

第 17 条 大学は、前条の入学志願者につき入学試験またはこれに代わる選考を行う。

(入学の手続きおよび許可)

第 18 条 前条の入学試験またはこれに代わる選考に合格した者は、連帯保証人を定め、指定の期日までに下記書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 身上報告書
- (3) 戸籍抄本または戸籍個人記載事項証明書
- (4) 第 15 条 1 号ないし 5 号を証明する書類
- (5) 写真

2 前項の手続きを完了した者は、入学を許可する。

(連帯保証人)

第 19 条 連帯保証人は、原則として父、母または独立の生計を営む成人の親族とする。

- (1) 原則として父、母または独立の生計を営む成人の親族
- (2) 独立の生計を営む成人で、原則として東京都または近県に在住する者

2 連帯保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。

3 学生は、連帯保証人を変更する必要があるときは、速やかに届け出なければならない。

(氏名、本籍および住所の変更)

第 20 条 学生は、学生、連帯保証人が氏名、本籍および住所を変更した場合には、速やかに届け出なければならない。

(在学年限)

第 21 条 学生の在学年限は、休学による留年の年数を含めて、医学部は 10 年、看護学部は 8 年を超えることはできない。

2 同一学年に在学できる年限は、医学部は学業成績不足による留年の場合は 2 年まで、休学による留年の年数を含めて 3 年までとする。看護学部は休学による留年の年数を含めて 2 年までとする。

(欠席)

第 22 条 学生は、疾病その他の事故により 1 週間以上欠席する場合は、その理由を詳記し、疾病のときは、医師の診断書を添付して所定の欠席届を速やかに提出しなければならない。

(休学)

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により 3 ヶ月以上欠席する場合は、その理由を証明する書類を添えて連帯保証人連署のうえ、所定の休学願を提出し、医学部あるいは看護学部の学生委員会ならびに教務委員会の議を経て教授会の承認を得なければならない。

2 医学的理由による休学の場合は、主治医による診断書および本学校医 1 名（メンタルヘルス関連の場合は本学精神科教授）による学業を遂行することが不可能であることの意見書の提出を必要とする。

- 3 疾病等のため出席することが適当でないと各学部の学生委員会ならびに教務委員会が認めた学生には、教授会の議を経て休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 24 条 休学の期間は 1 年以内に限る。

- 2 休学による留年の回数は通算して 2 回以内に限る。

(復学)

第 25 条 休学した者は、休学期間が満了するとき、および休学期間中であってもその理由が消滅したときは復学願を提出し、各学部の学生委員会ならびに教務委員会の議を経て教授会の承認を得なければならない。

- 2 医学的理由が消滅して復学しようとするときには、原則として休学開始時と同一の医師の診断書および本学校医 1 名（メンタルヘルス関連の場合は本学精神科教授）による意見書の提出を必要とする。

- 3 医学的理由以外の理由で休学し復学する場合は、その理由が消滅したことの証明書または理由書を復学願に添付しなければならない。

(転学、編入学)

第 26 条 他の大学へ転学または入学を希望しようとする者は、連帯保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。ただし、許可を得た場合でも第 23 条第 1 項のやむを得ない理由および第 39 条第 2 項第 2 号による欠席の正当な理由とはならない。

- 2 本学に編入学を願い出た者があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

- 3 編入学に関する規定は別に定める。

(退学)

第 27 条 やむを得ない理由により退学しようとする学生は、連帯保証人連署の退学願を提出しなければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合には、主治医による診断書の添付を必要とする。

(再入学)

第 28 条 前条により退学した者のうちその理由が消滅して、再入学を願い出た者は選考のうえこれを許可することがある。その詳細は、別に定める。

(除籍)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第 21 条に定める在学年限を超える者
- (2) 授業料その他の所定の納入金の納付を怠り、督促を受けても完納しない者
- (3) 学則第 39 条に該当し退学の処分を受けた者

第 7 章 授業料その他納入金

(授業料等の徴収)

第 30 条 授業料、入学金およびその他の納入すべき学費(以下「納入金」という)の金額は、別表 III のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 31 条 入学金は、入学手続の際納入し、授業料その他の納入金は、所定の期限内に納入しなければならない。ただし、入学金を除く他の納入金等は特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

- 2 授業料等の納入金は、休学あるいは停学中等の場合も原則として減免しない。

- 3 納入金を滞納する者は、完納の後でなければ試験をうけることができない。
(学費の返還期限)

第 32 条 すでに納入した授業料等の納入金は、原則として返還しない。

第 8 章 外国人留学生

(外国人留学生の入学)

- 第 33 条 本学は、外国人留学生の入学を許可することがある。この場合は、定員外とする。
- 2 外国人留学生の入学資格、手続、選考等については、別に定め、その他については本学則を準用する。

第 9 章 研究生等

- 第 34 条 本学に、科目等履修生、研究生、医療練士研修生、聴講生、見学生、その他を設ける。
- 2 科目等履修生、研究生、医療練士研修生、聴講生、見学生、その他に関する規定は、別に定める。

第 11 章 学生に関する規定

- 第 36 条 個人情報保護に関する本学のガイドラインに則り、学生生活で得られる個人情報は学修の目的のみに利用し、これを生涯守秘することを義務とする。
なお、指示に応じてその都度所定の誓約書に署名するものとする。
- 2 本学則に定めるもののほか、学生に関する規定を別に定める。

第 12 章 賞罰

(表彰)

- 第 37 条 学生で人物学業成績の特に優秀な者あるいは表彰に値する行為のあった者に対しては、学部教授会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

- 第 38 条 本学則その他学生に関する諸規定に違反し、その他不都合な行為のあった者に対しては、学部教授会の議を経て懲戒を行う。

(懲戒の種類)

第 39 条 前条にもとづき情状により次の懲戒に処する。

- (1) 訓告
 - (2) 謹慎
 - (3) 停学
 - (4) 退学
- 2 次の各号のいずれか 1 に該当する者は、退学の処分を行う。
- (1) 重大な犯罪を犯した者
 - (2) 重大な非違行為を行った者
 - (3) 試験等での重大な不正行為を行った者
 - (4) その他、学生としての本分に反した重大な不適切な行為を行った者
- 3 前条及び本条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項については別に定める。

第16章 各種委員会

(委員会)

第49条 本学に、教育、研究、学生の生活指導等に関する事項について審議するため、委員会をおく。

2 前項の委員会に関する規定は、別に定める。

附 則

1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第28条の「前条により退学した者」とは、大学学則第38条にもとづく懲戒または懲戒相当により退学した者、大学学則第29条にもとづき除籍された者または学業成績に起因する退学者は含まない。

学則関連規程

(第9条関係)別表 II-1 看護学部の授業科目および単位数、コマ数

区分	1年次			2年次			
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数	
1. 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する	フィットネスの理論と実技	2	30	人間関係論	1	15	
	心理学	1	8	教育学概論	2	15	
	生体の化学	1	8	芸術表現法(選)	2	15	
	音楽(選)	2	15	哲学A(選)	2	15	
	美術(選)	2	15	哲学B(選)	2	15	
	生活科学論(選)	2	15	日本国憲法(養選)(保選)	2	15	
	生物としての人間(選)	2	15	健康科学論(養選)(保選)			
	論理学(選)	2	15	カウンセリングの理論と実際(養選)	1	8	
	倫理学A(選)	2	15				
	倫理学B(選)	2	15		1	8	
	医療人のための法学A(選)	2	15				
	医療人のための法学B(選)	2	15				
	歴史学A(選)	2	15				
	歴史学B(選)	2	15				
	社会と人間(選)	2	15				
	医療人のための経済学A(選)	2	15				
	医療人のための経済学B(選)	2	15				
2. 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する	英語Ⅰ	2	15	英語Ⅱ	2	15	
	日本語表現(選)	2	15	国際看護論Ⅰ	1	8	
				国際看護コミュニケーションⅠ(選)	2	30	
				女性とジェンダー(選)	2	15	
				初級ドイツ語Ⅰ(選)	2	15	
				初級ドイツ語Ⅱ(選)	2	15	
				初級中国語Ⅰ(選)	2	15	
				初級中国語Ⅱ(選)	2	15	
				初級韓国語Ⅰ(選)	2	15	
				初級韓国語Ⅱ(選)	2	15	
				文化人類学(選)	2	15	
	3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進・回復、病予防と回復にむけて働きかける能力を有する	人体の構造と機能	4	60	病態学Ⅱ	3	24
		病態学概論	1	8	薬理学	2	15
栄養代謝学		2	30	社会福祉学	1	8	
病態学Ⅰ		3	24	小児病態学	1	15	
生体防御機構		1	8	老年病態学	1	15	
				母性病態学	1	15	
				精神病態学	1	15	

区分	1 年次			2 年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
4. 看護の基本技術を身につけ、人間関係の基盤形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する	看護学概論	2	15	基礎看護学各論 V	1	15
	基礎看護学各論 I	2	30	成人看護学概論	1	8
	基礎看護学各論 II	2	30	成人看護学各論 I	2	30
	基礎看護学各論 III	1	15	小児看護学概論	1	8
	基礎看護学各論 IV	1	15	老年看護学概論	1	8
	基礎看護学実習 I	1	23	母性看護学概論	1	8
5. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携し、チーム医療を主体的かつ協動的に担う能力を有する	地域包括ケア概論	1	8	地域包括ケア連携論	1	15
				学校保健(養選)(保選)	2	15
6. 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する	アカデミックスキル演習 I	2	30	アカデミックスキル演習 II	1	15
				保健医療統計学	1	15
7. 専門職としての倫理観を育み、自己の能力を評価し、女性医療人として生涯成長できる能力を有する	キャリア発達論 I	1	15	キャリア発達論 II	1	15
				医療と人権	1	8
	計	60	597	計	62	608

(選)は選択科目

(保選)は保健師国家試験受験資格のための選択必修科目

区分	3年次			4年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
1. 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する						
2. 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する	英語Ⅲ-1・2 (英語Ⅲ-1・2のいずれか選択) 国際看護コミュニケーションⅡ (選)	2 2	15 30	国際看護論Ⅱ (選) 国際看護コミュニケーションⅢ (選) 医療英語 (Medical English I) (選) 医療英語 (Medical English II) (選)	1 2 2 2	8 30 15 15
3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進・回復、疾病予防と回復にむけて働きかける能力を有する	健康教育学	1	15	病態学特論 疫学 医療行政・関係法規 保健医療行動科学	1 1 2 1	8 15 15 15
4. 看護の基本技術を身につけ、人間の基礎形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する	成人看護学各論Ⅱ 成人看護学各論Ⅲ 小児看護学各論 母性看護学各論 老年看護学各論 精神看護学各論 地域看護学各論 在宅看護論 家族看護論 成人看護学実習 (慢性期) 成人看護学実習 (急性期) 老年看護学実習Ⅰ 小児看護学実習 母性看護学実習	2 1 2 2 2 2 2 2 1 3 3 3 2 2	30 15 30 30 30 30 30 15 8 69 69 69 46 46	リエゾン精神看護 精神看護学実習 老年看護学実習Ⅱ 地域看護学実習Ⅰ (在宅) 統合実習 地域看護学実習Ⅱ (保選)	1 2 1 2 2 5	8 46 23 46 46 115
5. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携し、チーム医療を主体的かつ協力的に担う能力を有する	公衆衛生学 公衆衛生看護活動展開論Ⅰ (保選)	2 1	15 15	災害看護論 公衆衛生看護活動展開論Ⅱ (保選) 公衆衛生看護管理論 (保選)	1 2 1	8 30 8
6. 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する	研究方法論	1	15	卒業論文	2	30
7. 専門職としての倫理観を育み、自己の能力を評価し、女性医療人として生涯成長できる能力を有する	キャリア発達論Ⅲ	1	15	看護管理学 看護倫理	1 1	15 15
	計	39	637	計	33	511

(選) は選択科目

(保選) は保健師の国家試験受験資格を得るための選択必修科目

別表 II-2 養護教諭一種免許課程に係る科目および単位数、コマ数

区分	1年次			2年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
養護に関する科目	栄養代謝学	2	30	薬理学 健康科学論 精神看護学概論 母性看護学概論 小児看護学概論 学校保健(養選)	2 1 1 1 1 2	15 8 8 8 8 15
	人体の構造と機能	4	60			
	生体防御機構	1	8			
	基礎看護学各論Ⅰ	2	30			
	基礎看護学各論Ⅱ	2	30			
	基礎看護学各論Ⅲ	1	15			
	基礎看護学各論Ⅳ	1	15			
教職に関する科目	教育心理学(養選)	2	15	教職入門(養選)	2	15
				教育学概論(養選)	2	15
				教育課程論(養選)	2	15
				特別支援教育概論(養選)	1	8
				カウンセリングの理論と実際(養選)	1	8
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	英語Ⅰ	2	15	日本国憲法(養選) アカデミックスキル演習Ⅱ	2 1	15 15
	フィットネスの理論と実技	2	30			
	アカデミックスキル演習Ⅰ	2	30			

区分	3年次			4年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
養護に関する科目	公衆衛生学(養選)	2	15	疫学 養護概説(養選) 学校保健管理論(養選)	1 2 1	15 15 15
	健康教育学(養選)	1	15			
	成人看護学各論Ⅱ	2	30			
	成人看護学実習(慢性期)	3	69			
	精神看護学各論	2	30			
	母性看護学各論	2	30			
	小児看護学各論	2	30			
	小児看護学実習	2	46			
地域看護学各論	2	30				
教職に関する科目	教育方法論(養選)	2	15	教職実践演習 (養護教諭)(養選) 養護実習(養選)	2 5	15 115
	生徒指導論(養選)	1	8			
	道徳、総合的な学習の時間、特別活動の理論と実践(養選)	2	15			
	教育相談(養選)	2	15			
教育職員免許法施行規則66条の6に定める科目						

(養選)養護教諭一種免許状の授与を受けるための選択必修科目

ただし、教職実践演習(養護教諭)、養護実習を除く科目については自由選択として(卒業要件に含まない)全員が履修可能

なお、「カウンセリングの理論と実際」については選択科目として卒業要件の科目に含まれる

養護教諭一種免許状取得に要する単位数

区分	免許取得に要する単位数		
	必修	選択必修	合計
養護に関する科目	37	7	44
教職に関する科目	1	22	23
教育職員免許法施行規則 66 条の 6	7	2	9
計	45	31	76

卒業に要する単位数

ディプロマ・ポリシー	卒業に要する単位数		
	必修	選択	合計
1. 豊かな人間性を育み、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する	7	5	12
2. 多様な価値観を受容し、国際的な視野に立って思考・活動できる基礎能力を有する	7	6	13
3. 人間を成長発達する存在として捉え、看護学に基づき系統的に理解し、健康維持・増進、疾病予防にむけて働きかける能力を有する	27	0	27
4. 看護の基本技術を身につけ、人間関係の基盤形成と科学的思考に基づいた看護実践能力を有する	57	0	57
5. 地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者と連携し、チーム医療を主体的かつ協調的に担う能力を有する	5	0	5
6. 看護学に必要な研究の基礎能力を身につけ、現状の課題を発信する能力を有する	7	0	7
7. 専門職としての倫理観を育み、自己の能力を評価し、女性医療人として生涯発達しつづける能力を有する	6	0	6
計	116	11	127

学則第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程 (23 回生から適用)

第 1 条 学生は学則第 9 条別表Ⅱ-1 に定める当該学年の既定科目の授業に出席しかつその試験に合格しなければならない。

第 2 条 ディプロマ・ポリシー (DP) 別に看護学部の選択科目と医学部との共通選択科目、保健師国家試験受験資格取得者のための選択必修科目および養護教諭一種免許課程の選択必修科目として次の授業科目を置く。ただし、これらの授業科目は年度により変更することがある。

(1) 選択科目

DP1：生物としての人間、音楽、美術、論理学、生活科学論、社会と人間、芸術表現法、日本国憲法、健康科学論、カウンセリングの理論と実際

医学部との共通選択科目：倫理学 A・B、医療人のための法学 A・B、哲学 A・B、医療人のための経済学 A・B、歴史学 A・B

DP2：日本語表現、国際看護コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ、国際看護論Ⅱ

医学部との共通選択科目：女性とジェンダー、文化人類学、初級ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、初級コリア語Ⅰ・Ⅱ、初級中国語Ⅰ・Ⅱ、医療英語 (Medical English) Ⅰ・Ⅱ

(2) 保健師国家試験受験資格のための選択必修科目

DP1：日本国憲法、健康科学論

DP4：地域看護学実習Ⅱ

DP5：公衆衛生看護活動展開論Ⅰ・Ⅱ、公衆衛生看護管理論、学校保健

(3) 養護教諭一種免許課程の選択必修科目

養護に関する科目：学校保健、学校保健管理論、養護概説、健康科学論、カウンセリングの理論と実際

教職に関する科目：教職入門、教育心理学、教育課程論、教育方法論、特別支援教育概論、生徒指導論、教育相談、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の理論と実践、教職実践演習 (養護教諭)、養護実習

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目：日本国憲法

2 学生は第 1 学年から第 4 学年までの間に選択科目を 11 単位以上履修しなければならない。ただし、下記の各区分から必要単位を履修しなければならない。

DP1：5 単位以上

DP2：6 単位以上

ただし、英語以外の第二外国として初級ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、初級コリア語Ⅰ・Ⅱ、初級中国語Ⅰ・Ⅱから 2 単位以上、その他…4 単位以上とする。

3 選択科目受講届の締切りは、前後期ともに 4 月授業開始日前日までとする。また、選択科目を辞退する場合は、履修選択教科辞退届に記入の上、前期開講科目は 4 月末までとし、後期開講科目は 10 月末までに提出する。

第 3 条 他大学等において修得した科目(単位)は、既修科目として 20 単位を限度とし、認定することができる。

2 前項に規定する認定を希望する場合は、入学直後に他大学(卒業または中途退学)の単位修得証明書および既修得単位認定申請書を看護学部学務課に提出する。なお、申請期間は、全学年分を 1 年次の 4 月末までとする。

〔なお、国際看護コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲについては、後期も受講届を受け付ける。期日については 9 月末までとする。〕

第4条 各学年の成績は、学則別表Ⅱに定める科目ごとにまとめ、以下のとおりとする。

評語	合格				不合格
	S	A	B	C	D
評点 (100点満点)	90～100	80～89	70～79	60～69	0～59
GP	4	3	2	1	0

2. GP (Grade Point) は GPA (Grade Point Average) の算出に用い、取り扱いについては別に定める。

第5条 各学年終了時において必修科目に不合格がある者、あるいは当該年度の GPA が 1.0 未満のものは留年とする。

2. 各学年次カリキュラム上の順序性に於て以下の履修要件を経なければならない。

(1) 1年次履修要件

基礎看護学実習Ⅰ：基礎看護学概論に合格（評点60点以上）していること

(2) 2年次履修要件

基礎看護学実習Ⅱ：基礎看護学各論Ⅴに合格（評点60点以上）していること

(3) 3年次履修要件

成人看護学実習（慢性期）：成人看護学各論Ⅱ、Ⅲに合格（評点60点以上）していること

成人看護学実習（急性期）：成人看護学各論Ⅱ、Ⅲに合格（評点60点以上）していること

老年看護学実習Ⅰ：老年看護学各論に合格（評点60点以上）していること

小児看護学実習：小児看護学各論に合格（評点60点以上）していること

母性看護学実習：母性看護学各論に合格（評点60点以上）していること

第6条 前条の規定に該当する学生は、同一学年に2年を超えて在学することができない。

第7条 本学医学部及び早稲田大学での履修については、次の通りとする。

(1) 本学医学部選択科目の履修は、科目等履修生を対象とし、本学部の履修科目として認定され、卒業要件となる必修及び選択科目として読み替えることができる。なお、履修方法等は別に定める。

(2) 早稲田大学グローバルエデュケーションセンター開講科目の履修は、本学部2年生以上を対象とし、本学部の履修単位として認定されるが、卒業要件となる必修及び選択科目として読み替えることはできない。なお、履修方法等は別に定める。

学則第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程(補足)(23 回生から適用)

第 2 条の養護教諭一種免許課程について

1. 養護教諭に関する専門科目（学則第 9 条別表Ⅱ-2）
養護教諭一種免許課程の選択必修科目は必ず履修すること。
2. 履修期間
1～4 年次で履修するものとする。
3. 養護教諭一種免許課程の科目履修手続
 - 1) 養護教諭一種免許課程の選択必修科目を履修する者は大学が指定する説明会に参加することを条件とする。
 - 2) 履修計画に基づき、年度ごとに、養護教諭一種免許課程の選択必修科目履修届を提出する。
 - 3) 養護教諭一種免許課程の選択必修科目である教職実践演習（養護教諭）および養護実習について次項に定める。
4. 教職実践演習（養護教諭）および養護実習について
 - 1) 教職実践演習（養護教諭）および養護実習を履修しようとする者は、1～3 年次開講の養護教諭一種免許課程で定める必修科目、選択必修科目を履修していることを前提とする。
 - 2) 養護教諭一種免許登録願および教職実践演習（養護教諭）、養護実習履修届を学務課に提出すること。
 - 3) 教職実践演習（養護教諭）、養護実習履修登録者の演習・実習費は別途定める。その他詳細については別に定める。

第 2 条の保健師国家試験受験資格取得について

1. 保健師に関する専門科目（学則第 9 条別表Ⅱ-1）
保健師国家試験受験資格のための選択必修科目は必ずとること。
2. 履修期間
原則として 3・4 年次で履修するものとする。
3. 履修手続きと選考
 - 1) 履修願は 3 年次に学務課へ提出すること。
 - 2) 履修願を提出した学生については、選考を行った上で履修許可を与える。
 - 3) 履修許可の場合は、学務課より本人に通知が行われる。通知を受けた場合には指定された日時までに履修届を提出すること。
4. 養護教諭二種免許状
 - 1) 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により保健師の免許を受けた者が、養護教諭二種免許状を取得する場合、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目である日本国憲法を履修する必要がある。

その他詳細については別に定める。

第 2 2 回生

第 2 1 回生

第 2 0 回生

第 1 9 回生

学修に関する事項

看護学部の教育理念

本学部は「女性の社会的地位の向上と経済的自立を目指すと共に、至誠と愛の精神に基づき医療を行う人材を育成する」という創立者吉岡彌生の趣旨を受けつぎ、これを教育の基本理念とする。

本学部における教育は学生が自ら学び成長しようとする向上心を側面から支援することであると考える。それは、学生一人一人の個性を尊重する教師と、自ら学ぼうとする学生との真剣な相互作用の過程において創られるものである。

看護学部の教育目的

本学部は、建学の精神に基づき、変動する社会情勢の中で看護の役割を認識し、責任を自主的に果たし得る看護実践者を育成する。すなわち、いかなる状況下においても、医療倫理を遵守し、至誠と愛の精神に基づいて行動できる看護職者としての基礎を確立することを目的とするものである。さらに、本学部の教育は、看護の専門性を追求し、看護学の発展に寄与できるための基礎を養うものである。

看護学部の教育目標

看護はあらゆる健康のレベルにある人々を対象とし、それらの人々の健康レベルの向上を目指して援助を行うものであり、この援助活動は、人々の生活を尊重し、人間理解に根ざした関係を基盤として、継続的に行われるものである。看護は人間としてさけられない「生・老・病・死」とかかわりをもちながら、対象者との密接な人間関係を通して行われていくものである。したがって、看護者には豊かな人間性と科学的思考に支えられた創造的・主体的行動が求められる。

本学部は以下の教育目標を掲げる。

- 1) 豊かな人間性を養い、生活者としての人間を理解する基礎能力を養う。
- 2) 看護実践に必要な科学的思考および看護の基本技術を身につけ、人間関係を基盤として、健康問題を解決する能力を養う。
- 3) 社会情勢の変化に応じて、保健・医療・福祉チームの中で主体的かつ協調的に看護の役割を果たすとともに、現状を変革する基礎能力を養う。
- 4) 研究の基礎能力を養う。
- 5) 専門職者として自己の能力を評価し、自己成長のできる基盤を養う。
- 6) 国際的な視野に立って活動できる基礎能力を養う。

アドミッション・ポリシー

東京女子医科大学では、女子に医学ならびに看護学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する女性医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与できる人材の養成を目的としています。

本学の目的をふまえ看護学部では、科学的思考と人間性に基づく優れた看護実践者を養成するため2つの特色あるキャンパスで学修します。大東キャンパスでは地方における地域密着型の保健医療を、河田町キャンパスでは都会における先進的医療を学びます。

従来の教育が教員から学生に一方向的に知識と技術を教授することを主としてきたのに対して、本学の教育は学生自身が問題意識をもち、自らの力で知識と技術を発展させていくことを目指しています。

そのため本学では、幅広い視野を身につけ、自ら能力を高め、問題を解決していこうとする意欲に燃えた学生に広く門戸を開いています。

看護学部が求める入学者像

1. 看護への強い関心を有し、医療人として社会に貢献する意欲の高い人
2. 主体的に学ぶ姿勢と、自ら問題を発見し解決していく態度を備えている人
3. 豊かな感性を備え、人間関係を育む力を有している人

カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)

卒業時に達成すべき看護師としての必要な基本的知識、技能および態度を「看護の実践力」および「慈しむ心の姿勢」として示した学修成果（アウトカム）を達成し、建学の精神に沿って自立して社会に貢献する医療者となる基礎を体得し、大学の理念である「至誠と愛」を障害にわたり実践するカリキュラムが構築されています。アウトカムを達成するための段階的な目標はロードマップとして示され、様々なカリキュラム、学修法によりロードマップと学修成果（アウトカム）を達成します。

変動する社会の中で看護の役割を認識し、責任を自主的に果たし得る看護実践者を育成するために6つの教育の柱を有しています。初年度は静岡県の大東キャンパスにおいて、地域の人々との交流を通し人間そのものを理解する「人間の本質を問う」から学び、身体づくりや機能、栄養代謝、人間関係等について学びます。そして、生活環境・健康障害を学び、看護の専門性の高い科目にシフトし、学びを進めます。

1年次から4年次までの看護職のキャリアを積み上げていく科目や、医学部・早稲田大学との協働教育があります。そして広い視野から思考できるように1年次から海外研修や海外からの学生との交流を行うとともに、2年次からは早稲田大学グローバルエデュケーションセンター開講科目が履修できます。

そして保健師国家試験受験資格や養護教諭一種免許の選択科目を学ぶことが可能です。

教育の6本柱

1. 人間の本質を問う
2. 生活している人間の環境
3. 健康障害と生活の調整
4. 働きかけの基本・看護活動
5. 人間性を育む
6. 各専門領域への発展

ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)

卒業時には定められた授業科目を終了し、学修成果（アウトカム）に示す「医の実践力」と「慈しむ心の姿勢」を修得して以下の能力を備えることが求められます。

所定の期間に以下の学修目標を達成し、卒業に必要な単位を修得したものに学士（看護学）の学位が与えられます。

1. 豊かな人間性を養い、生活者としての人間を理解する基礎能力を有する。
2. 看護実践に必要な科学的思考および看護の基本的技術を身につけ、人間関係を基盤として、健

康問題を解決する能力を有する。

3. 社会情勢の変化に応じて、保健・医療・福祉チームの中で主体的かつ協調的に看護の役割を果たすとともに、現状を変革する基礎能力を有する。
4. 研究の基礎能力を有する。
5. 専門職者として自己の能力を評価し、自己成長のできる能力を有する。
6. 国際的な視野に立って活動できる基礎能力を有する。

第1 学年教育目標

1. 人間生活と健康との関わりを、地域住民の生活や自身の生活を通して理解する。
2. 人間理解の基礎となる知識、および看護活動の基礎となる知識・技術を学ぶ。
3. 自主性を養い、主体的な学習態度の基礎を確立する。
4. 感性を磨き、人間関係の基本を学ぶ。

第2 学年教育目標

1. 人間の健康状態を包括的にとらえる基礎的な知識を学ぶ。
2. さまざまな発達段階や健康レベルに応じて、人々の生活を援助する理論および方法を理解する。
3. 自主性を発揮し、他者との関わりから学び、自己成長を目指す。
4. 看護の基礎的な理論および技術を習得し、疾病を持つ人への看護を実践する。

第3 学年教育目標

1. これまでに学んだ知識・技術を活用し、あらゆる健康状態にある人との関わりの中で、よりよい看護を探求する。
2. さまざまな対象者への看護を実践する中で、自己の看護観を深める。
3. 主体的な学習態度を基盤として、他者と共に学ぶ能力を持つ。
4. 研究の基礎的な知識・態度を学ぶ。

第4 学年教育目標

1. 広範な知識を統合し、プロフェッショナルとしての自己の方向性を明らかにする。
2. 4年間の学習を総括し、さらなる発展にそなえる。

東京女子医科大学学則 抜粋

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づき、女子に医学並びに看護学の理論と実際を教授し、創造的な知性と豊かな人間性を備え、社会に貢献する医療人を育成するとともに、深く学術を研究し、広く文化の発展に寄与することを目的とする。

2. 学部における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(学部学科の組織)

第3条 本学に、医学部医学科ならびに看護学部看護学科を置く。

(修業年限)

第4条 前条に定める学部の修業年限は、医学部が6年、看護学部が4年とする。

(学生定員)

第5条 第3条に定める学部学科の学生（以下「学生」という）の定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
医学部	医学科	110人	—	660人
看護学部	看護学科	90人	—	360人
計		200人	—	1020人

第2章 学年・学期および休業日

(学年および学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を次の学期に分ける。

(1) 医学部

第1学期 4月1日より 8月31日まで

第2学期 9月1日より 12月31日まで

第3学期 1月1日より 3月31日まで

(2) 看護学部

前学期 4月 1日より 10月15日まで

後学期 10月16日より 翌年3月31日まで

3. 前項に規定する定期休業日は、都合により変更することがある。

(休業日)

第8条 定期休業日を次のとおりにする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日 祝日が日曜日と重なるときはその翌日

(3) 本学創立記念日 12月5日

創立記念日が日曜日と重なるときはその翌日

(4) 春季休業日 3月16日～3月22日の月曜日から4月3日～4月9日の金曜日

(5) 夏季休業日 7月12日～7月18日の月曜日から9月3日～9月9日の金曜日

(6) 冬季休業日 12月16日～12月22日の月曜日から1月3日～1月9日の金曜日

(7) その他休業日 4月30日、5月1日、5月2日

2. 前項に規定する定期休業日は、都合により変更することがある。

3. 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることがある。

第3章 授業科目および授業時間

(授業科目および単位数、時間数)

第9条 授業科目および単位数、時間数は、医学部は別表Ⅰ ((1)と(2)がある)、看護学部は別表Ⅱ-1、Ⅱ-2のとおりとする。

第4章 授業科目の履修および修了の認定

(授業科目の履修)

第10条 学生は、第9条に定めるそれぞれの授業科目を履修しなければならない。

2. 授業科目履修に関する規定は、別に定める。

(授業科目の認定)

第11条 授業科目履修修了の認定は、試験およびその他の方法によるものとする。

2. 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。

3. 受験資格および試験の方法については、別に定める。

4. 試験以外の認定方法については、別に定める。

第5章 卒業の要件および学位

(卒業の要件)

第12条 第9条に定める授業科目を修了し必要な単位を取得した者については、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書および学位記を授与する。

(称号)

第13条 卒業した者には、次の区分に従い学士の学位を授与する。

(1) 医学部 学士(医学)

(2) 看護学部 学士(看護学)

第6章 入学、休学、転学、編入学および退学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第15条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子に限る。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、以下の者1名ずつとする。

(1) 原則として父、母または独立の生計を営む成人の親族

(2) 独立の生計を営む成人で、原則として東京都または近県に在住する者とする。

2. 連帯保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負わなければならない。

3. 学生は、連帯保証人を変更する必要があるときは、速やかに届け出なければならない。

(氏名、本籍および住所の変更)

第20条 学生は、学生、連帯保証人が氏名、本籍および住所を変更した場合には、速やかに届け出なければならない。

(在学年限)

第21条 学生の在学年限は、休学による留年の年数を含めて、医学部は10年、看護学部は8年を超えることはできない。

2. 同一学年に在学できる年限は、医学部は学業成績不足による留年の場合は2年まで、休学による留年の年数を含めて3年までとする。看護学部は休学による留年の年数を含めて2年までとする。

(欠席)

第 22 条 学生は、疾病その他の事故により 1 週間以上欠席する場合は、その理由を詳記し、疾病のときは、医師の診断書を添付して所定の欠席届をすみやかに提出しなければならない。

(休学)

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により 3 ヶ月以上欠席する場合は、その理由を証明する書類を添えて連帯保証人連署のうえ所定の休学願を提出し、医学部あるいは看護学部の学生委員会ならびに教務委員会の議を経て教授会の承認を得なければならない。

2. 医学的理由による休学の場合は、主治医による診断書および本学校医 1 名（メンタルヘルス関連の場合は本学精神科教授）による学業を遂行することが不可能であることの意見書の提出を必要とする。

3. 疾病等のため出席することが適当でないと各学部の学生委員会ならびに教務委員会が認めた学生には、教授会の議を得て休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 24 条 休学の期間は、1 年以内に限る。

2. 休学による留年の回数は通算して 2 回以内に限る。

(復学)

第 25 条 休学した者は、休学期間が満了するとき、および休学期間中であってもその理由が消滅したときには復学願を提出し、各学部の学生委員会ならびに教務委員会の議を経て教授会の承認を得なければならない。

2. 医学的理由が消滅して復学しようとするときには、原則として休学開始時と同一の医師の診断書および本学校医 1 名（メンタルヘルス関連の場合は本学精神科教授）による意見書の提出を必要とする。

3. 医学的理由以外の理由で休学し復学する場合は、その理由が消滅したことの証明書または理由書を復学願に添付しなければならない。

(転学、編入学)

第 26 条 他の大学へ転学または入学を希望しようとする者は、連帯保証人連署のうえ願い出て許可を得なければならない。ただし、許可を得た場合でも第 23 条第 1 項のやむを得ない理由および第 39 条第 2 項第 2 号による欠席の正当な理由とはならない。

2. 本学に編入学を願い出た者があるときは、欠員ある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

3. 編入学に関する規定は別に定める

(退学)

第 27 条 やむを得ない理由により退学しようとする学生は、連帯保証人連署の退学願を提出しなければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合には、診断書の添付を必要とする。

(再入学)

第 28 条 前条により退学した者のうちその理由が消滅して、再入学を願い出た者は選考のうえこれを許可することがある。その詳細は、別に定める。

(除籍)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

(1) 第 21 条に定める在学年限を超える者

(2) 授業料他所定の納入金の納付を怠り、督促を受けても完納しない者

(3) 学則第 39 条に該当し退学の処分を受けた者

第 7 章 授業料その他納入金

(授業料等の徴収)

第 30 条 授業料、入学金およびその他の納入すべき学費（以下「納入金」という）の金額は、別

表Ⅲのとおりとする。

(授業料等の納付)

第 31 条 入学金は、入学手続の際納入し、授業料その他の納入金は、所定の期限内に納入しなければならない。ただし、入学金を除く他の納入金等は特別の事情がある場合には、期限を定めて納入の延期を認めることがある。

2. 授業料等の納入金は、休学あるいは停学中等の場合も原則として減免しない。

3. 納入金を滞納する者は、完納の後でなければ試験を受けることができない。

(学費の返還制限)

第 32 条 すでに納入した授業料等の納入金は、原則として返還しない。

第 8 章 外国人留学生

(外国人留学生の入学)

第 33 条 本学は、外国人留学生の入学を許可することがある。

2. 外国人留学生の入学資格、手続、選考等については、別に定め、その他については本学則を準用する。

第 9 章 研究生等

(研究生等)

第 34 条 本学に、科目等履修生、研究生、医療練士研修生、聴講生、見学生、その他を設ける。

2. 科目等履修生、研究生、医療練士研修生、聴講生、見学生、その他に関する規定は、別に定める。

第 11 章 学生に関する規定

(学生に関する規定)

第 36 条 個人情報保護に関する本学のガイドラインに則り、学生生活で得られる個人情報は学修の目的のみに利用し、これを生涯守秘することを義務とする。なお、指示に応じてその都度所定の誓約書に署名するものとする。

2. 本学則に定めるもののほか、学生に関する規定を別に定める。

第 12 章 賞罰

(表彰)

第 37 条 学生で人物学業成績の特に優秀な者あるいは表彰に価する行為のあった者に対しては、学部教授会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第 38 条 本学則その他学生に関する諸規定に違反し、その他不都合な行為のあった者に対しては、学部教授会の議を経て懲戒を行う。

(懲戒の種類)

第 39 条 前条に基づき情状により次の懲戒に処する。

(1) 訓告

(2) 謹慎

(3) 停学

(4) 退学

2. 次の各号のいずれか 1 に該当する者は、退学の処分を行う。

(1) 重大な犯罪を犯したもの

(2) 重大な非違行為を行なったもの

(3) 試験等の重大な不正行為を行なったもの

(4) その他、学生としての本分に反した重大な不適切な行為を行った者

前条及び本条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項については別に定める。

第16章 各種委員会

(委員会)

第49条 本学に、教育、研究、学生の生活指導等に関する事項について審議するため、委員会を置く。

2. 前項の委員会に関する規定は、別に定める。

附則

1. 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

2. 第28条の「前条により退学した者」とは、大学学則第38条にもとづく懲戒または懲戒相当により退学した者、大学学則第29条にもとづき除籍された者または学業成績に起因する退学者は含まない。

学則関連規程

学則第9条関係 別表Ⅱ-1 看護学部の授業科目および単位数、コマ数

区分	1年次			2年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
人間の 本質を問う	生物としての人間	2	20	心理学	1	10
	生体の化学	1	10	人間関係論	1	18
	栄養代謝学	2	28	医療における倫理学	2	20
	人体の構造と機能	4	56	論理学(選)	1	10
	人間発達論	1	10			
	人間援助論Ⅰ	1	18			
	哲学(選)	1	10			
人間の 環境 生活している	生活科学論(選)	1	10	生体防御機構	1	10
	史学(選)	1	10	感染看護	1	10
				人間生活と経済(選)	1	10
				社会と人間(選)	1	10
				社会福祉学	1	10
健康障害と 生活の調整	病態学・概論	1	10	薬理学	2	28
	人間工学	1	10	病態学・各論Ⅰ(内科系)	4	56
				病態学・各論Ⅱ(外科系)	2	28
				病態学・各論Ⅲ(小児)	1	10
				病態学・各論Ⅳ(母性)	1	10
				病態学・各論Ⅴ(老年)	1	10
				病態学・各論Ⅵ(精神) リハビリテーション	1	10
働きかけの 基本・看護活動	看護学・概論	2	20	成人看護学・概論	1	10
	基礎看護学・各論Ⅰ(共通基本技術論)	1	18	成人看護学・各論Ⅰ(健康各期の看護)	2	28
	基礎看護学・各論Ⅱ(生活援助論)	2	36	成人看護学・各論Ⅱ(専門領域の探求)	2	28
	基礎看護学・各論Ⅲ(診療に伴う援助論)	1	18	成人看護学実習Ⅰ	3	90
	基礎看護学・各論Ⅳ(看護過程論)	1	18	老年看護学・概論	1	10
	基礎看護学実習Ⅰ	1	30	小児看護学・概論	1	10
	基礎看護学実習Ⅱ	2	60	精神看護学・概論	1	10
				母性看護学・概論	1	10
				フィジカルアセスメント	1	18
人間性を 育む	フィットネスの理論と実技	2	28	英語Ⅰ-2	2	28
	英語Ⅰ-1	2	28	ドイツ語Ⅱ(選)	2	28
	ドイツ語Ⅰ(選)	2	28	韓国語(選)	2	28
	日本語学(選)	2	28			
	美術(選)	2	28			
	音楽(選)	2	28			
各専門領域 への発展	情報科学演習Ⅰ	1	18	保健医療統計学	1	18
	キャリア発達論Ⅰ	2	28	情報科学演習Ⅱ	1	18
	国際看護コミュニケーションⅠ(選)☆	2	28	キャリア発達論Ⅱ	1	18
				国際看護コミュニケーションⅠ(選)☆	2	28
				国際看護コミュニケーションⅡ(選)☆	2	28
				国際看護コミュニケーションⅢ(選)☆	2	28
	計	43	634	計	51	706

(選)(保選)は選択科目。(保選)は保健師国家試験受験資格のための選択必修科目。

区分	3年次			4年次		
	授業科目	単位数	コマ数	授業科目	単位数	コマ数
人間の 本質を問う				女性論(選) 人間援助論Ⅱ(選)	1 1	10 10
生活している 人間の環境	家族関係論 公衆衛生学(保選)	1 2	10 20	疫学 医療行政・関係法規 文化人類学(選) 人間生活と法(選)	1 2 1 1	18 28 10 10
健康障害と 生活の調整	健康科学論	1	10	保健医療行動科学 医学特論(選) 病態学・特論	1 1 1	18 10 10
働きかけの 基本・看護活動	小児看護学・各論	2	28	地域看護学実習Ⅱ(保選)	4	120
	母性看護学・各論	2	28	コミュニケーションの理論と実際(選)	1	18
	老年看護学・各論	2	28	精神看護学実習	2	60
	地域看護学・概論	1	10	統合実習Ⅰ	2	60
	地域看護学・各論	2	28	統合実習Ⅱ	2	60
	健康教育学(保選)	1	18			
	精神看護学・各論	2	28			
	小児看護学実習	2	60			
	母性看護学実習	2	60			
	地域看護学実習Ⅰ	2	60			
	成人看護学実習Ⅱ	3	90			
	老年看護学実習	2	60			
	在宅看護論	2	20			
	公衆衛生看護活動展開論(保選)	2	28			
公衆衛生看護管理論(保選)	1	10				
育む 人間性を	英語Ⅱ	2	28	英語Ⅲ(選)	2	28
	中国語(選)	2	28	パフォーマンス芸術論(選)	1	18
				国際関係論(選)	1	10
の発展 各専門領域へ	研究方法論	1	18	リエゾン精神看護	1	10
	キャリア発達論Ⅲ	1	18	国際看護(選)	2	20
	国際看護コミュニケーションⅠ(選)☆	2	28	卒業論文	1	18
	国際看護コミュニケーションⅡ(選)☆	2	28	キャリア発達論Ⅳ	1	18
	国際看護コミュニケーションⅢ(選)☆	2	28	国際看護コミュニケーションⅠ(選)☆	2	28
				国際看護コミュニケーションⅢ(選)☆	2	28
計	44	772	計	34	620	

(選)は選択科目

(保選)は保健師の国家試験受験資格を得るための選択必修科目

ただし、健康教育学、公衆衛生学については3年次選択科目として全員が履修可能

☆印については、海外研修参加年次に履修および単位の認定を行う

開講区分	卒業に要する単位数		
	必修	選択	合計
人間の本質を問う	15	3	18
生活している人間の環境	7	3	10
健康障害と生活の調整	18	0	18
働きかけの基本・看護活動	53	0	53
人間性を育む	8	7	15
各専門領域への発展	11	0	11
計	112	13	125

学則第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程

第 1 条 学生は学則第 9 条別表Ⅱ-1 に定める当該学年の既定科目の授業に出席しかつその試験に合格しなければならない。

第 2 条 各開講区分中選択科目、保健師国家試験受験資格取得者のための選択必修科目および養護教諭一種免許課程の選択必修科目として次の授業科目を置く。ただし、これらの授業科目は年度により変更することがある。

(選択科目)

人間の本質を問う：人間援助論Ⅱ、哲学、女性論、論理学

生活している人間の環境：公衆衛生学、社会と人間、生活科学論、

人間生活と法、人間生活と経済、史学、文化人類学

健康障害と生活の調整：医学特論

働きかけの基本・看護活動：健康教育学、コミュニケーションの理論と実際

人間性を育む：英語Ⅲ、ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱ、韓国語、中国語、日本語学、美術、

音楽、パフォーマンス芸術論、国際関係論

各専門領域への発展：国際看護、国際看護コミュニケーションⅠ、

国際看護コミュニケーションⅡ、国際看護コミュニケーションⅢ

(保健師国家試験受験資格のための選択必修科目)

生活している人間の環境：公衆衛生学

働きかけの基本・看護活動：公衆衛生看護活動展開論、公衆衛生看護管理論、

健康教育学、地域看護学実習Ⅱ

(養護教諭一種免許課程の選択必修科目)

養護に関する科目：学校保健、学校保健管理論、養護概説、健康教育学、

コミュニケーションの理論と実際、公衆衛生学

教職に関する科目：教職入門、教育学概論、特別支援教育概論(22 回生)、教育心理学、教育

課程論、教育方法論、生徒指導論、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の理

論と実践(22 回生)、教育相談、教職実践演習(養護教諭)、養護実習

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目：日本国憲法

2. 学生は第 1 学年から第 4 学年までの間に選択科目を 13 単位以上履修しなければならない。ただし、下記の各区分から必要単位を履修しなければならない。

人間の本質を問う：3 単位以上

生活している人間の環境：3 単位以上

人間性を育む：英語Ⅲ・ドイツ語Ⅰ・ドイツ語Ⅱ・韓国語・中国語から

4 単位以上、その他...3 単位以上

3. 選択科目受講届の締め切りを、前後期ともに 4 月授業開始日前日までとする。また、選択科目を辞退する場合は、履修選択教科辞退届に記入の上、前期開講科目は 4 月末までとし、後期開講科目は 10 月末までに提出する。

なお、国際看護コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲについては、後期も受講届を受け付ける。期日については 9 月末までとする。

第 3 条 他大学等において修得した科目(単位)は、既修科目として 20 単位を限度とし、認定することができる。

2. 前項に規定する認定を希望する場合は、入学直後に他大学(卒業又は中途退学)の単位修得証明書と既修得単位認定申請書を学務課に提出する。なお、申請期間は全学年分を 1 年次の 4 月末までとする。

第4条 各学年の成績は、学則別表Ⅱに定める科目ごとにまとめ、以下のとおりとする。

評語	合格				不合格
	S	A	B	C	D
評点 (100点満点)	90～100	80～89	70～79	60～69	0～59
GP	4	3	2	1	0

2. GP (Grade Point) は GPA (Grade Point Average) の算出に用い、取り扱いについては別に定める。

第5条 次のいずれか1に該当する学生は原級にとどまるものとする。

- (1) 理由なく試験を受けないため評価できない授業科目のある者
- (2) 当該学年の授業科目の平均点が60点未満の者
- (3) 当該学年のGPAが1.5未満の者
- (4) 前各号には該当しないが不合格科目があり、教授会が進級を不適格と判断し、学長が留年を認めた者

第6条 前条の規定に該当する学生は同一学年に2年を超えて在学することができない。

第7条 本学医学部及び早稲田大学での履修については、次の通りとする。

- (1) 本学医学部選択科目の履修は、科目等履修生を対象とし、本学部の履修科目として認定され、卒業要件となる必修及び選択科目として読み替えることができる。なお、履修方法等は別に定める。
- (2) 早稲田大学グローバルエデュケーションセンター開講科目の履修は、本学部2年生以上を対象とし、本学部の履修単位として認定されるが、卒業要件となる必修及び選択科目として読み替えることはできない。なお、履修方法等は別に定める。

(補足事項)

第5条については、以降の「看護学部進級基準」と合わせて対応する。

看護学部進級基準

1. 各学年次カリキュラム上の必修科目すべてに合格したものは教授会の議を経て進級することができる。
2. 学年終了時において次のいずれか一つに該当するものは、原級にとどめるものとする。ただし、下記に該当しない必修科目に不合格科目を有する場合、教授会の議を経て、再履修または自己学修再受験を認め、進級を認めることがある。
 - 1) 各学年次の履修科目において必修4科目以上の不合格科目を有するもの。
 - 2) 各学年次開講の下記科目のうち1科目でも不合格を有するもの。

1 年次（18 回生～22 回生に適用）

人体の構造と機能、病態学・概論、看護学・概論、基礎看護学・各論Ⅰ、基礎看護学・各論Ⅱ、基礎看護学・各論Ⅲ、基礎看護学・各論Ⅳ、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ

2 年次（12 回生～22 回生に適用）

病態学・各論Ⅰ、病態学・各論Ⅱ、成人看護学・概論、成人看護学・各論Ⅰ、成人看護学・各論Ⅱ、成人看護学実習Ⅰ、老年看護学・概論、小児看護学・概論、母性看護学・概論、フィジカルアセスメント

3 年次（14 回生～22 回生に適用）

老年看護学・各論、小児看護学・各論、母性看護学・各論、地域看護学・概論、地域看護学・各論、精神看護学・各論、在宅看護論、小児看護学実習、母性看護学実習、地域看護学実習Ⅰ、成人看護学実習Ⅱ、老年看護学実習

- 3) ・当該年度の GPA が 1.5 未満のもの（20 回生に適用）
・前項 2 号に定めた科目に不合格科目があり、かつ当該年度の GPA が 1.5 未満のもの（21 回生・22 回生に適用）
3. 不合格科目の単位履修について
 - 1) （略）
 - 2) 自己学修再受験が認められ再評価を受けて合格し、60 点以上の評点だった場合でも、その授業科目の評点は 60 点とし、最初の履修年次の履修科目として取り扱う。また、科目責任者の判断により、追試験および再試験を実施することがある。

学則第 10 条関係 看護学部授業科目履修に関する規程（補足事項）

第 2 条の養護教諭一種免許課程について

1. 養護教諭に関する専門科目（学則第 9 条別表Ⅱ-2）
養護教諭一種免許課程の選択必修科目は必ず履修すること。
2. 履修期間
2～4 年次で履修するものとする。
3. 養護教諭一種免許課程の科目履修手続
 - 1) 養護教諭一種免許課程の選択必修科目を履修する者は大学が指定する説明会に参加することを条件とする。
 - 2) 履修計画に基づき、年度ごとに、養護教諭一種免許課程の選択必修科目履修届を提出する。
 - 3) 養護教諭一種免許課程の選択必修科目である教職実践演習（養護教諭）および養護実習について次項に定める。
4. 教職実践演習（養護教諭）および養護実習について
 - 1) 教職実践演習（養護教諭）および養護実習を履修しようとする者は、1～3 年次開講の養護教諭一種免許課程で定める必修科目、選択必修科目を履修していることを前提とする。
 - 2) 養護教諭一種免許登録願および教職実践演習（養護教諭）、養護実習履修届を学務課に提出すること。
 - 3) 教職実践演習（養護教諭）、養護実習履修登録者の演習・実習費は別途定める。その他詳細については別に定める。

第 2 条の保健師国家試験受験資格取得について

1. 保健師に関する専門科目（学則第 9 条別表Ⅱ-1）
保健師国家試験受験資格のための選択必修科目は必ずとること。
2. 履修期間
原則として 3・4 年次で履修するものとする。
3. 履修手続きと選考
 - 1) 履修願は 3 年次に学務課へ提出すること。
 - 2) 履修願を提出した学生については、選考を行った上で履修許可を与える。
 - 3) 履修許可の場合は、学務課より本人に通知が行われる。通知を受けた場合には指定された日時までに履修届を提出すること。
4. 養護教諭二種免許状
 - 1) 保健師助産師看護師法第 7 条の規定により保健師の免許を受けた者が、養護教諭二種免許状を取得する場合、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目である日本国憲法を履修する必要がある。その他詳細については別に定める。

保健師国家試験受験資格に関する科目および単位数（19回生～22回生）

授 業 科 目	単 位 数	コマ数	配当年次および単位数								
			1年次		2年次		3年次		4年次		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
疫 学△	1	18									1
医療行政・関係法規△	2	28								1	1
社 会 福 祉 学△	1	10				1					
家 族 関 係 論△	1	10					1				
公 衆 衛 生 学	2	20						2			

△ 印は、卒業に必要な必修科目

健康科学論△	1	10					1			
保健医療行動科学△	1	18								1
リハビリテーション△	1	10				1				
地域看護学・概論△	1	10					1			
地域看護学・各論△	2	28					2			
在宅看護論△	2	20					2			
地域看護学実習Ⅰ△	2	60						2		
地域看護学実習Ⅱ	4	120							4	
健康教育学	1	18						1		
公衆衛生看護活動展開論	2	28						2		
公衆衛生看護管理論	1	10						1		
保健医療統計学△	1	18				1				
情報科学演習Ⅰ△	1	18	1							
情報科学演習Ⅱ△	1	18				1				
リエゾン精神看護△	1	10								1

養護教諭一種免許課程に関する科目および単位数（19～21回生）

授 業 科 目	単 位 数	コマ数	配当年次および単位数							
			1年次		2年次		3年次		4年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
公衆衛生学	2	20						2		
疫学 [△]	1	18								1
健康科学論 [△]	1	10					1			
学校保健	2	20						2		
学校保健管理論	1	10								1
養護概説	2	20						2		
健康教育学	1	18						1		
コミュニケーションの理論と実際	1	18								1
栄養代謝学 [△]	2	28	1	1						
人体の構造と機能 [△]	4	56	2	2						
生体防御機構 [△]	1	10			1					
薬理学 [△]	2	28			1	1				
精神看護学・概論 [△]	1	10				1				
精神看護学・各論 [△]	2	28						2		
基礎看護学・各論Ⅰ(共通基本技術論) [△]	1	18	1							
基礎看護学・各論Ⅱ(生活援助論) [△]	2	36	1	1						
基礎看護学・各論Ⅲ(診療に伴う援助論) [△]	1	18		1						
基礎看護学・各論Ⅳ(看護過程論) [△]	1	18		1						
成人看護学・各論Ⅱ(専門領域の探求) [△]	2	28				2				
成人看護学実習Ⅰ [△]	3	90				3				
母性看護学・概論 [△]	1	10				1				
母性看護学・各論 [△]	2	28					2			
小児看護学・概論 [△]	1	10				1				
小児看護学・各論 [△]	2	28					2			
小児看護学実習 [△]	2	60						2		
地域看護学・各論 [△]	2	28					2			
教職入門	2	20				2				
教育学概論	2	20				2				
教育心理学	2	20				2				
教育課程論	2	20				2				
教育方法論	2	20						2		
生徒指導論	2	20						2		
教育相談	2	20						2		
教職実践演習(養護教諭)	2	20								2
養護実習	5	150								5
日本国憲法	2	20				2				
フィットネスの理論と実技 [△]	2	28	1	1						
英語Ⅰ-1 [△]	2	28	1	1						
情報科学演習Ⅰ [△]	1	18	1							

△ 印は、卒業に必要な必修科目

養護教諭一種免許課程に関する科目および単位数（22回生）

授 業 科 目	単 位 数	コ マ 数	配当年次および単位数							
			1年次		2年次		3年次		4年次	
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期
公衆衛生学	2	20						2		
疫 学 [△]	1	18								1
健康科学論 [△]	1	10					1			
学校保健	2	20						2		
学校保健管理論	1	10								1
養護概説	2	20						2		
健康教育学	1	18						1		
コミュニケーションの理論と実際	1	18								1
栄養代謝学 [△]	2	28	1	1						
人体の構造と機能 [△]	4	56	2	2						
生体防御機構 [△]	1	10			1					
薬 理 学 [△]	2	28			1	1				
精神看護学・概論 [△]	1	10				1				
精神看護学・各論 [△]	2	28						2		
基礎看護学・各論Ⅰ(共通基本技術論) [△]	1	18	1							
基礎看護学・各論Ⅱ(生活援助論) [△]	2	36	1	1						
基礎看護学・各論Ⅲ(診療に伴う援助論) [△]	1	18		1						
基礎看護学・各論Ⅳ(看護過程論) [△]	1	18		1						
成人看護学・各論Ⅱ(専門領域の探求) [△]	2	28				2				
成人看護学実習Ⅰ [△]	3	90				3				
母性看護学・概論 [△]	1	10				1				
母性看護学・各論 [△]	2	28					2			
小児看護学・概論 [△]	1	10				1				
小児看護学・各論 [△]	2	28					2			
小児看護学実習 [△]	2	60						2		
地域看護学・各論 [△]	2	28					2			
教 職 入 門	2	20				2				
教育学概論	2	20				2				
教育心理学	2	20				2				
教育課程論	2	20				2				
特別支援教育概論	1	10				1				
教育方法論	2	20						2		
生徒指導論	1	10						1		
道徳、総合的な学習の時間、特別活動の理論と実践	2	20						2		
教 育 相 談	2	20						2		
教職実践演習(養護教諭)	2	20								2
養護実習	5	150								5
日 本 国 憲 法	2	20				2				
フィットネスの理論と実技 [△]	2	28	1	1						
英 語 I - 1 [△]	2	28	1	1						
情報科学演習Ⅰ [△]	1	18	1							
情報科学演習Ⅱ [△]	1	18				1				

△ 印は、卒業に必要な必修科目

全学生共通

学修に関する事項

学則第 11 条関係 看護学部試験に関する規程

第 1 条 学修を助けかつ学力を測定するために試験を行う。

第 2 条 試験は授業の科目責任者が行うものとする。

第 3 条 試験は、科目の終了時に行う。ほかに中間試験は適時施行することができる。

第 4 条 試験の期日は概ね 2 週間前までに発表するものとする。

第 5 条 疾病またはやむを得ない事故により試験に出席できない時はその理由を試験欠席届に記入し、保証人連署の上 7 日以内（試験日を含）に届け出なければならない。

第 6 条 授業時数の 3 分の 2 以上の出席者でなければ当該授業科目の終了時に行われる試験を受けることができない。

2 前項以外の試験における受験資格については各授業の科目責任者が適宜定めるものとする。

3 自然災害等により講義・実習に出席できない時はその理由を欠席届に記入し、保証人連署の上 7 日以内（試験日を含）に届け出なければならない。なお、届け出のあった者については、欠席扱いとしない。

第 7 条 当該授業科目の終了時に行われる試験を欠席した者で第 5 条の届け出のあった者については原則として追試験を行う。ただし、再試験は行わない。

2 前項以外の試験に欠席した者には必要に応じて追試験を行うことができる。

第 8 条 当該授業科目の終了時に行われる試験の不合格者には原則として再試験を行う。

2 前項以外の試験に不合格の者には必要に応じて再試験を行うことができる。

第 9 条 追試験と再試験とは原則として試験終了後 3 週間以内に行う。ただし、その間に季節休業日のある時はその期間は含まないものとする。

第 10 条 第 7 条第 1 項に定める追試験ならびに第 8 条第 1 項に定める再試験を受ける者は受験料として 1 科目 3,000 円を納入するものとする。

第 11 条 試験の監督はその授業科目担当の教員（原則として 2 名）が行う。ただし、やむを得ない場合に限って担当以外の専任教員または学務課員が補助する。

第 12 条 試験中不正行為を行った者に対しては、直ちに退場を命じ、当該試験の成績を 0 点とする。

第 13 条 試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。ただし、セミナー、実習、卒論は S、A、B、C、および D（不合格）の評語とする。

第 14 条 追試験の成績は 2 割の減点を行う。

第 15 条 再試験で合格した場合、その授業科目の成績は 60 点とする。

第 16 条 自然災害等により試験に出席できない時はその理由を試験欠席届に記入し、保証人連署の上 7 日以内（試験日を含）に届け出なければならない。なお、届け出のあった者については、別日程で試験を行う。ただし、受験料は別途徴収せず、試験成績の 2 割の減点も行わない。

2 他の施設の就職試験や入学試験により試験に出席できない時は、入学試験・就職試験に伴う欠席届に欠席事由および施設証明欄を記載し、保証人連署の上 7 日以内に届け出なければならない。なお、届け出のあった者については、別日程で試験を行なう。ただし、受験料は別途徴収せず、試験成績の 2 割減点も行わない。

【第 13 条は、19 回生においては以下が適用される】

第 13 条 試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とする。ただし、セミナー、実習、卒論は、A、B、C、および D（不合格）の評語とする。

試験時の学生心得

1. 試験開始時刻までに、教壇に向かって右側から出席番号順に1列に、一定の間隔をおいて着席する。
2. 机上には学生証を置き、筆記用具及び監督者が許可したもの以外は置かない。また、追試験および再試験の場合はあわせて受験票も置く。原則、学生証が提示されない場合は、受験資格を失う。
ただし、学生証を忘れた場合は学務課にて仮学生証の発行（要 2,000 円）を受け試験に臨むことができる。なお、仮学生証の有効期間は発行日当日限りとする。
3. 試験場では、監督の指示に従う。
4. 試験開始後 20 分までは入室を許可し、20 分経過後の入室は許可しない。
また、退室は 30 分経過後、終了 10 分前までとする。
5. 不正行為のあった場合は、学則第 11 条関係試験に関する規程の第 12 条を適用する。
6. 正当な理由のもとに試験を受けられない場合は、試験終了時刻までに本人が学務課に連絡すること。
7. 前項の理由で試験を欠席した場合は、試験実施後 7 日以内（試験日を含）に試験欠席届を学務課に提出しなければならない。なお、自然災害等により試験を受けられなかった者は、学則第 11 条関係試験に関する規定（看護学部）の第 16 条を適用する。また、試験を欠席して手続きをしない場合は追試験を受験できない。

欠席の取扱いに関する補足事項

1. 忌引きに関する取り扱い
 - (1) 学生は、親族の死亡により授業、実習および試験を欠席する場合は、欠席届に会葬礼状等忌引きの詳細がわかる書類を添えて、原則として事前に学務課に提出しなければならない、ただし、やむを得ない事情により事後提出となる場合は、事前に学務課に連絡の上で後日登校時に提出する。
 - (2) 配偶者および 1 親等の親族は日曜・祝祭日を含めて 7 日以内、2 親等の親族は日曜・祝祭日を含めて 5 日以内の欠席を認める。ただし、欠席扱いの判断は科目責任者の判断によるものとする。
2. 欠席届の提出
 - (1) 試験を欠席した場合はいかなる理由においても、その理由を試験欠席届に記入し、保証人連署の上 7 日以内（試験日を含）に届け出なければならない。期日までに試験欠席届が提出されない場合、当該授業科目の評価は不合格となる。
 - (2) 自然災害や公共交通機関のマヒ・遅延により試験に出席できない時はその理由を試験欠席届に記入し、保証人連署の上、原則公共交通機関により発行された遅延証明書を、欠席届に添えて提出する。

追試験および再試験の手続きに関する補足事項

追試験および再試験の該当者は、看護学部窓口にて追試験または再試験受験願の提出にあわせて受験料（1 科目 3,000 円）を納入することにより受験資格を得るものとする。なお、実施形態について、課題レポート等提出として実施する場合についても、同様に手続きを行ったうえで提出する。

成績表の記載内容に関する異議・申し立てについて

配布された成績表の記載内容について異議申し立てがある場合は、配布日（4月1日、土日祝祭日に当たる場合は次の平日）から7日間以内に、教育委員長まで申し出る。

GPA 制度

GPA は、特定の科目成績から算出された各 GP（Grade Point：成績評価値）素点に単位数を乗算したものの和を、単位数の総計で除算して算出する。当該学年（1年間）の数値を GPA、在学中の全期間の数値を累積 GPA とし、それぞれ成績通知書に記載される。

GPA 制度の不適用科目

- ・ 選択科目
- ・ 他大学において修得した科目（既修得単位認定申請で認定された科目）
- ・ 提携大学で修得した科目（早稲田グローバルエデュケーションセンターで修得した科目）

GP 素点の算出方法

区分	評語	評点（100点満点）	GP 素点
合格	S	90～100	4
	A	80～89	3
	B	70～79	2
	C	60～69	1
不合格	D	59～0	0

GPA の算出方法：

$GPA = (\text{GP 素点} \times \text{単位数}) \text{ の合計} / \text{履修登録単位数の合計}$

累計 GPA の算出方法：

$\text{累積 GPA} = \text{在学期間中の} (\text{GP 素点} \times \text{単位数}) \text{ の合計} / \text{在学期間中の履修登録単位数の合計}$

看護学部警報発令時の講義・実習の休講について

台風等の災害のために警報が発令された場合には以下の要領で休講になります。警報とはすべての気象警報をいいます。河田町キャンパスと掛川キャンパス、講義と実習により対応が異なります。

河田町キャンパス

講義 (医学部共通)

午前 6 時の時点で、 東京 23 区に警報が発令している場合	午前中休講とし、午後再開する
午前 10 時の時点で、 東京 23 区に警報が発令している場合	午後休講とし、即時帰宅とする
午後 1 時の時点で、 東京 23 区に警報が発令している場合	以降休講とし、即時帰宅とする

休講措置が決定された場合には、学生ポータルシステムのログインページ等を通じて知らせる。

実習

朝 6 時の時点で 警報の発令が予測される場合	前日昼までに実習担当教員より実習中止の連絡を受ける
----------------------------	---------------------------

掛川キャンパス

講義

午後 6 時の時点で、状況を判断し、翌日の休講が避けられないとされた場合	翌日の午前中休講とし、大学看護学部ホームページ等を通じて知らせる
午前 6 時の時点で、遠州南地区で暴風警報、またはどれかの特別警報が発令している場合	午前中休講とし、次項が適用されなければ、午後再開する
午前 10 時の時点で、遠州南地区で暴風警報、またはどれかの特別警報が発令、継続している場合	午後休講とする

ただし、上記の状況以外でも、大学の判断により休講となる場合がある。休講措置が決定された場合には、学生ポータルシステムのログインページ等を通じて知らせる。

なお、東海地震に関する対応については、別に知らせる。

実習

午前 6 時の時点で、遠州南地区で暴風警報、またはどれかの特別警報の発令が予測される場合	前日昼までに実習担当教員より実習中止の連絡を受ける
----------------------------------------------	---------------------------

前日に予測できず、実習を開始している場合は、担当教員の指示に従う。

*学生ポータルシステムのログインページ「公開お知らせ」は順次書き上げられますのでご注意ください。

*前日に公共交通機関が「計画運休」を発表した場合、「計画運休」の内容を確認し学長と学部長が協議のうえ、決定する。

学生生活において接する情報の取り扱いに関する指針

はじめに

学生の皆さんは、学生生活において様々な質の情報に接します。ここでは、そのうち以下の2つの性質をもつ情報について、本学部における取り扱い上の基本的指針を示します。

A：個人情報保護の対象となる情報

B：著作権（知的財産権）保護の対象となる情報

学生の皆さんは、次のことを自分の責任においてよく理解したうえで行動して下さい。

1. その情報は、誰のどのような権利の元にあるものか
2. 自分は、なぜその情報を取り扱うことを許されているのか
3. どのような姿勢・態度で取り扱うことが、その人の尊厳や権利を守ることになるのか
4. その人の尊厳や権利を守るために、何を行ってはいけないか
5. その情報が本人の承諾なく第三者に流出した場合、誰がどのような不利益を被るか
6. 5に関する不利益につき、自分はその人および社会への責任を負うことができるのか

情報の取り扱いに関して、様々な教育場面において担当教員から注意・配慮すべきことを指導しますが、その都度の個別的な状況で判断できない場合は、必ず事前に教員に相談して下さい。皆さんの行為の結果、万が一著しく他者を傷つけたり悪質であると判断されたりした場合は、学内・外における処罰の対象となります。

A：個人情報保護の対象となる情報に関する取扱い上の指針

「個人情報」とは：

生存する特定の個人を識別できる情報（氏名、生年月日等、映像も含む）を指す。これには、他の情報と容易に照合することによって特定の個人を識別することができる情報および個人情報データベースも含む。

本学の個人情報保護に関連する規定・指針

ここで示されている指針は、本学の以下の規定に基づいている。

1) 学則第11章 学生に関する規定

（学生に関する規定）

第36条 個人情報保護に関する本学のガイドラインに則り、学生生活で得られる個人情報は学習の目的のみに利用し、これを生涯守秘することを義務とする。

なお、指示に応じてその都度所定の誓約書に署名するものとする。

2. 本学則の定めるもののほか、学生に関する規定を別に定める。

2) 東京女子医科大学における個人情報の保護に関するガイドライン／東京女子医科大学における

情報公開の指針

1. 学生生活一般において

- 1) 他学生・教員の個人情報を本人の承諾を確認せず、または本人の意図に反して第三者に渡したり外部に流出させたりしない。たとえ誹謗中傷でない内容であったとしても行ってはいけない

い。

- 2) インターネットは、そのまま世界中に向けて情報を発信しているという認識で取り扱う。一旦ウェブサイト等に掲載されてしまった情報は完全に削除することはほぼ不可能であり、自分の意図を離れて第三者にどのように利用されるかは不明であることを自覚しておく。(友達同士では冗談で済まされるような話でも、世間では「事件」になることがある。)
- 3) インターネットに接続している電子機器（パソコン、スマートフォンなど）に個人情報を保存している場合は、次のことに注意する。
 - ・パソコンを家族や知人と共有している場合、その人たちへの注意を促す
 - ・ドキュメント共有ソフトと共存させない
 - ・適時、OS やウイルス対策ソフトを更新する
- 4) インターネット上に他者についての情報を書き込むときは次のことに注意する。
 - ・住所、仕事内容、家族構成、写真など
 - ・所属している組織（大学、アルバイト先など）に迷惑となること
 - ・法律で禁止されていること

2. 講義・演習における場合

- 1) 講義・演習中の学生や教員を本人の承諾を得ず撮影しない。
- 2) 講義・演習中の学生や教員の個人情報を本人の承諾を得ずインターネット上に書き込まない。
- 3) 個別の状況に応じて、担当教員から指示があった場合にはそれに従うこと。

3. 臨地実習における場合

- 1) 記録物、資料には患者氏名、イニシャル等の個人が特定できる情報は書かない。
- 2) 記録物の提出はレポートボックスまたは教員への手渡しで提出する。
- 3) 実習終了後の記録類の保管は個人の責任で厳重に管理する。保管の必要がなくなった場合には、シュレッダーを利用し処分する。
- 4) 電子カルテは学生用のパスワードを用いて閲覧する。データを印刷してはならない。
実習以外の目的で不正にアクセスした場合は本学懲罰委員会の規定に基づき処分の対象となる。
- 5) 診療録・看護記録等の閲覧は施設内の決められた場所で行う。
- 6) 患者の個人情報等（職員や組織に関することも含む）をブログや Twitter・Facebook・LINE などを通じてインターネット上に公開した場合は、本学懲罰委員会の規定に基づき処分の対象となる。
- 7) エレベータ、通路、公道で決して患者や院内の情報に関わることを話さない。
- 8) 電車内への置き忘れなど、実習記録・資料の紛失に十分注意する。記録物の紛失はインシデント扱いとなる。
- 9) 個別の状況に応じて、担当教員から指示があった場合にはそれに従うこと。

B：著作権保護の対象となる情報に関する取扱い上の指針

「著作権」とは：

著作物は、それを考え出した人の人権そのものという性質、文化の発展に寄与するという性質、経済的な財産としての性質を併せ持っている。著作者の人権や経済的な財産としての性質を保護することで、著作物の創作を促進し文化の発展に寄与するための権利である。

大学生活では、著作物や著作権に配慮しなければならない場面が数多くある。ここでは、特に以下の場面について基本的指針を示す。

1. 論文・レポートや研究発表

他人の著作物を利用したり、他人の意見を記載したりする場合は、次の「引用の原則」を守る。

- ・公表された著作物の引用であること
- ・論文等の引用として正当な範囲内であること
- ・引用部分が本文と明確に区別されていること
- ・引用部分が本文からみて従であること
- ・引用に必然性があること
- ・必要最低限の引用であること
- ・出典を明記すること
- ・勝手な改変を加えないこと

2. 図書館での書籍等のコピー

調査研究のために公表された著作物の一部分を一人につき1部だけに止める。コピーの範囲は、慣行として著作物の半分までとする。

3. 講義や授業での使用

- 1) 著作者の許諾がなくても著作物を利用する場合は、次の条件を満たした場合とする。
 - ・授業を担当する教員やその授業を受ける学生自身がコピーすること
 - ・授業を受ける学生数を大幅に超えない部数をコピーすること
 - ・著作権者の利益を不当に害しないこと
- 2) 著作権者の許諾なしに、授業の様子やパワーポイント等で作成した資料をビデオ撮影、写真撮影あるいは録音したものをインターネット等で公開したり、DVD等に記録して配布したりしない。

4. サークル活動や大学祭での使用

- 1) 次のような場合には、著作権者の許諾が必要になるので注意する。
 - ・授業の一環としてではない営利を目的としない演奏会等に伴って楽譜や歌詞のコピー等資料を配布すること
 - ・新歓ポスターや演奏会等のポスター等にアニメやマンガのキャラクターを使用すること
- 2) 正当に購入したビデオやDVDを利用した上映会は、営利を目的とせず、聴衆や観客から料金を受け取らないのであれば、著作権法上の問題はない。ただし、レンタルや上映を禁止しているものもあるので注意する。

5. 自己のウェブサイトでの使用、インターネット上の掲示板や動画投稿サイト

インターネット上のサイトといった新しいメディアであっても、著作権に関しては、書籍等の以前からあるメディアと同様の扱いとする。

全学生共通

学生生活に関する事項

学則第 36 条関係 学生に関する規程並びに内規

(学生証)

第 1 条 学生はそれぞれ学生証の交付を受けて必ず携帯し、本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示することを要する。

(査証)

第 2 条 学生証は毎学年の始に学長に提出し、査証を受けるものとする。

(返納)

第 3 条 学生は、卒業、退学、除籍のときまたはその有効期間を経過したときは、直ちに学長に返納することを要する。

(再交付)

第 4 条 学生証を紛失したときは、直ちに学長に届け出て、再交付を受けることを要する。

2 紛失のため再交付を受けようとするときは、5,000 円を納入することを要する。なお、再交付までの期間に使用する仮学生証は、届出の翌日に発行する。

(宿所および保証人の変更届)

第 5 条 学生は宿所及び保証人の変更を遅滞なく学長に届け出ることを要する。

(健康診断)

第 6 条 学生は毎年本学施行の健康診断を受けることを要する。

(団体の届出)

第 7 条 学生が団体を設立するときは、遅滞なく看護学部学生部長（以下「学生部長」という）を通じて学長に届け出ることを要する。

2 団体の会則又はその他の届出事項を変更したときおよび学生が団体的に学外団体に参加するときも同様である。

(環境)

第 8 条 学生は学園にふさわしい環境を整えるよう努めなければならない。したがって、次の各号の行為は、特に留意することを要する。

- (1) 学生が学内において集会をしようとするときは、少なくとも 2 日前までに学生部長を通じて学長に届け出るものとする。
- (2) 学生が、学内において印刷物の配布やその他一般を対象とする行為をしようとするときまたは一般の者を対象として金銭の收受をともなう行為をしようとするときは、学生部長を通じて学長に届け出るものとする。

(行為の禁止)

第 9 条 学生の団体及び行為が、本学の機能を害し、または学内の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、これを禁止することがある。

附則

第 10 条 本則の手続については、別にこれを定める。

第 11 条 本則中第 8 条に関する規定は、学生以外の者にも適用する。

第 12 条 本則は平成 10 年 11 月 25 日より施行する。

学生規程内規

(第 2 条関係)

1. 査証は授業料納入と同時にこれを受け、その期間は毎年 5 月中とし、以後前年度の学生証は無効とする。

(第 7 条関係)

2. 団体を設立するときは責任者 3 名以上、並に原則として顧問の教授又は准教授を定め、所定の様式に従い、責任者代表者の署名押印を以て学長に届け出なければならない。
3. 団体の名称変更及び解散をするときは、所定の様式に従い顧問並びに部長（又は代表者）の署名押印を以て学長に届け出なければならない。

(第 8 条関係)

4. 集会責任者は集会の届け出をなし、所定の様式に従って集会場所の借用を願い出るものとする。
 - (2) クラブ活動などのため平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会する場合は届け出を要しない。
 - (3) 一般を対象とする行為とは本学教職員学生又は外来者を対象とする行為のことであって、印刷物その他物品の配布、掲示、デモンストレーション、署名運動、投票、世論調査及び拡声器の使用などを伴う行為が含まれる。
 - (4) 掲示は別に定めるところ（掲示に関する内規）に従って、校内所定の場所に於てのみすることができる。

(予算請求の手続)

第 1 条 各部の会計係は所定の請求書に記入し、顧問ならびに総務委員長の承認を受け現金を受領するか、もしくは指定口座にて振込みを受ける。学生会委員会会計係は所定の請求書に記入し、総務委員長の承認を受け現金を受領するか、もしくは指定口座にて振り込みを受ける。

第 2 条 その他の経費は第 1 条に準ずる。

第 3 条 学生会委員会、各部会計係は出納簿に記帳して領収書を保管し総務委員会または会計監査委員会の要請があった時はすみやかに提出する。

5) 学則第 38、39 条関係 学生懲戒細則

第 1 条 この細則は、東京女子医科大学学則第 38、39 条に規定する懲戒に関し、手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

第 2 条 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるとともに、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 条 学部長は、懲戒対象行為または警告の累積を確認したときは、調査委員会を設置し事実の認定を行うとともに速やかに学長に経過を報告する。懲戒対象に係る行為の認定判断は、学生が所属する学部の責任において行う。

2. 学部長は、調査委員会の調査結果を学長へ答申し、教授会に報告する。

3. 調査委員会の構成は、学部長および懲戒対象行為を行った学生が所属する学生部長、教務委員長、校医で構成する。なお、学部長は必要に応じて、学部長指名による教員を招集することができる。

4. 学部長は懲戒処分が決定するまで学生を登校禁止（自宅待機）とすることができる。

第 4 条 懲戒処分の告知は、文書により、学部長が本人に対して行う。

2. 懲戒処分の発効日は、前項の本人への告知日とする。

第 5 条 学部長は、懲戒処分が決定したときは、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容およびその理由を記載した文書を保存しなければならない。

2. 学部長は、被処分者から請求があった場合には、前項文書を開示しなければならない。

第6条 懲戒は、訓告、謹慎、停学および退学とする。

第7条 訓告は、大学の教育的指導としての意思表示を通告する。

第8条 謹慎は、最長3ヶ月間の登校禁止（自宅待機）とする。

2. 謹慎期間は在学期間を含め、修業年限に含めることができる。

3. 学部長は、謹慎処分を受けた学生について、その反省の程度および学修意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会の議を経て、学長に謹慎処分解除を申請することができる。

4. 学長は、前項の申請を受けたときは、他学部長等と相談の上、謹慎の解除を決定する。

5. 謹慎の解除の告知は、学部長が本人に対して行う。

第9条 停学は、3ヵ月以上の登校禁止（自宅待機）とする。

2. 停学期間は在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。

3. 学部長は、停学処分を受けた学生について、その反省の程度および学修意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長に停学処分解除を申請することができる。

4. 学長は、前項の申請を受けたときは、他学部長等と相談の上、停学の解除を決定する。

5. 停学の解除の告知は、学部長が本人に対して行う。

第10条 退学は、学生としての身分のはく奪である。

2. 退学処分の対象となる行為については、本細則別表に定める。

3. 個別の事案の情状に鑑み、学長は、教授会の審議を経て、処分を軽減することができる。

4. その他の懲戒の対象となる行為は、便覧等をもって学生に周知する。

第11条 成績証明書その他本人の成績および修学状況に関する文書で、被処分者および大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、被処分者の将来を考慮して懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

第12条 学部長は、学生が懲戒対象行為以外の行為で学生としてあるまじき行為をした場合には、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

附 則 1. この細則は、平成23年4月1日より施行する。

2. 学長は、定期試験等における不正行為に対する懲戒については、学部長に委任するものとする。学部長は、定期試験等における不正行為があった場合には、その事実経過および処分内容につき、教授会の議を経て、学長に報告する。

別表：退学処分の対象となる行為

区分	行為の内容
犯罪行為	故意に、人の生命・身体・自由・名誉・財産を害する行為、または放火行為（いずれも未遂の場合を含む）
	過失により人を死傷させる行為
	ひき逃げ、当て逃げ、飲酒運転、無免許運転等の交通規則違反およびそれにより死亡事故または後遺症を残す人身事故を起こした場合
	ストーカー行為等の規則等に関する法律に抵触する行為
	違法薬物又はそれと同視すべき薬物の摂取行為
	賭博行為等、その他の犯罪行為
非違行為	故意による明らかなハラスメント行為
	一気飲み等により飲酒を強要し、重大な事態にいたった場合
	未成年者自らの飲酒、または未成年と知りながら飲酒をすすめた場合
	本学の教育・研究・診療を著しく妨げる行為
試験等の不正行為	替え玉受験、試験問題の不正入手等、本学が実施する試験等における極めて悪質な行為
	本学の定める研究倫理規定に対する重大な違反をした場合
	共用試験機構が実施する試験の守秘義務違反
その他	個人情報の取扱いに関する法令、学内諸規程に対する重大な違反を行った場合
	SNS等の極めて不適切な使用（他人の誹謗中傷、守秘義務違反等）を行った場合
	本学敷地内で布教活動を行った場合
	学内学外の実習先の規則に従わず、実習の円滑な実施を妨げた場合
	本学が支給する活動費等を故意に不適切使用した場合
	医療系大学学生としては不適切なアルバイト等を行った場合
	本学の品格を著しくおとしめる行為
本学の規定に対する重大な違反をした場合	

学生懲戒細則第10条第4項「その他の懲戒の対象となる行為」

区分	行為の内容	懲戒処分の標準
犯罪行為	過失により人に軽微な傷害を負わせた場合	停学または謹慎
非違行為	意図しない言動がハラスメント行為と認められた場合	停学または謹慎
	本学敷地内で飲酒・喫煙をした場合	停学、謹慎または訓告
	飲酒を強要した場合	停学または謹慎
	本学の教育・研究・診療を妨げる行為	停学、謹慎または訓告
試験等の不正行為	本学が実施する試験等における不正行為（ノート・携帯端末を持ち込む等によるカンニング行為等）	停学
	本学が実施する試験等において監督者の注意または指示に従わなかった場合	謹慎または訓告
	学内の提出物に悪質な盗用や剽窃を行った場合	停学または謹慎
その他	個人情報の取扱いに関する法令、学内諸規程に対する違反を行った場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	学内学外の実習先における迷惑行為	停学または謹慎
	本学の許可なくテレビ番組等に出演し、本学の品格をおとしめた場合	停学、謹慎または訓告
	本学が支給する活動費等を過失により不適切使用した場合	停学、謹慎または訓告
	本学の規定に違反をした場合（重大な違反を除く）	停学、謹慎または訓告
	警告を受けたが、不適切なふるまいが繰り返された場合	停学、謹慎または訓告

掲示に関する内規

- 第1条 掲示場を使用しようとするときは、掲示の写しを添えて学生部長に届け出なければならない。
- 第2条 掲示場を大学掲示板と学生掲示板とに区分する。
大学掲示板は大学の公示、学生掲示板は学生の団体の掲示のために使用する。
- 第3条 掲示の大きさは新聞2頁大までとする。
- 第4条 掲示にはすべて学園団体名を記載し、第1条に従って届け出て学生部長の認印を受け、掲示期間等の指定を受けた後掲示しなければならない。
- 第5条 この掲示の内規に定める様式によらない掲示は受理しない。
掲示は虚偽の記述若しくは名誉の毀損にわたってはならない。
この掲示内規にルール違反する団体については以後その掲示を認めないことがある。

附則

- 第6条 学外者の掲示については学生部長の許可を得ることを要する。

4 学生生活関連規定

学生健康管理規程

(趣旨)

- 第1条 本内規は、学校保健安全法および本学の学生健康管理室規程（以下「規程」という。）第2条第2項の規定にもとづき、東京女子医科大学（以下「本学」という。）の学生（以下「学生」という。）の、心身の健康保持および増進を図り、もって教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、健康管理について必要な事項を定めるものとする。

[学校保健安全法]

(学生健康管理体制)

- 第2条 学生健康管理室長（以下「室長」という。）が学生健康管理者となり、学生の健康管理業務を総括する。

- 第3条 学生健康管理に関する業務は、規程第2条にもとづき、学生健康管理室（以下「室」という。）がこれを行う。

[規程第2条]

- 第4条 室長は、両学部の学生委員会に出席し、学生の心身の健康管理について意見を具申することができる。

- 第5条 本学には規程第6条により定める複数の校医をおき、室の行う学生健康管理業務に協力するものとする。

(学生健康管理業務)

- 第6条 学校保健安全法にもとづき、学生に年1回の健康診断を義務付けて室で行い、必要に応じて学生の全部または一部に対して臨時に健康診断を行う。

[学校保健安全法]

2 本学で実施する定期健康診断を受診しない学生は、7月末日までに医療機関による健康状況報告書を室に提出しなければならない。

3 定期健康診断の結果、精密検査または入院治療の必要を認めた場合、健康管理者は学生および第一保証人にこの旨を通知し、速やかに適切な処置を講じる。

第7条 室は、学生の心身の健康相談、予防接種、クラブ活動時の健康診断業務および救急医療薬品の管理整備を行う。

第8条 学生が本学附属医療施設および他の医療施設の受診を希望する場合、室に申し出を行い、室では診療情報提供書の記載を行い、可能な限り学業の妨げにならぬよう診療の便宜をはかるものとする。

第9条 1週間以上にわたる病欠後の出席に関しては、主治医による健康状況報告書を室に提出しなければならない。

第10条 学内で集団感染が発生した場合は、早急に室が感染拡大防止策を立案および実行したのち、関係医療機関や行政への報告を行うものとする。

第11条 定期健康診断にもとづく健康診断書および入職用健康診断書の発行は室が行う。

(事務)

第12条 学生の健康管理に関する事務は、室事務および学務部が担当する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から施行する。

看護学部奨学金貸与規程

(趣旨)

第1条 本規程は、東京女子医科大学（以下「本学」という。）看護学部学生（以下「学生」という。）の勉学の遂行を援助するための奨学金の貸与制度に関し必要な事項を定める。

(貸与対象者)

第2条 奨学金貸与の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、学生のうち、卒業後本学附属医療施設に採用された場合、勤務することを希望する者とする。

(貸与金額および貸与期間)

第3条 貸与金額は月額30,000円とし、期間は1ヶ年とする。ただし、1ヶ年ごとの更新を認めるが、最短修業年限は超えないものとする。

2 奨学金の利息は、無利息とする。

(貸与の申請)

第4条 奨学金貸与を希望する者は、所定の様式による請願書を看護学部学務課に提出するものとする。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考を審議するため、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）をおき、以下の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 看護学部長

(2) 学務部長

(3) 経営統括部長

(4) 学務部看護学部学務課長

2 委員会に委員長をおき、看護学部長をもって当てる。

3 委員会は、男女両性で構成する。ただし、選出された委員が男女両性で構成されなかった場合、委員長が新たに委員を指名することができる。

4 奨学生の選考は、申請書類の回付により審議し、決定する。

(選考基準)

第6条 奨学金の貸与を受ける者の選考基準は、別に定める。

(採用後の提出書類)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の様式による借用証書を連帯保証人連署の上、提出しなければならない。

(奨学金の返還および返還猶予)

第8条 貸与を受けた奨学金の返還は、在学中については猶予し、卒業後貸与を受けた期間の2分の1の期間内に半年賦の均等払方式により、返還しなければならない。ただし、奨学生からの願出による一括返還も可能とする。

2 奨学生が本学附属医療施設に就職した場合は、その期間返済を猶予し、また勤続年数に応じて、返済義務の一部または全部を免除する。返済免除額については、看護学部奨学金返済基準(別表)による。

3 前項に規定する勤続年数には、1ヶ月以上の長期欠勤および休職期間を含めないものとする。

4 奨学生であった者が卒業後引き続き本学大学院に進学した場合には、願出により在学中(最短修業年限以内)は奨学金の返還を猶予することができる。

(延滞利子)

第9条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(届出)

第10条 奨学生は、連帯保証人において、住所、氏名等の変更があった場合、速やかに届け出なければならない。

(資格喪失)

第11条 委員会が、以下の各号に掲げる理由により、奨学生として不適格と認めた場合は、当該奨学生はその資格を失うものとする。

(1) 東京女子医科大学学則第38条に規定する懲戒処置を受けた場合

(2) 学生としての本分に反する行為を認められた場合

(3) 申請書および申請書類に虚偽の記載を行った場合

(4) 正当な理由なく前条に定める届出を怠った場合

(貸与の打ち切り)

第12条 奨学生がその年度の中途において退学し、または前条各号に規定する理由により奨学生としての資格を失った場合は、貸与を打ち切るものとする。この場合において、貸与された奨学金全額を即時返還しなければならない。

2 返還方法等は委員会が定め、奨学生、連帯保証人に通知する。

(その他)

第13条 本規程に関する事務は、看護学部学務課が行う。ただし、奨学生が卒業後本学附属医療施設に勤務し、その後退職した場合の奨学金返還手続きに関する事務は、人事部(東医療センターおよび附属八千代医療センターにあっては業務管理課)が担当する。

附 則

1 本規程は、平成27年11月17日から施行する。

2 第8条の規定は平成27年度卒業生から適用し、第9条の規定は平成28年度新規申請者から適用する。

看護学部奨学金返済基準

勤続年数 貸与年数	2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
1年	全額返済	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
2年	全額返済	1/2 返済	全額免除	全額免除	全額免除
3年	全額返済	2/3 返済	1/3 返済	全額免除	全額免除
4年	全額返済	3/4 返済	2/4 返済	1/4 返済	全額免除

看護学部学長賞規程

第1条 学長賞は東京女子医科大学看護学部学生のうち、クラブ活動等において著しく優れた行為のあった者に授与する。

2 被授与者は次の各号の一に該当することを要する。

- (1) 文化系のクラブおよび同好会においては、自らの人格の形成、素養の向上に努めるとともに、特に指導力を発揮して他の学生の模範となる行為があり、その団体の発展に貢献した者。
- (2) 体育系のクラブおよび同好会においては、自らの技術の向上に努め、特に指導力を発揮して他の学生の模範となる行為があり、その発展に貢献した者。
- (3) 第2号のクラブおよび同好会活動以外において、これらに規定する行為に準ずる行為のあった者。
- (4) 推薦人数は3名以内とする。

第2条 学長賞候補者の推薦は、看護学部学生委員会および学友会において選考し、看護学部長に報告する。

第3条 看護学部長は、被授与者の選考結果を学長に報告し、承認を得る。

第4条 授与式は卒業式当日に行う。

第5条 選考に関する事務は、看護学部学務課が行う。

Kidney 太田奨励賞規程

第1条 本規程は、本学太田和夫名誉教授よりの寄附金ならびにその他の寄附金をもって原資とする奨励賞について定める。

第2条 この奨励賞は、東京女子医科大学看護学部学生のうちで特に学業成績人物とともに優秀な者および大学院看護学研究科の学生で成績優秀かつ優れた研究・論文発表を行なった者に対し授与する。

第3条 被授与者の選考は、看護学部の教務委員会で看護学部生2名、看護学研究科委員会で大学院生2名を選考し、看護学部長に報告する。

第4条 被授与者の選考は3月中旬までに行うものとする。

第5条 看護学部長は、被授与者の選考結果を学長に報告し、承認を得る。

第6条 授与式は卒業式および大学院修了式当日に行う。

第7条 奨励賞は、奨励金・記念品・賞状とし、奨励金と記念品については別に定める。

第8条 選考に関する事務は学務部看護学部学務課が行う。

看護学部学生懇談会申し合わせ

1. 学生懇談会は、学長・学部長・学生部長・教務委員長・教授をはじめとする教員と各学年懇談会委員が学生生活及びカリキュラムに関する種々の問題について懇談する会である。必要と認める場合は教員以外の出席を要請することができる。懇談会委員は各学年5名とする。
2. 本懇談会は、原則として前期、後期の2回開催する。
3. 本懇談会の進行は、学生部長または学生の代表が行う。
4. 懇談会委員は、アンケート調査などを通じて学年の意見をまとめ開催日1週間前までに学生部長と学務課に提出する。
5. 本懇談会において、特に採りあげられた事項は関係機関において討議の上実施される。
6. 本懇談会の事務は、学務課が行う。

看護学部学生懇話会申し合わせ

1. 学生懇話会は、教職員と学生が懇談を通じて交流をはかり教育および学生生活を一層充実させることを目的とする。
2. 本懇話会の形態はオフィスアワーでの面談とする。懇話会の担当者は助教以上の教員全員に委嘱するものとする。
3. オフィスアワーの日時については各教員が年間予定をたてて、面談を実施した場合にはその内容を必要に応じて学生部長に報告するものとする。
4. 本懇話会運営の詳細は、別途「学生懇話会に関する看護学部に規」で定める。

図書懇談会規程

1. 図書懇談会（以下「懇談会」という）は、学生の図書館利用に関して行われる図書委員と学生図書委員および図書館員との懇談会である。ただし必要と認めるときは、委員以外のものの出席を要請することができる。
2. 学生は図書委員を各学年2名ずつ選出し、5月10日までに図書館へ報告する。（大学図書委員の選出に関しては、図書館規程第2条(3)を参照）
3. 本懇談会は原則として、前期及び後期に各1回開催する。
4. 本懇談会の議長は、図書館長またはその代理とする。
5. 本懇談会の議題は開催日2週間前までに、図書館長に提出し図書館長は1週間前までに各委員に通知する。
6. 本懇談会における決定事項は学生部長を経て学部長に報告する。
7. 本懇談会事務は図書館が行う。

看護学部学生団体旅行に関する規程

1. 学生が見学等のため団体旅行をしようとする時はこの規定によるべきこと。
2. 団体旅行は全級の過半数以上の参加者がある場合これを認め修学に差支えない時期を選び、その実施回数は1回1泊とし、危険を伴わない行程を選ぶべきこと。
3. 団体旅行を実施しようとする時は下記事項を明示し、およそ1週間前、級責任者から学生部長を経て学長に願い出ること。
①目的、②方面、③日程、④参加人員、⑤費用概算、

⑥引率責任者（教授、准教授および専任講師）

4. 引率責任者を含め引率者 3 人までの旅費は公費支弁とする。引率責任者は帰学の後、学生部長を経て学部長に概要の報告をなすべきものとする。

5 学生生活

健康管理・健康相談

学生ポータルに掲載します。

キャリアサポートについて

学生ポータルに掲載します。

プライバシーポリシー

学生ポータルに掲載します。

奨学金制度

有為な人材を育成するために必要な学資を貸与して、勉学を援助する次のような奨学金制度がある。それぞれの制度によって、出願の時期、資格、方法が異なるので掲示板により、その都度連絡する。

高校の時に大学における日本学生支援機構の奨学金を受けることの決定を受けた方は、申し出ること。

なお、各自治体による奨学金制度もある。詳しくは、各自治体の窓口へ確認すること。

種 類	月 額	備 考
看護学部奨学金	30,000 円	本学附属病院に就職した場合、勤続年数に応じて奨学金の全額または一部の返済を免除
東京都看護師等 修学資金	第一種貸与 36,000 円	卒業した年に免許を取得し、直ちに都内の指定施設で引き続き 5 年間看護師等として従事したとき返済免除あり。
	第二種貸与 25,000 円	二口まで申し込み可。勤務による免除なし。
日本学生支援機構 奨学金	第一種 自宅 30,000 円、 54,000 円より選択 自宅外 30,000 円、 64,000 円より選択 第二種 希望額（5 種類）より選択 入学時特別増額貸与 100,000 円、200,000 円、 300,000 円、400,000 円、 500,000 円 より選択	返還は日本学生支援機構返還規定による ■第一種（無利子） ■第二種（有利子） 30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円、120,000 円の 5 種類より選択 第一学年において、第一種・第二種を貸与される者で、一定の条件を満たす者は、希望により入学月または機構の定める月の貸与月額に定額 100,000 円、200,000 円、300,000 円、400,000 円、500,000 円の増額貸与を選択できる。 ※入学時特別増額貸与のみは不可
小林育英会 奨学金	25,000 円	(資格) ●学資の支弁が困難と認められるもの ●学業・人物ともに優れ、かつ健康であること (期間) ●給与開始の年月から卒業または修了予定の最短年月日

上記募集は掲示により行う。

傷害保険・賠償責任保険

正課中や課外活動中といった教育研究活動中に、不慮の災害事故が発生し傷害を受けた場合、学外施設等で看護実習時損害を与えてしまった場合などに備え、以下の保険に加入しています。事故が発生した場合には報告および必要な手続きを迅速に行うこと。

1. 賠償責任保険

この保険は、正課中※1 に発生した不慮の事故により、第三者に身体障害を与えた場合、もしくは第三者の財物を損壊させた場合、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について、あらかじめ設定した支払限度額の範囲内で保険金として支払われる保険です。なお、大学(法人)の賠償責任が対象となり、学生や教員個人の賠償責任は対象外となります。当該保険事故が起こった場合は、必ず当該科目責任者あるいは科目担当者(担当教員)までご報告ください※2。

※1 学生については、教員の指揮監督下にあることが条件です。

※2 事故発生時に相手側(被害者)と無許可で交渉しないでください。

担当教員の連絡により、原則、看護学部学務課が保険会社に報告いたします。

2. 学生教育研究災害傷害保険(略称:学研災)

【対象となる活動範囲】

医療関連実習を含む正課中、学校行事中、課外活動中(本学の認めた学内学生団体の管理下で行う活動、ただし危険なスポーツを行っている間や大学が禁じた時間・場所・行為を行っている場合を除く)の事故等が対象となります。保険金および補償される事故の範囲等の詳細については、入学年度に配布した「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

【事故発生の報告および保険金請求手続】

事故発生の報告や保険金請求手続は被保険者である学生本人が、直接保険会社に対して行なってください。

1) 事故の報告

事故が発生した場合は看護学部学務課に報告し、「事故通知はがき」もしくは「事故通知システム(Web)」で事故発生から30日以内に保険会社(東京海上日動)へ報告を行う。

① 「事故通知はがき」で報告する場合

看護学部学務課で「事故通知はがき」と「プライバシー保護シール」を受け取り、必要事項を記載の上はがきにプライバシー保護シールを貼付してポストに投函する。

② 「事故通知システム(Web)」で報告する場合

以下のURLから事故報告を行う。看護学部学務課にも忘れずに報告すること。

【PC・スマートフォン】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_1/index.do

【携帯】

https://f.msgs.jp/webapp/form/15429_lvw_4/index.do

PC・スマホ用サイト



携帯用サイト



2) 保険金の請求手続き

以下の各種書式を看護学部学務課で受け取って記載し、証明を受けてから保険会社に送付してください。

①保険金請求書（関連書類一式）

いずれの場合も提出が必要です。保険金請求額（他の傷害保険等でも請求した場合はそれを含めた総額）が 10 万円を超える場合には、医師の診断書（所定の書式）の提出も必要です。

②通学中事故証明書 通学中に発生した事故の場合に提出が必要です。

③施設間移動中事故証明書 学校施設等相互間の移動中に発生した事故の場合に提出が必要です。

④接触感染事故・感染症予防措置証明

接触感染もしくは事故発生後の対応として予防措置を行った場合提出が必要です。

3) 書類送付先

東京海上日動火災保険（株）本店損害サービス第二部

傷害保険損害サービス第三課（学校保険コーナー）

〒105-8760 東京都港区西新橋 3-9-4

虎ノ門東京海上日動ビルディング TEL 0120 - 868 - 066

4) その他

保険会社から事故内容等を照会されることがある。審査終了、保険金が保険金受取口座に振り込まれる。なお、保険会社の審査によっては、保険金の支払対象にならない場合があります。

3. 学研災付帯賠償責任保険 C コース：医学生教育研究賠償責任保険（略称：医学賠）

【対象となる活動範囲】

国内外において学生が正課、学校行事、課外活動^{※1}及びその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について補償するものです。

【事故発生の報告および保険金請求手続】

事故発生の報告や保険金請求手続は被保険者である学生本人が、直接保険会社に対して行なってください。

1) 事故の報告

学生本人が、直接保険会社に電話で連絡してください。

報告内容：学生（被保険者）の氏名と年齢、在籍する大学名、事故発生日時・場所、被害者の氏名

と年齢、事故の原因、被害（傷害、損壊等）の程度保険会社に報告後に、大学に報告してください。

2) 示談交渉について

引受保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の損害サービス課に十分に相談の上、学生（被保険者）（未成年の場合は親権者）自身が被害者との示談交渉を進めることとなります。なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認し又は賠償金額を決定した場合には、賠償金額の全部または一部が保険金として支払われない場合がありますので、ご注意ください。

3) 保険金の請求手続き

以下の書式を看護学部学務課で受け取って記載し、証明を受けその他必要書類を添付して保険会社に送付してください。

①保険金請求書 いずれの場合も提出が必要です。

②附帯賠償往復事故証明書 住居と活動場所となる施設間の移動中の事故の場合提出が

必要です。

③その他 破損状況の写真、見積書、示談書、確認書など

4) 事故の報告・書類送付先

東京海上日動火災保険（株）本店損害サービス第二部

傷害保険損害サービス第三課（学校保険コーナー）

〒105-8760 東京都港区西新橋 3-9-4

虎ノ門東京海上日動ビルディング TEL 0120 - 868 - 066

海外研修参加時の安全確保について

本学で実施する海外研修プログラムに参加する者は、以下を遵守することとする。
また個人で海外渡航する場合にも、以下を参考に各自で安全確保に努めることとする。

1. 海外渡航について事前に家族または保護者の了解をとること。
2. 渡航先の法令等を守り、渡航先での自らの安全に努めること。
3. 渡航前に外務省海外安全ホームページを参照すること。
<http://www.pubanzen.mofa.go.jp>
4. 渡航前に「たびレジ」（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に必ず登録すること。（大使館、総領事館からの一斉緊急情報の入手、緊急事態の際の迅速な安否確認などのメリットがあります。）
* メールアドレス 3 件まで登録可能。内 1 件は大学（国際交流緊急連絡用アドレス）
<kaigai.kinkyu.bm@twmu.ac.jp>を登録してください。
5. 出発前に必ず添付誓約書（別紙）を提出すること。
6. 大学から案内する海外留学保険（危機管理アシスタンス付）に必ず加入すること。
7. 事件、事故が発生した場合、すぐに関係者と連絡が取れるよう、下記連絡先を自身で控えておくこと。
 - (1) 緊急時（パスポートの紛失、貴重品の盗難、病気、ケガなどが発生した場合）は、ただちに海外旅行保険のサポートデスクに連絡すること。
* 予め「発信地の国際電話識別番号」を確認しておいてください。
 - (2) 留学先機関の受け入れ担当者の連絡先（可能であれば携帯電話も）
 - (3) 宿泊先の住所及び電話番号
 - (4) 現地在外公館連絡先

令和 年 月 日

東京女子医科大学
学 長 殿

研 修 先 _____

所属 (看護学部・看護学研究科) 学籍番号 _____

学 生 氏 名 _____ (印)

保護者(保証人) 氏名 _____ (印)

緊 急 連 絡 先 _____ () _____

誓 約 書

私共(上記氏名欄記載の者)は、今般、上記学生氏名記載の者(以下「研修生」といいます。)が、東京女子医科大学看護学部海外研修プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に参加するにあたり、以下の項目に同意し、誓約いたします。

(同意する事項にチェックを入れてください。全てにチェックがないと参加できません。)

1. 研修生は、海外研修に関わる全てについて、本プログラム参加者としての自覚と責任を持って行動するものとし、研修先の国の法令や施設の規則を遵守し、研修期間全般にわたる行動等に関し、東京女子医科大学にはいささかも迷惑をおかけしないことを誓約いたします。
学生欄 保護者(保証人)欄
2. 研修生は、研修先でのプログラムや滞在に関しては、研修先担当者の指示に従います。
学生欄 保護者(保証人)欄
3. 研修生は、自己の責任と負担において、適切な保険に加入するなどし、研修先で、研修生自身が事故等に遭遇した場合でも、東京女子医科大学や研修先の施設に対して、損害賠償請求その他クレーム申立等を行なうことはいたしません。保護者その他の救援者にかかる費用も同様とします。
学生欄 保護者(保証人)欄
4. 研修生は、渡航先の情勢、研修先の素行、体調その他合理的な理由に基づき、海外研修の継続が困難と本プログラム責任者が判断した場合には、本プログラム責任者の指示に従い、速やかに自費で帰国することを誓約いたします。また、その場合に、キャンセル料その他の追加費用が発生した場合は、全て研修生が負担して支払うことを誓約いたします。
学生欄 保護者(保証人)欄
5. 研修生は、研修開始前に、渡航先の情勢、研修生の体調など、東京女子医科大学の責めに帰すべからざる事情により、海外研修の参加が困難と本プログラム責任者が判断した場合には、研修は中止となることを了承し、それに伴う渡航費・宿泊費等のキャンセル料は研修生本人が支払うことを誓約いたします。
学生欄 保護者(保証人)欄

掲示による連絡

授業担当の変更、休講、追再試験、その他学生への連絡は、看護学部学生ポータルサイトにより連絡しますので、常時注意して確認すること。

教室等の使用

*講義室および実習室等の使用について

学生がクラブ等で教室およびカンファレンス室などの使用を希望する場合は、学務課にて「集会願・施設借用願」を受取り、必要事項を記入し、事前に許可を得ること。

利用時間 ①掛川キャンパス 平日 AM9:00~PM7:00
土曜 AM9:00~PM1:00
②河田町キャンパス 平日 AM8:00~PM8:00
(但し、実習中は AM7:00~PM8:00)
土曜 AM8:00~PM5:00

看護実習室の使い方

1. 看護実習室の基本的な考え方

看護実習室内の物品や機器は、より臨床に近い場面で学習できるように設定されている。従って看護実習室内では、看護の専門家としての学習を積むための立場で行動する。

1) 患者のプライベートな空間を尊重する姿勢を身につける。

例えば、患者用ベッドに看護者の立場で安易に腰掛けない、ベッドの上に物を置かないなど、「もし、ここに患者さんがいたら」という発想で自分の行動を吟味する。看護実習室が、患者の病室環境と同等であると考え、看護実習室内での飲食は行わない。

2) 物品の取り扱いの際、清潔・不潔の区別を意識した動作を身につける。

例えば、患者が食事をするオーバーテーブルの上に尿器を置かない、床に直接物品を置かない、ケアに入る前に必ず手洗いをを行うなど、患者の生活環境を清潔、快適に整えることを意識して、自分の行動を吟味する。

2. 看護実習室の管理

1) 看護実習室の開室時間

学生の校舎内滞在時間は 6:00～22:00 であるが、時間内に実習室を退室できるように 30 分前には片付けを開始すること。

2) ベッドサイドの環境

演習で使用するベッドは、下図のように、常に整理整頓しベッド周囲の備品が適切に配置されていることを確認する。



3) 給湯

使用時は、湯の温度設定に注意して使用する。

4) 電源

電源は、各所のコンセントならびに延長コードを使用する。コンセントや延長コードを水でぬらすことがないように注意する（漏電の危険がある）。

5) 流し台の片付け

流し台の片付けは、流し台横の掲示内容を参照し、演習終了後および自己学習後に行う。シンクおよび周囲の汚れを洗浄し、最後に水分を拭き取っておく。

6) 床に水をこぼした時の対処

床に水をこぼした場合は、ただちに水気を拭き取る。十分な処理ができない場合は、学務課または教員に申し出る。

7) ワゴン・長机

ワゴンは、上段を清潔な物品、下段を不潔な物品を置くように区別して使用する。

ワゴンは使用后、ウェットタオル等で拭き掃除する。長机は汚れを拭き取る。

3. 教材の使用法

看護実習室にある物品は、『患者に看護を提供するための物品である』という専門家としての意識で取り

扱う。

看護実習室で使用する物品・機器類の使用法が不明の際には、取り扱い説明書を確認する。

(看護実習

準備室に保管されている)

正規の演習課題以外で自己練習する場合の物品は、指定されたコーナーのものを使用する。

1) シーツ類

シーツ類が汚れた場合は、クリーニングに出す。クリーニングに出す時はかさばらない程度にたたみランドリーバッグに入れる。

2) タオル類

ウォッシュクロス、フェイスタオル、バスタオルは演習時間内の使用とし、自己練習時は自宅からタオルを持参することを基本とする。ただし教員から許可を得て使用することは可能である。

3) ゴム製品

ゴム製品は水分が残っているとゴム面が貼り付いて使用ができなくなるため、使用後は洗浄し、十分に乾燥させてから収納する。

4) ステンレス製品

洗浄して水気をふき取り収納する。錆びがある場合はクリーナーで磨く。

5) プラスチック・ポリ・ビニール製品

洗浄し、よく乾燥させてから収納する。洗浄の際は、傷をつけるものでは洗わない。

6) ガラス製品

破損に注意して丁寧に扱う。破損して危険な物はそのまま放置せず廃棄する。

7) モデル人形の取り扱い方

モデル人形は、模擬の患者として使用するものである。よって、人形の手足をまとめて運ぶ、裸にしておかないなど、大切に扱うことを心がける。

8) 視聴覚教材

各単元の担当教員の指定の視聴覚教材は、図書館内で視聴する。

9) 看護実習室教材の破損

教材を破損した、あるいは破損を発見した場合は、速やかに教員に報告する。必要に応じて指定の用紙に記入し教員に提出する。故障・破損した物品は教員の許可なく破棄しない。

10) 看護実習室教材の看護実習室外への貸し出し

看護実習室内の教材は基本的に持ち出すことはできない。看護実習室の外へ持ち出す場合は、教員に申し出て必要時には借用書を記入し、物品に記載されている管理領域の教員に提出する。

4. 看護実習室で地震が起きた場合

学生便覧「大規模災害時の対応」の「災害発生時の対応」に準じて行動する。

病院内における通信機器の利用について

病院内では医療機器の誤動作を防ぐため、医療機器を除き無線LANの使用を全面禁止しています。また、病院内の携帯電話（スマートフォン）、タブレット、ノートパソコン等の持ち込み・使用は禁止です。

許可されていない機器の持ち込みや無線通信は、業務に影響を及ぼし情報漏えいのリスクを高めます。

インターネットセキュリティや個人情報取扱い等の問題もありますので、医学生・看護学生としての自覚を持ち行動をするよう、心がけてください。

ロッカー

学生用個人ロッカールームがあります。整理整頓等に心がけ、使用に際しては必ず施錠し、現金等貴重品は置かないように注意すること。

利用時間 河田町キャンパス
平日：AM 6：00～PM 8：00
土曜日：AM 6：00～PM 6：15

注. 閉鎖期間は、日曜、祝日、休校日

学生ラウンジの利用

学生が自由に談話等できるように、ラウンジを設置しています。
彌生記念教育棟 2 階と 3 階にあります。

紛失物、拾得物

紛失物・拾得物は直ちに届けてください。拾得物は学務課で 1 週間掲示し、保管。その後、大学保安課へ届ける。

アルバイト

アルバイトの紹介は原則として行わない。ただし、大学関係の求人については掲示板にその都度掲示しますので、希望者は直接申し込んで下さい。

アパート・マンション等の紹介

本学には寮はありませんが必要な方にはアパート・マンション等を紹介しますので希望者は学務課まで申し出ること。

河田町キャンパス食堂・売店

食堂 彌生記念教育棟 2 階
売店 彌生記念教育棟 1 階

看護学部 大規模災害時の対応

I. 緊急連絡体制

1. 大学から学生への連絡

災害発生時の、大学から学生に対する連絡は、大学ホームページ及び看護学部ポータルサイト (<https://nst.twmu.ac.jp/car/personal/>) 内の全体掲示板を通して行う。

2. 学生から大学への連絡 (安否確認システム)

被災により授業に出られないときなどは、大学ホームページ及び看護学部ポータルサイト内の全体掲示板の指示に従うこと。震度 5 以上の地震、もしくはキャンパスにいたる交通網が大幅に遮断されたときのみ、災害用アドレス (saigai.bk@twmu.ac.jp) が利用可能となる。

また、セコム安否確認サービスより学生に一斉メールが送信される。

安否確認メールが届いた場合はできる限り早急に返信すること。

3. 学生と保護者間の連絡

学生と保護者との連絡は、災害伝言ダイヤル（171）等を利用する。

II. 災害発生時の避難場所

1. 掛川キャンパス 災害発生時に集合場所は、管理棟南側災害避難場所広場とする。

2. 河田町キャンパス

災害発生時の集合場所は次の順位である。

(1) 災害時第1避難場所：総合外来センター北側

(2) 上記の避難場所が危険な場合は、広域避難場所（戸山公園戸山運動広場）に避難する。

III. 災害発生時の対応

1. 地震発生時の行動

(1) 火を使用しているときはただちに消火し、ガスの元栓を閉じる

(2) ドアを開けて出口を確保する

(3) 机などの下に身を隠し、身体の安全を図る

(4) 緊急時の行動基準

・学内では

学内では校内放送や教職員の指示に従い、指示がない場合には自身の判断により、一次避難。状況により広域避難所（河田町キャンパスは戸山公園）に移動。

・実習先では

実習先では実習担当教員もしくは実習施設管理者の指示に従い、最寄りの安全な場所に一時避難。

・通学途中では

自身の判断により、最寄りの安全な場所に一次避難。駅、警察、消防などの指示に従う。大学付近の場合には、危険箇所を気をつけながら、大学まで移動。

・自宅では

家族・近隣と協力しながら、最寄りの安全な場所に一次避難。自治体、警察、消防などの指示に従う。

2. 火災時の行動

・火災時の行動・火災発生時は、**①通報**、**②初期消火**、**③避難誘導**の3つの原則で行動する。

①通報：火災の第一発見者は、周囲に火事であることを大きな声で伝え、防災センター内線「111」に通報してもらうよう指示を行い、直ちに初期消火にあたる。

②初期消火：設置されている消火器で消火活動を行う。

<注意点>

・風上から風下に向かって消火する。

・室内での消火活動を行う場合は、必ず背中側に避難口を確保してから消火する。

・火が天井に届いた場合には消火は困難であるため速やかに避難する。

③避難誘導：煙を吸わないように頭を低くして、可能であれば濡れたタオルで口、鼻を覆う。

IV. 地震により想定される被害状況

・屋外では、瓦・看板・ガラス片の落下、倒木、外部フェンスの倒壊、道路の陥没が発生する。

・屋内では、エアコンや蛍光灯の落下、ロッカー、本棚、パソコンなどが倒壊する。

・電気、ガス、水道は供給停止され、電話は通話が規制される。

・道路が遮断され、人・物資の移動・運搬が不可能となる。震度5強の場合、鉄道等ほとんどの交通機関が停止する（帰宅困難者の発生）。

・災害発生後、数時間から数日間は火災が発生する。

・余震により、傾いた建物や設備の倒壊がおこる。

V. 看護学部の救護活動

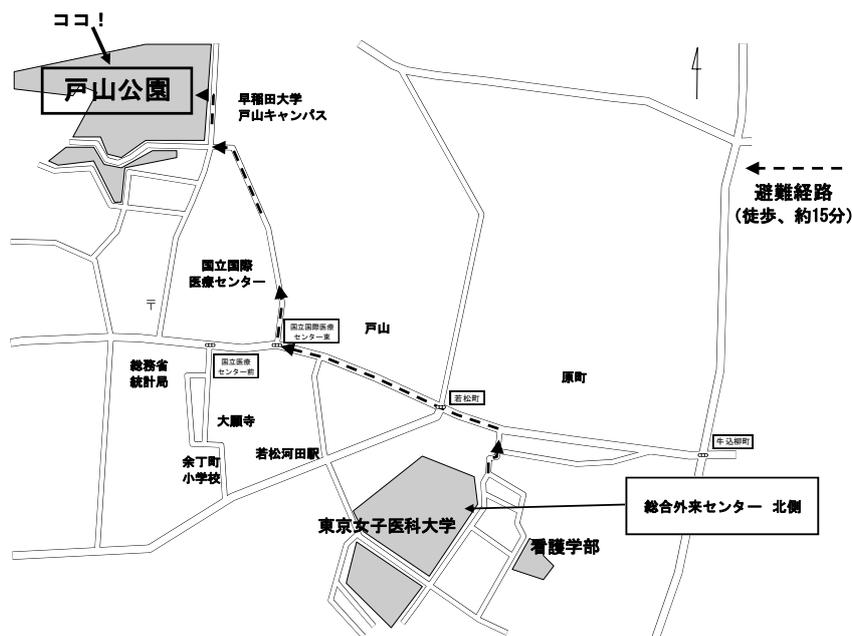
看護学部は教育機関であり、まず学生および教職員の安全確保が優先される。しかしながら、本学には病院が併設されており、本学病院は周辺地域に大規模災害が発生した場合には、東京都災害時後方医療施設に指定され、適切な救護活動を行う義務がある。したがって、学生や教職員が災害救護活動（ボランティア）に参加することもある。

VI. 災害への備え

災害に備え、常にエマージェンシーカードを携帯すること。

各自必要なもの（常備薬、生理用品など）を準備しておくこと。

<広域避難場> 戸山公園運動広場（徒歩 15 分） 避難経路



「10 キャンパス案内 2) 河田町キャンパス」に拡大地図を掲載

看護学部 学生実習における事故防止ガイドライン

医療現場における実習時の学生及び指導教員が安全に配慮して実習を行うことができるよう、以下の通り定めます。ここでいう事故は、人身事故を主とするがその他物的破損事故及び人身事故には至らないニアミス（ハットヒヤリ）を含み、被害者又は加害者の立場を総称したものを言います。

1. 実習時における学生及び指導教員の事故防止の観点から、事故防止委員会を設ける。

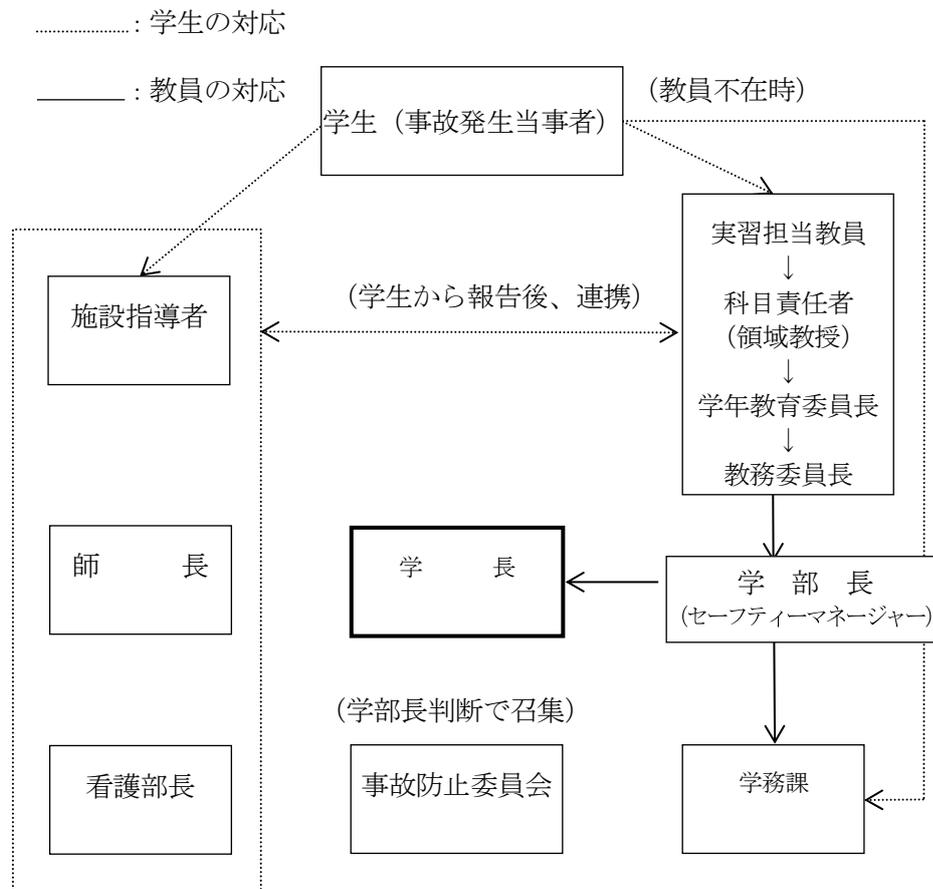
- (1) 事故防止委員会（以下、委員会という）は全ての情報を集約し、安全対策を評価し改善策を検討する。
- (2) 委員長は、学部長としセーフティーマネージャーとなる。
- (3) 委員会の構成メンバーは次の通りとし必要に応じ関係者を召集できる。
 - ・学長、学部長・学生部長・教務委員長

2. 事故発生時の対応

- (1) 事故を起こしたとき、学生は速やかに実習担当教員に報告する。
- (2) 実習担当教員は、施設指導者に連絡の上、速やかに患者・家族に対応する。
- (3) 実習担当教員は、施設側と協議し学生のとるべき行動を指導する。

- (4) 実習担当教員は、科目責任者（領域教授）に事故の状況を報告する。科目責任者（領域教授）は、事故のレベルに応じて、学年教育委員長、教務委員長、学部長に報告する。
3. 事故発生後の対応
- (1) 学生は「インシデント・アクシデント報告書」に記載し、実習担当教員に提出する。
 - (2) 実習担当教員は、施設指導者・施設指導責任者と事故発生状況と対応方法及び今後の対策について協議し、その結果を「インシデント・アクシデント報告書」に記載のうえ、学年教育委員長に提出する。
 - (3) 賠償の責任問題（被害者又は破損物）が生ずる場合は、双方の責任者間で対応策について協議する。
4. 実習担当教員及び施設指導者は、事故防止を目的に実習前の学生に対して指導を行う。
- (1) 健康チェックを行うこと…少しでも体調が悪いときは、必ず申し出ること
 - (2) 情報漏洩に関すること…記録の保管、学外で患者に関する話をしない等
 - (3) 看護に関すること………患者の確認、人間関係、症状、目的等
 - (4) 報告に関すること………事故、物品の破損、指示されたことへの結果等
 - (5) その他………不明な点は確認後実施、患者の物品処理時は同意を得る等
5. その他、学生が被害（ハラスメント等の精神的な被害）を受けた場合、速やかに実習担当教員に報告する。

事故発生時の対応及び報告ルート



* 施設側の連絡体制は、施設側の規定による。(03-3353-8112) (学務課)

インシデント・アクシデント報告書

* 報告者の個人的責任は一切問われません。

* 報告は、起こった事実を客観的に記載して下さい。(予測・予断は記入しない)

【影響度のレベル】(いずれかに○をつけて下さい)

チェック欄	分類	影響度のレベル	内容
	デ イ ン シ	レベル0	間違ったことが事前に発見され実施されなかった
		レベル1	患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できない)
		レベル2	経過観察や検査は行われたが、処置や治療は必要としなかった
	デ ア ク シ	レベル3a	簡単な処置や治療が必要になった
		レベル3b	濃厚な処置や治療が必要になった
		レベル4	永続的な障害や後遺症が残った
		レベル5	死亡(原疾患の自然経過によるものを除く)
		その他	暴力、クレーム(トラブル)など

【報告日】 年 月 日

【発生日時】 年 月 日 時 分頃

【発生場所】

【事故の種類】 誤薬・転落・転倒・熱傷・針さし・その他()

【発生原因・要因】 該当項目に○をつけて下さい。(重複可)

- <人的問題> 1. 確認 2. 観察 3. 判断 4. 知識 5. 技術
 <物的問題> 6. 医療機器 7. 視覚的表示 8. 施設設備 9. 薬品
 <システム> 1 0. 情報 1 1. 記録 1 2. 報告 1 3. 指示 1 4. 説明
 1 5. 対応 1 6. 環境 1 7. 連携
 <その他> 1 8. その他

【発生状況と対応】

事故の発生状況と直後の対応

その後の経過(患者の状況: 患者・家族に対する説明内容を含む)

今後このような事故を起こさないためには、どうしたらいいか

【実習担当教員としての意見: 対応・改善策等】

科目名:

実習担当教員名: _____

看護学部 ハラスメントの防止と相談

学生ポータルに掲載します。

その他

1) 敷地内全面禁煙

本学は敷地内全面禁煙となっています。受動喫煙による健康への悪影響は明らかであり、また、人目につかない場所での喫煙は、不審火を起こす恐れもあることから防火管理上も非常に問題です。禁煙の徹底をお願いします。

2) 敷地内全面アルコール類摂取禁止

学校は、勉学および自己鍛錬の場であり、そのためにアルコール類の摂取は必要ないと考えます。またアルコールによる健康被害やアルコールが引き起こす事故も増えており、かつ学生には未成年者もいることから、敷地内はアルコール摂取を全面禁止とします。

3) 携帯電話等

授業や実習あるいは試験の際は当然ですが、図書館内や通学の際のバスや電車の車内における携帯電話等の使用については、マナーモードに切り替える・電源を切る等状況に応じた良識のある行動をとってください。院内においては使用禁止です。使用禁止区域等に気をつけてください。

4) ごみの始末

ペットボトルや空き缶、菓子等の包装紙は自分でゴミ箱に捨てましょう。また、ジュース等の飲み残しやカップめん等の容器等はそのままにせず、各自が水気を切ってから捨ててください。

5) 自転車通学禁止

本学に設置されている駐輪場は患者さんのためであり、職員および学生用には設置していません。自転車での通学は禁止です。

6) 郵便物・宅配物について

学生宛の私的な郵便物・宅配物については取り扱いません。

6 図書館利用案内

図書館は、教育・研究に必要な資料を収集・管理しています。以下の規則を守り、利用してください。

(1) 開館時間

・各館の開館時間は以下の通りです。開館時間は変更になる場合があります。

	平日	土曜日	日曜日
本館	9:00～22:00 閲覧室 9:00～19:00 アカデミックコモンズ 9:00～22:00	9:00～17:00	休館日
東医療センター図書室	9:40～18:00	10:00～14:00 (第3土曜日休室)	
八千代医療センター図書室	病院実習期間中、八千代医療センター ICカードを配布された期間のみ利用可能		
掛川図書室	10:00～16:00	9:00～13:00 (第3土曜日休室)	
看護専門学校図書室	9:40～18:00	9:00～13:00 (第1土曜日のみ開室)	

(2) 休館日

・日曜日、国民祝日、本学創立記念日、年末年始、蔵書点検期間

(3) 利用資格

・本学の学生・教職員、至誠会会員、看護系同窓会会員、および図書館長の許可した者に限ります。

(4) 入退館

・入りロゲートに学生証をタッチしてください。
・退館時も同様に退館ゲートにタッチしてください。

(5) 館内閲覧

・係員の指示に従ってください。
・閲覧を終えたときは直ちに図書を返却し、規定の手続を経ずにこれを館外に持ち出してはいけません。
・図書館においては静粛を旨とし音読、談話、飲食をしてはいけません。
原則、飲食禁止ですが、蓋付き飲み物に限り可能です。

(6) 館外貸出

・図書、雑誌を借りる時は、学生証を必ずお持ちください。カウンターまたは、自動貸出機で手続きをします。
・貸出の冊数、期間は以下の通りです。

	貸出期間	更新	冊数
図書	7日間	1回	5冊
雑誌	7日間	不可	5冊
参考図書	オーバーナイト	不可	2冊

・貸出期間の更新（図書のみ）については、借りた日の翌日から返却期限日までのいつでも可

能です。返却期限日は延長手続きした日から1週間になります。手続きは図書館カウンター、またはMyLibraryの中で手続きができます。カウンターで延長する際は学生証をお持ちください。なお、更新ができるのは1回だけです。借りている図書に予約がある場合、更新はできません。

- ・貸出中や新着展示中の図書、雑誌はカウンターで予約できます。予約した新着雑誌は新着展示終了後、新着図書は第三月曜日からの貸出となります。
- ・R ラベルのついた辞書や事典（参考図書）は閉館1時間前より翌日の開館1時間後まで貸出ができます。（オーバーナイト）

(7) 返却

- ・カウンターに返却してください。
- ・閉館中は、ブックポストへ返却してください。

(8) MyLibrary の利用

- ・学生ポータルログイン ID/パスワードでログインできます。
- ・利用終了後は、画面右上にある「ログアウト」ボタンをクリックし、ログアウトを行ってください。

(9) 延滞料

- ・貸出期間を過ぎた場合は、図書・雑誌は1日につき1冊20円、視聴覚資料は1日につき1本100円の延滞料を徴収します。

(10) パソコンの利用

- ・図書館カウンター前の学術情報PCコーナーをご利用ください。
- ・USBを使用する場合は必ずウイルスチェックPCで検疫を行ってください。
- ・基本ソフトやアプリケーションソフトの設定を変えないでください。装備してあるソフトのコピーは出来ません。自作のデータはコンピュータに残さず自分のUSBメモリー等に保存してください。
- ・ソフトの使用方法等の相談は、カウンターのITサポートデスク担当者が対応します。
- ・印刷は有料です。コイン式複合機から出力されます。

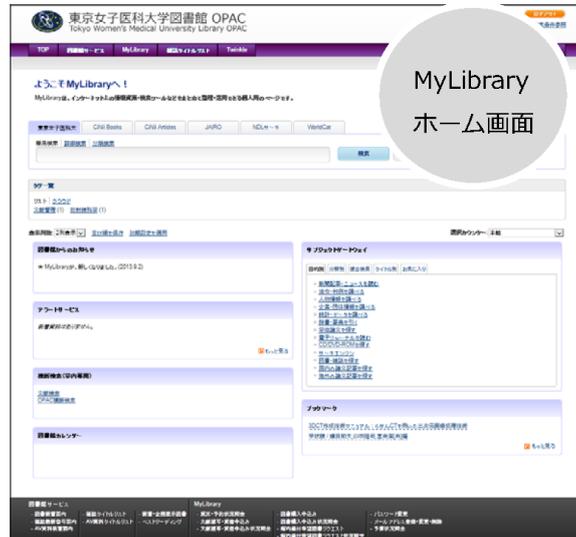
* 図書館の詳しい利用案内・お知らせ等は、図書館ホームページをご覧ください。

<http://www.lib.twmu.ac.jp/>（学内専用）

<http://www.twmu.ac.jp/library/>（学外向け）

MyLibraryのサービス紹介

- ・図書館からのお知らせ
- ・新着アラートサービス
- ・サブジェクトゲートウェイ:
データベースや電子ジャーナルのリンク。
お気に入りを選択しリンク集をつくる
ことができます。
- ・ブックマーク: お気に入りの図書・雑誌を
カテゴリ別に登録できます。
- ・タグの設定: 資料に任意のキーワード(=タグ)
を付与し、そのタグで簡単に検索できます。
- ・横断検索: 各種データベースやOPACの
横断検索ができます(学内専用)。



文献複写/現物貸借

1論文1申込に続きものは別々に入力してください。
著作権に関する一切の責任は申込者が負います。
同一エリア内の資料の申込みはできません(本館⇔河田町分室、東セ図書室⇔看護図書室)。
直接出向いでご自身で複写してください。
教職員のみ本館⇔河田町分室の複写依頼を恐れ付けます。(2012年4月2日より)

受取館の希望は通信欄にご記入ください。

氏名 東

連絡方法を指定してください。

E-mail
 電話 000-0000-0000 9999999999
 内線
 所属館内掲示

支払料金を選択してください。

支払料金 私費

申込方法を選択してください。

申込方法 文献複写 現物貸借

各分室、他大学への
コピー依頼/貸借の
お申込みができます。

- ・貸出期間延長(図書のみ)、予約
- ・貸出/予約状況の確認
- ・図書館備付希望図書のリクエスト
- ・文献複写/貸借申込みと状況照会
- ・メールアドレスの登録

貸出・予約状況照会

氏名 所蔵

貸出状況 予約状況 貸出・返却履歴

★ 資料は多くの方が利用します。期限日までの返却をお願いします。
 ★ 貸出期間を延長される場合は、「延長」ボタンをクリックして下さい。
 延長期間は手続した日から1週間。
 延長できるのは図書のみ、1回限りです。(雑誌・AV資料は延長できません。
 延滞している図書は、延長手続きできません。)

Show 10 entries

No.	登録番号	貸出日	継続回数	返却期限日	予約有無	配架場所
1	1301282555	2013.09.04	0回	2013.09.11	0人	婦科消化器内科 = Clinical gastroenterology ; 27(9) 本館雑誌

Showing 1 to 1 of 1 entries

貸出/予約中の資料
の確認、延長が
できます。

▶ URL : <https://mylibrary.twmu.ac.jp/mylibrary/>

7 課外活動

看護学部学友会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東京女子医科大学看護学部学友会と称し、その事務所を東京都新宿区河田町8番1号東京女子医科大学学務部看護学部学務課におく。

(目的)

第2条 本会は本学創立の精神に基づき学園生活を充実せしめ、学風の振興に寄与することを目的とする。そのために会員相互の意志の疎通をはかり親睦を厚くし、学生・教職員および卒業生協力のもとに文化および体育の向上など課外活動の興隆につとめるものとする。

(構成)

第3条 本会は次の会員によって構成する。

- (1) 正会員 本学部の学生とする。
- (2) 特別会員 本学部の学部長・教授・准教授・講師・助教とする。
- (3) 賛助会員 本学看護系教育機関卒業生などの有志。

(活動)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため次のことを行なう。

- (1) 学生会活動。ただし学生会は正会員により構成される。
- (2) 刊行物の発行
- (3) その他、本会の目的達成に寄与する事項

(学生会)

第5条 学生会活動に関する規約は別にこれを定める。

第2章 組織

(組織)

第6条 本会に会長・副会長・総務委員会・常置委員会として予算委員会および会計監査委員会、諮問委員会として特別委員会をおく。

第7条 会長は本学の学長がこれにあたる。

2. 副会長は学部長および学生代表1名があたる。

3. (1)総務委員は正会員7名、特別会員4名および委員長を含めた計12名によって構成される。正会員の7名は各学年1名と学生会常置委員会各1名とし、特別会員の4名は教授、准教授、講師、助教より各1名を会長が委嘱する。

(2) 総務委員会委員長（以下総務委員長）は学生部長がこれにあたる。

(3) 副委員長は正会員委員および特別会員委員のそれぞれ互選により1名ずつ選ぶ。委員長に事故ある時、副委員長はその職務を代行する。

4. 予算委員会は総務委員のうち委員長と正会員委員および特別会員委員各2名の5名によって構成される。

本委員会委員長には総務委員長がこれにあたる。

5. 会計監査委員会は正会員および特別会員それぞれ2名計4名をもって構成する。委員長は委員の互選による。ただし総務委員は本委員会を兼任することはできない。

6. 特別委員会は必要に応じ特定の事項を審議するため設けられる。その構成運営についてはその都度定める。

第3章 運営

(運営)

第8条 会長は会務を総括し本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。

(総会)

第9条 総会は本会の議決機関である。

2. 総会は総務委員会より提出された次の事項について議決しなければならない。

(1) 本会の予算案および決算報告

(2) 本会の規約改正

(3) その他本会に関する重要事項

3. 総会は次の場合、会長が1週間以内にこれを召集しなければならない。

(1) 定例総会は毎年度1回開催する。

(2) 臨時総会は次の場合に開催する。

(イ) 会長が必要と認めた場合

(ロ) 総務委員会の要請があった場合

(ハ) 正会員、特別会員の $\frac{1}{5}$ 以上の要請があった場合

4. 総会の開催については3日前までに期日、場所および議題が公示されなければならない。

(総務委員会)

第10条 総務委員会は本会の執行機関であり次の事項を処理する。

(1) 本会の予算の立案と予算の執行

(2) 刊行物の発行、講演会、大学祭その他全学的な行事

(3) 本会規約改正の立案

(4) 決算報告書の作成

(5) 総会に提出する議題の決定

(6) その他本会運営上の必要事項

2. 総務委員会は次の場合に委員長が1週間以内にこれを召集しなければならない。

(1) 定例原則として毎月1回

(2) 臨時 (イ) 正会員、特別会員いずれかの $\frac{1}{5}$ 以上の要請があった場合

(ロ) 総務委員長または総務委員 $\frac{1}{3}$ 以上の要請があった場合

第4章 会計

(収入)

第11条 本会の経費は会費その他の収入で支弁する。

(入会金および会費)

第12条 本会の入会金および会費を次の如く定める。

(1) 正会員の入会金を6,000円とする。

(2) 正会員会費は年額5,000円とする。なお正会員の会費は学費と同時に納入するものとする。

(3) 特別会員の会費は年額教授6,000円、准教授4,500円、講師3,500円、助教2,000円とする。

(4) 賛助会員の会費は年額1口4,000円とする。

(5) 特別会員、賛助会員の会費は7月末までに納入する。

(会計年度および中間報告)

第13条 本会の会計年度は1期とし4月1日より翌年3月31日までとする。なお必要に応じて会計監査委員会で中間報告を行なう。

(予算立案と決定)

第14条 本会の予算は予算委員会の配分案を総務委員会で立案し総会で決定される。

(収支決算報告)

第15条 総務委員会は本会の収支決算書を作成し会計監査委員会の監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

(会計手続)

第16条 会計手続の細則は別に定める。

第5章 予算委員会

(委員会の責務)

第17条 本委員会は予算の原案を作成する。

(予算の執行)

第18条 総会で承認された予算の執行は総務委員長がこれにあたる。

第6章 会計監査委員会

(会計監査委員会の責務)

第19条 本委員会は会計中間報告および毎年度末の収支決算報告を監査してその結果を総務委員会および総会に報告する。

第7章 総会および各委員会の運営

(定足数)

第20条 総会は正会員および特別会員総数の $\frac{1}{4}$ 以上をもって成立し委任状を認める。

2. 総務委員会および各委員会は構成員総数の $\frac{2}{3}$ 以上をもって成立し委任状を認める。

(議長および副議長)

第21条 総会の議長は会長がこれにあたり副議長は副会長がこれにあたる。

2. 総務委員会の議長は総務委員長がこれにあたり副議長は副委員長がこれにあたる。

3. その他の委員会の議長はそれぞれ委員長がこれにあたり必要ある時は副議長を委員の互選によって選ぶ。

(議決)

第22条 総会の議決は出席者の過半数によって行なわれる。

2. 各委員会の議決は過半数によって行なわれる。可否同数の時は議長がこれを決定する。委任状を認める。

第8章 委員の任期

(各委員の任期)

第23条 本会各委員会委員の任期はすべて1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 委員の改選は毎年4月とする。ただし解散後、新役員の選出任命までは旧委員がその職務を代行する。

3. 委員の不信任は学友会会員の $\frac{1}{4}$ 以上の連記で発議し選出母体構成員総数の過半数の決議により成立する。

4. 不信任された委員は1週間以内に辞任しなければならない。

5. 欠員が生じた場合は直ちに補選する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

学友会規約第 15 条会計手続細則

(予算請求の手続)

第 1 条 各部の会計係は所定の請求書に記入し、顧問ならびに総務委員長の承認を受け現金を受領するか、もしくは指定口座にて振込みを受ける。学生会委員会会計係は所定の請求書に記入し、総務委員長の承認を受け現金を受領するか、もしくは指定口座にて振り込みを受ける。

第 2 条 その他の経費は第 1 条に準ずる。

第 3 条 学生会委員会、各部会計係は出納簿に記帳して領収書を保管し総務委員会または会計監査委員会の要請があった時はすみやかに提出する。

看護学部学生会規約

本規約は東京女子医科大学看護学部学友会規約第 5 条に基づくものである。

第 1 章 総則

第 1 条 本会は東京女子医科大学看護学部学生会と称する。

第 2 条 本会は学生の自治により学生生活の充実向上を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は本学看護学部学生会員によって構成される。

第 4 条 会員は本規約に定められていることに義務と責任を持つ。

第 2 章 組織及び運営

第 5 条 第 1 章第 2 条の目的を達するために学生総会・学生会委員会・常置委員会・会計監査・選挙管理委員会をおく。

(1) 学生総会

1. 学生総会は学生会の最高議決権を有する。
2. 定例総会は年 1 回開催し、学生会委員長がこれを召集する。
3. 学生総会の議長は出席会員の中から選出する。
4. 学生総会成立のための定足数は全会員の $\frac{1}{2}$ 以上とし、委任状を認める。
5. 議決は出席会員の $\frac{1}{2}$ 以上の賛成をもって成立する。
6. 次に掲げる場合は臨時総会を開かなければならない。
 - ① 学生会委員会からの要請があった場合
 - ② 全会員の $\frac{1}{4}$ 以上の要請があった場合
7. 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。
 - ① 学生会の年度方針
 - ② 決算
 - ③ 予算
 - ④ 規約の改正
 - ⑤ 部の新設及び解散
 - ⑥ 常置委員会の新設及び解散
 - ⑦ 学生会委員会委員（以下学生会委員）及び学生会委員会の不信任

(2) 学生会委員会

1. 本委員会は各学年より選挙によって選ばれた学生代表計 13 名の学生会委員により構成される。選挙の基準に関する規則は別に定める。
2. 学生会委員は次の運営委員を互選するものとする。

委員長 1名 副委員長 1名
 書記・広報・渉外 3名（うち担当責任者 1名）
 会計 1名
 常置委員会担当者 3名（各常置委員会担当 1名）
 学友会総務委員会担当者 4名（各学年 1名）

3. 委員の任期は 4 月から翌年の 3 月までの 1 年とし、毎年 4 月に改選する。ただし再任は妨げない。
4. 委員会は次の仕事を行なう。
 - ① 学生生活全般の改善・円滑化を図ること。
 - ② 新入生歓迎会・卒業生送別会・講演会・映画会・調査研究会・見学・懇談会その他会員の文化的活動を促進すること。
 - ③ 毎年 3 月に次年度予算を立案し、これを部長会、及び学生総会において審議承認を受けた後、学友会総務委員会に提出すること。
 - ④ 部の新設、昇格及び解散について審議し、学生総会に諮ること。
 ただし、当該事項の次の基準を満たし部長会の了承を得ていることを必要とする。

（昇格および設立の基準）

	部への昇格	同好会の設立
人 数	4 名以上	2 名以上
活 動 実 績	具体的な活動を年 2 回以上行う	—

（降格および解散の基準）

	部からの降格	同好会の解散
人 数	3 名未満	2 名未満
活 動 実 績	2 年連続して具体的な活動が年 1 回も行われていない。またこの項目に関して 3 年連続して審議の対象となったときは自動的に降格・解散	

注 1. 具体的な活動とは、対外試合出場、活動発表などそのクラブ又は同好会活動内容がはっきり部外者にわかるような活動を指す。

2. 部・同好会と認められた団体は、部室の使用と予算の配分を受けることができる。

- ⑤ 学友会総務委員会の一員として代表を送る。
 代表は、学生会委員のうち各学年より選出された 4 名と常置委員会各 1 名の計 7 名とする。但し、必要に応じて常置委員会代表者を加える。
5. 定例委員会は、原則として月 2 回これを行なう。学生会委員以外の会員が定例委員会の傍聴を希望するときは、その出席を認める。
6. 委員会の不信任または委員のリコールは全学年の 以上の連記で発議し、学生総会出席会員の過半数の同意をもって成立する。
7. 本委員会は各常置委員会に必要事項を諮問し、また常置委員会の決議事項について審議の上ともに執行する。この執行にあたっては学生会委員会が一切の責任を負う。
8. 学生会委員会は常置委員会が任務を遂行していないときはリコールすることができる。

(3)常置委員会

1. 学生会の諮問機関として次の常置委員会をおく。
 - ① 大学祭実行委員会
 - ② 図書委員会

③ 部長会

2. 常置委員会の構成は、大学祭実行委員会は各学年 5 名、図書委員会は各学年 2 名、部長会は各クラブ、同好会部長の委員と学生会委員会の各常置委員会担当者 1 名よりなる。
3. 常置委員会の委員長は常置委員内で互選され、学生会委員長より任命される。
4. 常置委員会の例会は毎月 1 回これを行なう。ただし必要があれば常置委員長が臨時にこれを召集することができる。
5. 常置委員の任期は 1 年とし、その改選は学生会委員の改選に準ずる。
6. 常置委員会の委員長は必要があれば学生会委員長に対して臨時の学生会委員会の開催を要請できる。また学生会委員長は本要請があった時は直ちに学生会委員会を召集しなければならない。
7. 各常置委員会は委員の $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立する。
8. 各常置委員会の議長は出席委員の中より選出する。
9. 各常置委員会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立し、可否同数の際は議長がこれを決する。
10. 各常置委員会規程は別に定める。

(4) 会計監査

1. 会計監査委員は各学年 1 名計 4 名により構成される。これらの委員は学友会会計監査も兼任する。
2. 会計監査委員会は毎年度末学生会委員会及び各クラブより提出された決算を監査し、定例学生総会において承認を得ること。

(5) 選挙管理委員会

1. 各学年 1 名の委員を選び選挙管理委員会を構成する。
2. 本委員会は学生会委員の選挙の基準を定め、それによって各学年における選挙を実施する。

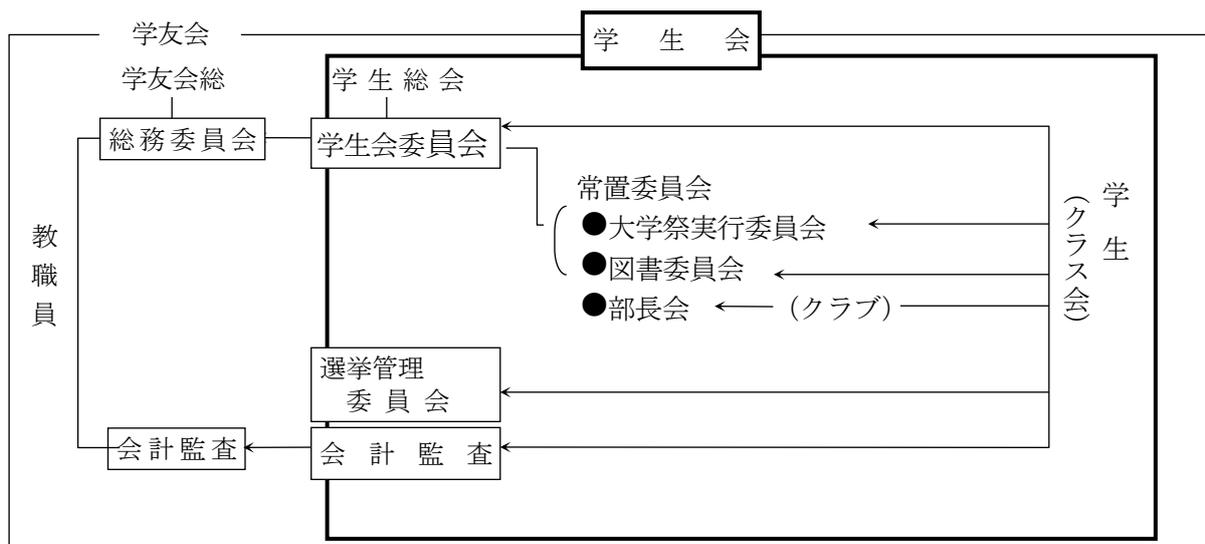
第 3 章 会計

第 6 条 本会の会計は学友会費をもって運営する。学友会費は学生会委員会、各クラブおよび大学祭実行委員会その他の活動費に当てる。

第 7 条 本会の会計年度は委員の任期に準ずる。

第 8 条 本会の決算は会計監査委員会において監査した後、学生総会に提出し審議承認を受けなければならない。

学生会組織図



学生会委員会内規

- 1.学生会委員会は全委員の過半数かつ2学年以上の出席をもって成立する。
- 2.本委員会の議長は委員会開催のつど出席者の承認を得なければならない。
- 3.本委員会の議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。
- 4.書記・広報・渉外には学生会委員各1名ずつ計3名がこれにあたる。
これらの委員は本委員会における記録をまとめ適時学生会通信により報告する義務がある。
- 5.会計は学生会委員会費を責任をもって管理する。毎年度決算は会計監査委員会に提出する。
なお、学友会費の予算・決算の立案には会計と部長会担当者が部長会と協力して行なう。
- 6.月2回定例委員会を開催する。
- 7.傍聴者は発言権はあるが議決権はない。

学生会委員選挙の基準に関する細則

学生会委員の選出につき以下の基準を定める。

- 1.学生会委員選挙は選挙管理委員会が実施する。
- 2.選挙は各学年単位で行ない立候補者が4名未満の場合、当該学年は告示期間を延長し（但し1週間以内）推薦を含めて候補者を募った後選挙を行なう。
- 3.立候補者が4名の場合は信任・不信任の投票を行なうこの場合投票者の過半数の信任をもって当選とする。
不信任候補者があった場合はすみやかに補充選挙を行なう。
- 4.立候補者が5名以上の場合各投票者4名連記により投票し得票数の上位4名を当選とする。
- 5.学生会委員会発足後不信任が成立した場合1週間以内に解散し、選挙管理委員会はすみやかに告示する。
- 6.学生会委員のリコールが成立した場合当該委員はただちに辞任し当該学年においてすみやかに補充選挙を行なう。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

（付）新年度のクラス内委員選出の要領

(クラス関係)

- | | | |
|----------|-------|--------------------------------------|
| 1) クラス委員 | …………… | 2～3名 |
| 2) 会計 | …………… | 2～3名 |
| 3) その他 | | |
| | [| 各学年の必要性に応じてアルバム委員、
各教科別試験対策委員 etc |
| |] | |

(学友会関係)

- | | | |
|---------------------|-------|-----|
| 4) 選挙管理委員 | …………… | 1名 |
| 5) 会計監査 | …………… | 1名 |
| 6) 大学祭実行委員 | …………… | 5名 |
| 7) 図書委員 | …………… | 2名 |
| 8) 学生会委員 | …………… | 4名* |
| *但しうち1名は学友会総務委員となる。 | | |

注1. 1)から7)までの委員の選出にあたっては自薦、他薦を問わない。

注2. 8)の学生会委員の選出にあたっては各学年の選挙管理委員が責任をもって「学生会委員選挙の基準に関する細則」に従って行うものとする。

注3. すべての委員は原則として学友会総会までに決定すべきものとする。

常置委員会規程

学生会規約第2章第5条(3)－10に基づいて次の規程を定める。

図書委員会規程

- (1)学生の図書館利用に関する諸事項に対して学生の意見をまとめ、充実した学生生活がおくれるよう大学側と話し合うことを目的とする。
- (2)本委員会は各学年2名と、学生会委員会の本委員会担当者1名からなる。
- (3)任期は1年とし学生会員に準じ3回までの再選は認める。
- (4)委員長は委員内で互選され、学生会委員長により任命される。
- (5)原則として毎月1回例会を行う。必要あれば委員長が臨時にこれを召集することができる。
- (6)本委員会の代表者1名は学友会総務委員となるものとする。
- (7)大学側との話し合いの場として図書懇談会に参加する。

大学祭実行委員会規程

- (1)本委員会は大学祭の実施においてその企画・運営を行ない、大学祭開催を円滑にすることを目的とする。
- (2)本委員会は各学年5名と、学生会委員会の本委員会担当者1名からなる。
- (3)任期は1年とし学生会委員に準ずる。
- (4)委員長は委員内で互選し、学生会委員長により任命される。
- (5)本委員会は必要に応じ委員長が召集する。
- (6)本委員会の代表者1名は学友会総務委員となるものとする。
- (7)本委員会の会計は学友会学生会をとおすすめのものとする。

部長会規程

- (1)本会は学生会にあってクラブ及び同好会の活動及び運営を円滑に行ない、クラブ・同好会相互の連絡を緊密にすることを目的とする。
- (2)本会は各クラブ・各同好会の部長および学生会委員会の部長会担当者1名からなる。
- (3)任期は1年とし学生会委員に準ずる。
- (4)委員長は委員内で互選し、学生会委員長により任命される。
- (5)委員長或いは学生会委員会、部長会担当者が必要と認めた時及び本会会員の $\frac{1}{3}$ 以上の要請があった時に会を召集することができる。
- (6)学生会委員会は必要あれば部長会に対して審議事項を指示することができる。
- (7)本会の代表者1名は学友会総務委員となるものとする。

クラブおよび同好会紹介

文化部と体育部があり、次の各部が活躍している。(令和元年度実績)

音楽部、小児ボランティア OHANA、NS 戦隊★救急レンジャー、ワンダーフォーゲル部*、室内楽団*

*医学部主催のクラブに参加することもできる。

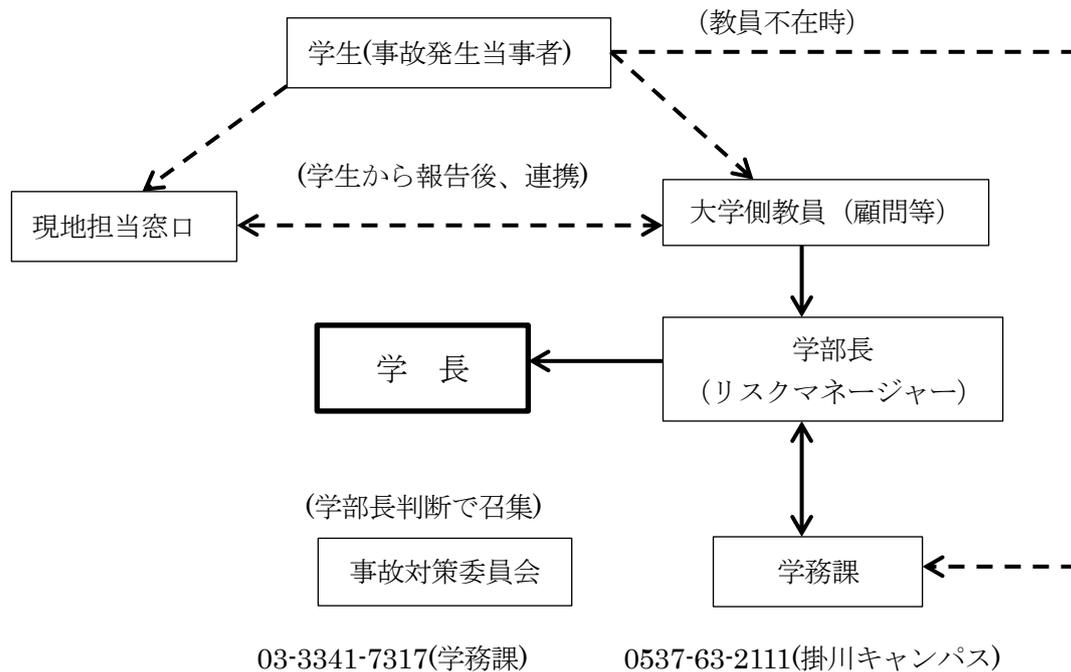
看護学部 部・同好会学外活動時の事故防止マニュアル

部・同好会において、学外での集会、合宿等で遠出をする場合の学生の安全を図るため。以下の通り、部・同好会学外活動時の事故防止マニュアルを定める。

1. 学生は、部・同好会において学外での活動を行う場合には、必ず事前に「集会・合宿許可願い」を学務課に提出するものとする。
2. 事故発生時の対応
 - (1) 事故が発生した場合には、学生は速やかに大学側教員(部・同好会顧問等)、または看護学部学務課に報告する。
 - (2) 報告を受けた教員または学務課員は、事故の状況を把握し学部長に報告する。
 - (3) 学部長は把握した事故の状況を学長に報告する。
 - (4) 学部長が必要と判断した場合は、事故対策委員会を召集する。
 - (5) 学部長は、現地担当窓口(施設、警察等)と連絡のうえ、学生・家族に対応する。
 - (6) 学長、学部長は必要に応じて、マスコミに対応する。
3. 事故発生後の対応
 - (1) 大学側教員または事故対策委員会は、事故の状況・対応について把握し、報告書に記載し、学部長ならびに学長に報告する。
 - (2) 法的対応が必要な問題が生じる場合は、事故対策委員会は法務部と相談協議する。

事故発生時の対応および報告ルート

- : 学生の対応
 — : 教員の対応



クラブおよび同好会活動に対する活動停止の申し合わせ

1. クラブおよび同好会活動において、活動中の団体もしくは個人に起因する大学内の校則等違反および反社会的行動もしくは下記にあげるような行動があった場合には、学生委員会で審議し、看護学部長に上申し、活動停止を決定する。
2. 決定事項は教授会への報告事項とする。
3. 活動停止期間は、1週間から無期限までとする。
4. 無期限の場合の活動停止の解除は、学生委員会で審議し看護学部長に上申する
5. 活動停止をうけたクラブもしくは同好会は、それに該当する行動に対して、再発防止策を提出する。
6. 活動停止に値する行動のうち、極めて悪質だと判断される場合には始末書の提出を課し、4年間で3回に達した時点でクラブもしくは同好会を解散とする。
7. 活動停止に値する案件
 - 1) 活動中の校舎内の飲酒、喫煙
 - 2) 校舎内外を問わず活動中（含む会合）の未成年の飲酒、喫煙
 - 3) 校舎内外を問わず活動中（含む会合）の飲酒の強要を含むハラスメント
 - 4) 飲酒に起因した疾病や事故の発生
 - 5) 学内外の施設の不適切使用
 - 6) 公金の不適切使用
 - 7) 活動中の学生便覧内規に反する行動
 - 8) 活動中の反社会的行動
 - 9) その他 看護学部生として相応しくないとと思われる行動

8 学務課からのお知らせ

看護学部学務課は学生生活の全般にかかわる直接の事務を担当しています。

窓口取り扱い時間

平日	9:00～17:00
土曜日	9:00～13:00

*窓口休業日 日曜・祝日・年末年始・創立記念日（12/5）

*業務の都合で、窓口休業日及び窓口取り扱い時間が変更となる場合があります。

学生証・定期券・学割

1. 学生証

学生証は本学学生の身分を証明するものですから、学内では左胸に着用し、常時所持すること。

- ① 学生割引証の請求、定期券を購入する際は学生証の提示が必要です。
- ② 学生証を紛失した場合は、速やかに再発行願を提出し、再交付を受けなければなりません。
(学生証の再交付手数料 5,000 円)
- ③ 学生証は1年生の年度初めに交付します。

2. 通学定期券の購入

通学定期券の区間は現住所の最寄り駅から大学までに限られています。最寄りの定期券発行所で、大学で発行する「通学証明書」（学生証裏面シール）に所定事項を記入し、学生証を添えて申し込んでください。バスで通学する場合も最寄りの発行所にて確認して下さい。

カリキュラム内での病院実習で通学圏外での定期券が必要な場合は、事前に看護学部学務課に申し出てください。実習用定期券の発行は約1か月後になります。

3. 学生割引証の交付

- ① JR で片道区間 100km をこえて旅行する場合、個人学生割引を利用すると、大人普通旅客運賃が2割引となります。

この割引証交付にあたっては学務課の窓口で「学割申込用紙」に所定事項を記入し、学生証を添えて申し込むことが必要です。

学生割引証の有効期限は交付後3ヶ月以内です。

学生割引証裏面の注意事項を厳守してください。窓口の発行は1度に2枚までです。交付は翌日となりますので、必ず前日までに申し込んでください。

- ② 合宿や大会にクラブで参加する場合は、学務課の窓口にあるクラブ学割交付願に所定事項を記入して申し込んでください。交付は1週間後です。
- ③ 教職員が引率する学生15名以上の団体が発着駅および経路を同じくし、その全行程を同一人員で旅行する場合、団体学生割引（教職員は3割引、学生は5割引）を受けることができます。団体学生割引を利用しようとする時には、JR 駅にある団体旅行申込書に記入して、学務課に提出してください。証明は翌日になります。

各種証明書・諸届・願い出

在学期間中に数多くの届や証明書の交付申請が必要となります。また卒業後も必要となることがあります。届出書類によっては印鑑が必要な場合があります。

<各種証明書の申し込み方法>

1. 学務課窓口カウンターにある「証明書等交付願」に必要事項を記入する。

- ※申込日、提出先などの記入漏れがある場合は受け付けません。
- 記入後、学務課窓口へ提出し必要に応じて証明書代金を支払う。
 - 交付については下記のとおりとなります。また、英文の証明書については通常 1 か月程度の時間を要します。

受付曜日	発行日時
月曜日～木曜日	翌日の午後 2 時以降
金曜日～土曜日	翌週月曜日の午後 2 時以降

※即日発行は致しません。

証明書

項目	手数料 (1 通につき)	備考
在学証明書 (和文)	500 円	翌日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付※1
卒業証明書 (和文)	500 円	翌日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付※1
成績証明書 (和文)	500 円	翌日午後 2 時交付
〃 (英文)	1,000 円	7 日後交付※1
卒業見込証明書	500 円	翌日午後 2 時交付
調査書	500 円	7 日後交付※1
推薦書	—	7 日後交付※1
診断書関連	※2	7 日後交付
既修得単位認定申請書	—	
追再試験受験願	3,000 円	1 科目につき
学生証 (再発行)	5,000 円	1 ヶ月後交付
仮学生証	2,000 円	当日の試験時に限り使用可、即時交付
学割 (旅客運賃割引証)	—	翌日午後 2 時交付
通学証明書	—	翌日午後 2 時交付

※1 1 ヶ月以上の期間を要することがあります。詳細は申し込みの際にご確認ください。

※2 診断書関連 学生健康管理室の定めた金額とします。

諸届、願出

項目	備考
現住所変更届	本人もしくは保証人の住所に変更
改姓・改名届	変更後の戸籍抄本を添付
保証人変更届	
欠席届	7 日以上欠席する場合
試験欠席届	事象が発生してから 7 日以内
休学願、復学願、退学願	
遺失物・拾得物届	
各種委員届	
集会願・施設借用願	
合宿願	合宿開始の 1 週間前までに提出
クラブ新役員届	
クラブ補助金申請書	
事故報告書	

その他

項 目		備 考
ロッカー鍵作製	3,000 円	紛失・棄損時
学生証用ソフトケース	250 円	
学生証用クリップ	250 円	
クリッカー用ソフトケース	250 円	
クリッカー用ストラップ	250 円	
クリッカー購入	8,640 円	紛失、破損時。

住所変更

在学中に本人または保証人が住所を変更した時は現住所変更届を速やかに学務課に提出してください。

学費

・学費の納入

2 学年以上の学費、諸会費は毎年度 5 月 31 日が納入期限になります。毎年度始めに納入金額の明細と、送金先を学資負担者宛に通知いたします。

各委員の選出

各学年のクラス内委員を 4 月中に選出して学務課まで届け出てください。

〈クラス関係〉

- 1) クラス委員 2～3 名
- 2) 学生懇談会委員 (2 年～4 年) 5 名
- 3) 会 計 2～3 名
- 4) 図書委員会 2 名
- 5) 防災委員 3～4 名
- 6) その他 (各学年の必要に応じて国家試験対策委員 etc)

〈学友会関係〉

学友会 副会長	1 名
総務委員	8 名
会計監査	2 名

〈学生会関係〉

委員長	1 名
副委員長	2 名
書記・広報・渉外	3 名 (うち担当責任者 1 名)
会 計	2 名
常置委員会担当者	3 名 (各常置委員会担当 1 名)
学友会総務委員会担当者	5 名

9 フローラドームトリートリー申し合わせ事項

(目的)

第1条 このドームトリートリーは、掛川キャンパスで行う授業、セミナー、研究活動および課外活動等において学生、教職員が宿泊するための施設である。

(利用心得)

第2条 利用者は諸規定を守り、互いに快適な生活が送れるよう努めるものとする。

(利用者)

第3条 利用者は原則として看護学部の学生および教職員とする。

(利用順位)

第4条 利用の優先順位は、4年次における統合実習のための宿泊を第一とし、その他の宿泊については申し込み順とする。

ただし、医学部学生が学修の一環として利用する場合は、看護学部学生の実習に準じて扱う。

2. 看護学部学生、教職員以外の者の宿泊については看護学部学生部長が決める。

(利用手続き)

第5条 宿泊を希望する者は、学務課に利用申込書を提出し、宿泊料金と引き換えに利用券の交付を受ける。

2. 利用者は到着後直ちに掛川事務室（または管理人）に利用券を提出し、利用室を決定の上鍵を受け取り入室する。

3. キャンセルによる宿泊料金の払戻しは宿泊予定日の2日前までとする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は居室内および共用部分の管理に責任をもつものとする。

附 則

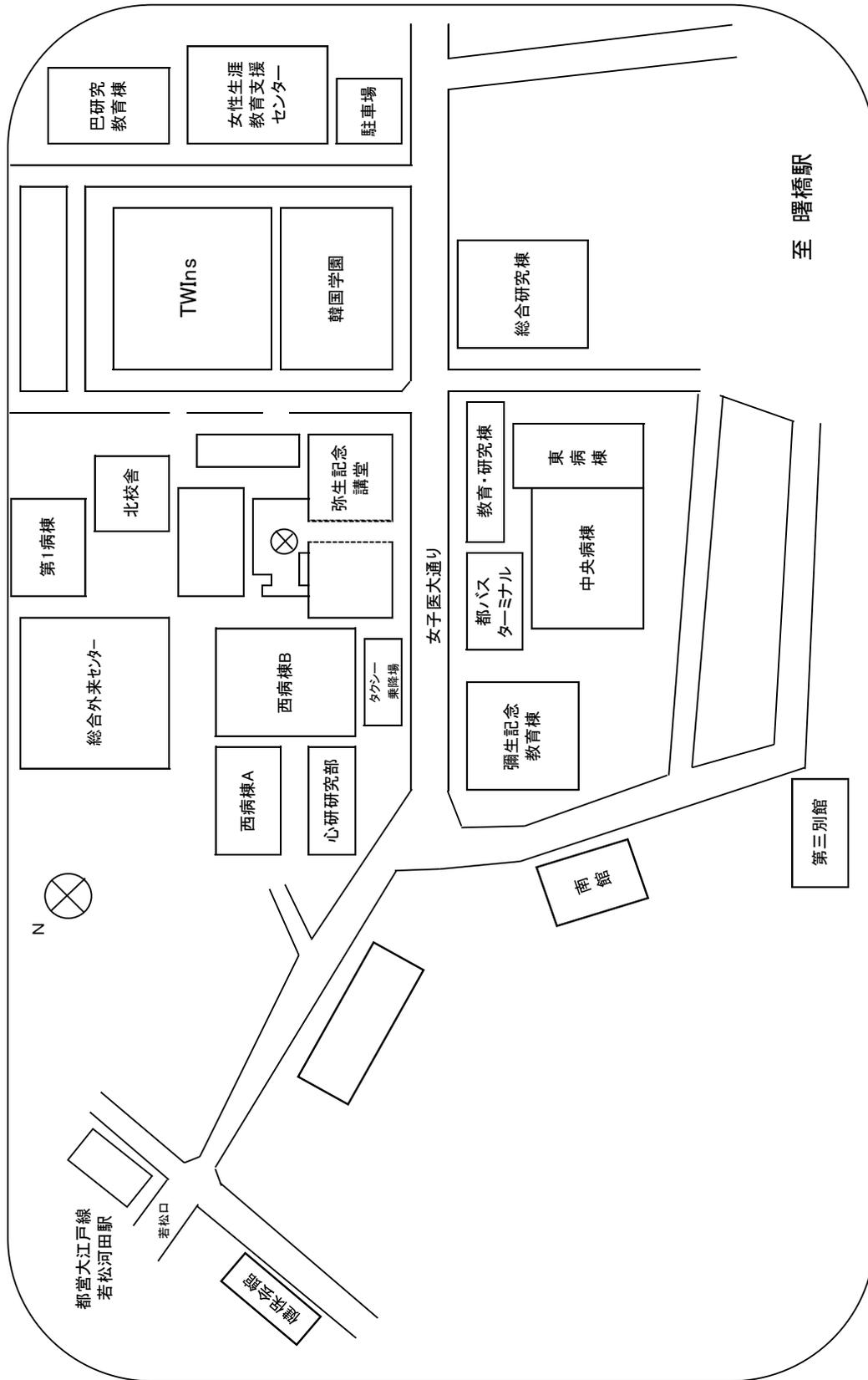
利用料および利用上の細則は別に定める。

10 キャンパス案内

1) 掛川キャンパス



2) 河田町キャンパス



12 行事予定

2020年

4月	4日	(土)	大学院入学式 (10:00) 大学院オリエンテーション (1年)
	6日	(月)	学部入学式 (14:00) 新入生歓迎交流会 (入学式後) 教育委員会オリエンテーション、教科書
	7日	(火)	販売 1年生オリエンテーション開始 (9日 (木) まで) 学生委員会オリエンテーション
	8日	(水)	授業開始 (2~3年・科目等履修生) 就職オリエンテーション (4年 12:30~13:30)
	10日	(金)	授業開始 (1年)
	15日	(水)	学生懇談会 (18:00~19:10)
	17日	(金)	看護学部学友会総会 (12:30~13:40)
	30日	(木)	休業日 (学則第8条)
5月	1日	(金)	休業日 (学則第8条)
	2日	(土)	休業日 (学則第8条)
	22日	(金)	吉岡彌生記念講演
	23日	(土)	個別相談会 (10:00~13:00)
	25日	(月)	アルバーノ大学国際交流 (~6/3 (水))
6月	22日	(月)	ハワイパシフィック大学 (~6/24 (水))
	28日	(日)	オープンキャンパス
7月	13日	(月)	夏季休業 (1年・3年 8月30日(日)まで、2年 9月8日(日)まで)
	27日	(月)	夏季休業 (4年 9月6日 (金)まで)
8月	7日	(金)	大学院博士前期・後期課程入学試験 (1期)
	20日	(木)	アルバーノ大学短期研修 (~9月5日 (土))
	23日	(日)	オープンキャンパス
	27日	(木)	保健師国家試験科目履修者選抜面接試験
	28日	(金)	総合防災訓練
	31日	(月)	始業 (1年・3年)
9月	7日	(月)	始業 (2年・4年)
	19日	(土)	個別相談会 (10:00~13:00)
10月	1日	(木)	解剖慰霊祭 (2年出席 14:00~)
	3日	(土)	女子医大看護学会学術集会 (4年生出席 10:00~)
	22日	(木)	女子医大祭準備 (1~4年 休講)
	23日	(金)	女子医大祭 (1~4年 休講)
	24日	(土)	女子医大祭 個別相談会 (10:00~13:00)
11月	28日	(土)	指定校・一般推薦入学試験 (1~4年休講)

12月 5日 (土) 本学創立記念日
16日 (水) 学生懇談会 (1~4年 18:00~19:10)
19日 (土) 個別相談会 (10:00~13:00)
21日 (月) 冬季休業 (2年・4年 1月8日(金)まで)
冬季休業 (1・3年 1月4日(月)まで)

2021年

1月 5日 (火) 始業 (1年・3年)
始業 (2年・4年)
12日 (火) 卒業に関する説明会 (4年 13:00~14:25)
20日 (水) 大学院博士前期・後期課程入学試験 (2期)
30日 (土) 一般入学試験 (1~4年休講)
3月 韓国梨花女子大学短期研修 (3月中旬 予定)
ハワイパシフィック大学短期研修 (3月中旬 予定)
2日 (火) 学部卒業式予行練習・成績表配布 (4年)
3日 (水) 学部卒業式 (於: 弥生記念講堂 11:00)
22日 (月) 春季休業 (1~3年 4月2日(金)まで)
大学院修了式 (14:00)

2021年度 (令和3年)

4月 1日 (水) 成績表・学生便覧配布 (新2~新4年)
科目等履修生オリエンテーション (全員)
3日 (土) 大学院入学式 (10:00)
大学院オリエンテーション (1年)
5日 (月) 学部入学式 (14:00)
新入生歓迎交流会 (入学式後)